

第7期東大阪市障害福祉計画

第3期東大阪市障害児福祉計画

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度



令和6(2024)年3月

東大阪市





# ご あ い さ つ

東大阪市では「お互いの個性を尊重し、安心して自立した生活のできる完全参加と平等のまち・東大阪」の実現を基本理念とし、令和2年度に策定した第4次障害者プラン及び第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画に基づき、様々な施策を展開してきました。



この間、国においては、令和3年に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の改正や令和4年には、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の制定等、インクルーシブな社会の実現に向けて、環境の整備が図られてきたところです。

本市では、市立障害児者支援センター「レピラ」を拠点として、ライフステージに沿って子どもから大人まで切れ目のない支援を行うとともに、地域の相談支援ネットワークの構築等により、安心して地域で暮らし続けるためのサービス提供体制の強化に取り組んできましたが、サービスの担い手である支援者の高齢化等により、福祉人材の育成、確保が大きな課題となっています。

また、障害者雇用の促進を目的として、市では令和3年度から精神障害者や知的障害者を非常勤職員として採用し、庁内から依頼される様々な業務を請け負う「スクラムオフィス」を開設しました。

共生社会の実現に向け、障害者が社会に出て「はたらく」ことについて、できるかぎり早い段階から、適切な情報提供を行うとともに、能力や適性についての評価を行うことで、就労に対する意欲を引き出す取り組みを進めてまいります。

これらの課題や目標について行動するため、このたび東大阪市における障害福祉の支援体制の整備に関する具体的な行動計画である第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画を策定いたしました。本計画に基づく施策を着実に実行していくために、市民の皆様をはじめ関係各位におかれましては、なお一層のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました、障害者計画等策定合同会議の委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントを通じて貴重なご意見をいただきました市民の皆様ならびに関係諸機関の皆様には厚くお礼申し上げます。

令和6年3月

東大阪市長 野田 義和



# 目次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置づけと期間	4
(1) 計画の位置づけ	4
(2) 計画期間	5
3 計画の基本的な考え方	7
(1) 国・大阪府の基本的な考え方	7
(2) 本市における障害福祉施策の基本的な考え方	10
(3) 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方	13
(4) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方	15
(5) 障害児支援体制の確保に関する基本的な考え方	17
4 計画の策定体制	19
(1) 東大阪市障害者計画等策定合同会議	19
(2) 障害福祉計画等策定に関する調査の実施	19
(3) パブリックコメント	20
第2章 障害のある人を取り巻く状況	21
1 障害のある人等の状況	21
(1) 総人口と高齢化等の状況	21
(2) 障害のある人の状況	22
(3) 障害のある子ども等の状況	28
2 障害福祉計画・障害児福祉計画の実施状況	30
(1) 障害福祉計画	30
(2) 障害児福祉計画	36
3 市民の意識	38
(1) 市民アンケート調査の主な結果	38
(2) 事業所アンケート調査の主な結果	44
4 今後の施策推進に向けた課題	46

第3章 第7期障害福祉計画	48
1 計画の目標と実現に向けた取り組み	48
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	48
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	50
(3) 地域生活支援の充実	52
(4) 福祉サービスから一般就労への移行等	54
(5) 相談支援体制の充実・強化等	56
(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築	59
(7) 発達障害者等に対する支援	61
2 障害福祉サービス等の見込量と提供方針	62
(1) 障害福祉サービス	62
① 訪問系サービス	62
② 短期入所サービス（ショートステイ）	68
③ 日中活動系サービス	70
④ 居住系サービス	78
⑤ 相談支援	82
(2) 地域生活支援事業	86
① 必須事業	86
② 任意事業	94
(3) 障害福祉サービスの提供体制等について	96
第4章 第3期障害児福祉計画	97
1 計画の目標と実現に向けた取り組み	97
(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センター の設置及び障害児の地域社会への参加・インクルージョンの推進	97
(2) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等 デイサービス事業所の確保	99
(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーター の設置	100
2 障害児通所支援等の見込量と提供方針	101
(1) 障害児通所支援	101
(2) 障害児相談支援	103
(3) 障害児通所支援等の提供体制等について	104
(4) 障害福祉サービス（障害児）	104

第5章 計画の推進に向けて .....	105
1 進捗状況の管理及び評価 .....	105
(1) PDCAサイクルの充実～計画の点検・評価・改善 .....	105
(2) 行政による計画の推進と庁内の連携 .....	105
(3) 広報・啓発活動の推進 .....	105
(4) 連携・協力体制の構築 .....	106
2 計画の推進に関連する事業 .....	108
(1) 障害者などに対する虐待の防止 .....	108
(2) 意思決定支援の促進 .....	108
(3) 障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進 .....	109
(4) 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進 .....	110
(5) 障害を理由とする差別の解消の推進 .....	110
(6) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における 利用者の安全確保に向けた取り組みや事業所における研修等の充実 ..	111
(7) ユニバーサルデザインの推進 .....	111
(8) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する方針 .....	111
(9) 障害福祉サービス事業所等の施設整備に関する方針 .....	113
参考資料 .....	114
1 計画の策定体制と経過 .....	114
2 用語の解説 .....	130





# 第1章 計画の策定に当たって

## 1 計画策定の背景と目的

近年、障害のある人の高齢化と障害の重度化が進む中で、すべての障害のある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、障害者基本法の理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重しあい、ともに支えあいながら暮らすことができる地域共生社会の実現が求められています。

東大阪市においては、幅広い分野の障害福祉施策の基本的方向性を明確にした「障害者プラン」と、障害のある人の地域生活の支援体制の整備に係る目標及びその確保策を定めた「障害福祉計画・障害児福祉計画」をそれぞれ策定し、「地域共生の実現に向け、お互いの個性を尊重し、安心して自立した生活のできる完全参加と平等のまち・東大阪」を基本理念に、障害福祉施策の推進及び障害福祉サービス等の充実等を図ってきました。

国においては、障害のある人に関わるさまざまな制度の改革に向けた検討が進められ、多くの関係法令が可決・成立しました。主なものを挙げると以下の通りとなります。

### ■障害福祉政策（国）の動向（主なものを抜粋）

- 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行（令和3（2021）年度）  
医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援するための地方公共団体の責務の明記や支援センターの設置の促進等が規定されました。
- 障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）の改正（令和3（2021）年度）  
努力義務であった民間事業者の合理的配慮の提供が法改正により義務化され、障害者への差別の解消と理解促進に向けて更なる周知啓発や相談等の体制整備の取り組みの促進が必要となりました。
- 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の施行（令和3（2021）年度）  
地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援（重層的支援体制の整備）について規定されました。

- 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）の施行（令和4（2022）年度）  
障害者による情報の十分な取得・利用、意思疎通に係る施策を総合的に推進するため、基本理念、国・地方公共団体・事業者・国民の責務、6分野にわたる基本的施策が示されました。
- 国連障害者権利委員会による政府報告の審査、総括所見の採択・公表（令和4（2022）年9月）  
インクルーシブ教育を受ける権利の認識、障害者の脱施設化及び自立生活支援、精神障害者の非自発的入院及び隔離・拘束に関わる法制度の見直しなど権利条約と国内法および政策を調和させるよう多岐にわたる事項に関し、見解及び勧告が日本政府に示されました。
- 障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）等の一括改正（令和6（2024）年4月施行予定）  
障害者総合支援法施行後3年の見直しに当たり、施設入所者の削減と地域移行に向けた取り組みの一層の推進、グループホームへの重度障害者の受入と軽度障害者の地域移行、地域生活支援拠点の機能強化、医療保護入院についてのあり方見直し、就労選択支援の新設と短時間就労者の雇用率対象化、強度行動障害者のニーズ把握と支援体制の整備、障害児の地域社会への参加・包摂の推進などが盛り込まれました。

一方、社会経済情勢は絶えず変化を続けており、障害の重度化・重複化、8050問題を例とした障害のある人本人や家族を中心とした主に介護を担う人の高齢化、親なき後の支援、医療的ケアの必要な子どもや発達障害のある子どもに対する支援の充実、難病患者などさまざまな障害のある人への対応の強化が求められています。また、医療的ケアへの支援の充実に向け、「医療的ケア児者を応援する市区町村長ネットワーク」も結成されました。

大阪府においては、令和3（2021）年度を始期とする「第5次大阪府障がい者計画」（第6期大阪府障がい福祉計画及び第2期大阪府障がい児福祉計画を含む）が策定され、「すべての人間（ひと）が支え合い、包容され、ともに生きる自立支援社会づくり」の基本理念のもとに、障害福祉施策のより総合的・計画的な推進に向けた各種取り組みの方向性が示されました。

このたび、前計画である「第6期東大阪市障害福祉計画・第2期東大阪市障害児福祉計画」（以下「前計画」という。）の計画期間が令和5（2023）年度をもって終了することから、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定により「第7期東大阪市障

害福祉計画・第3期東大阪市障害児福祉計画」(以下「本計画」という。)を策定し、障害福祉サービス等の具体的な成果目標と活動指標を設定し、その達成方策を明らかにしていきます。

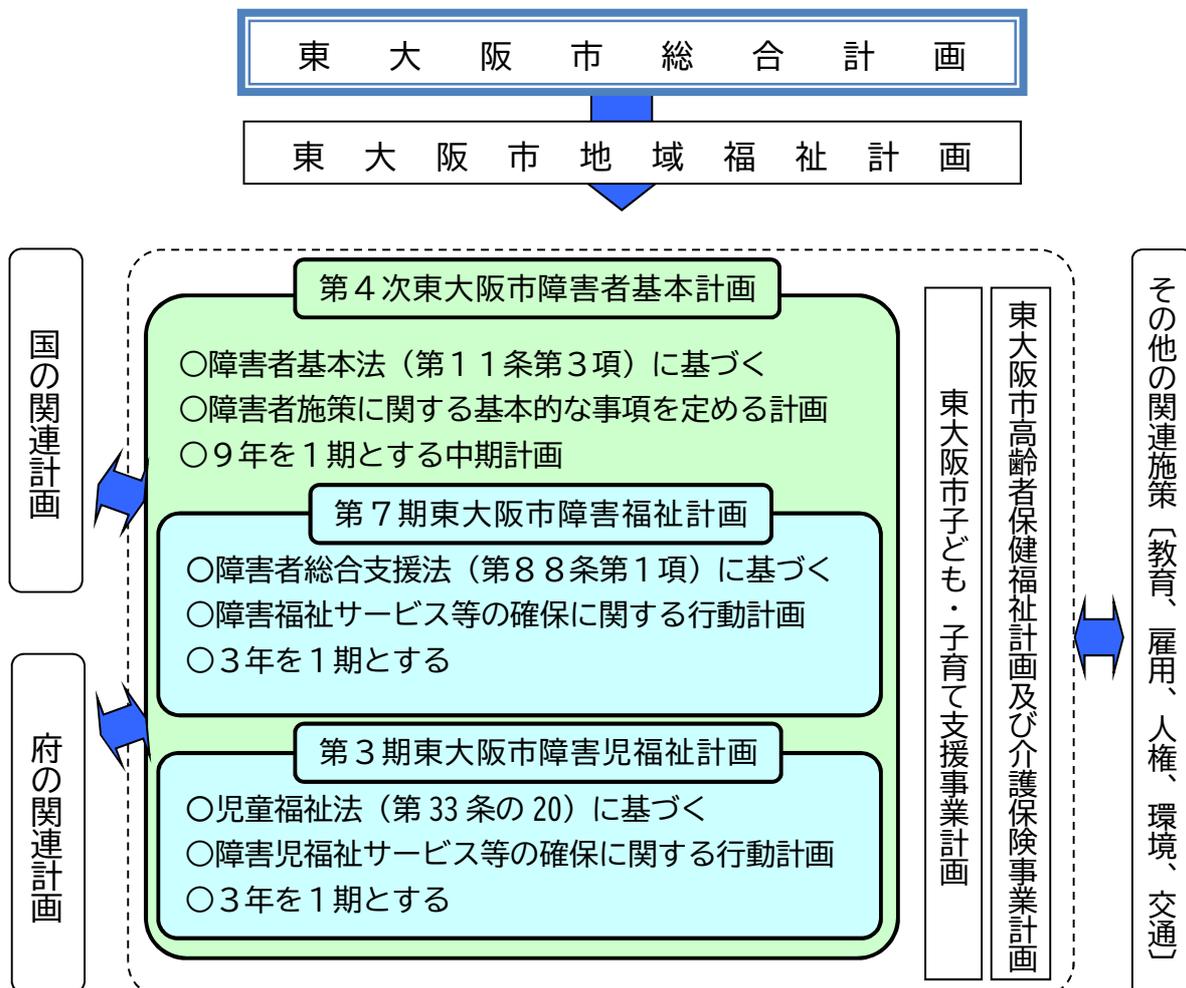
## 2 計画の位置づけと期間

### (1) 計画の位置づけ

本計画は、「障害者総合支援法」第88条に基づく市町村障害福祉計画、「児童福祉法」第33条の20に基づく市町村障害児福祉計画で、「障害福祉サービス、相談支援、障害児支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る成果目標」「各年度における障害福祉サービス、障害児通所支援サービスの種類ごとの必要な見込み量」「地域生活支援事業等の見込み」等を一体的に定めるものです。

また、計画は、本市のまちづくりの基本方針である「東大阪市第3次総合計画」（令和3(2021)年～令和12(2030)年)、「第6期東大阪市地域福祉計画」（令和6(2024)年～令和10(2028)年)、「第4次東大阪市障害者プラン」（令和3(2021)年度から令和11(2029)年度までの期間のもの、令和3(2023)年3月策定）等の上位計画、関連計画との整合性を図り策定します。

#### ■計画の位置づけ



なお、本計画では、平成30(2018)年に国際連合で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において掲げられた、「地球上の誰一人として取り残さない (leave no one behind)」を理念として、17のゴール (目標) と169のターゲットを設定した持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals) の実現を目指し、その中で関連する6つのゴールを設定します。

■SDGsの関連目標



(2) 計画期間

本計画は、国の基本指針により3年を1期として計画を策定することとされているため、計画期間を令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間として策定します。

■計画期間

年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画	第4次東大阪市障害者プラン								
	第6期東大阪市 障害福祉計画			第7期東大阪市 障害福祉計画			第8期東大阪市 障害福祉計画		
	第2期東大阪市 障害児福祉計画			第3期東大阪市 障害児福祉計画			第4期東大阪市 障害児福祉計画		

■東大阪市の障害福祉計画、障害児福祉計画の要点比較

	障害福祉計画（第7期）	障害児福祉計画（第3期）
根拠法令	障害者総合支援法	児童福祉法
計画期間	令和6(2024)年度～令和8(2026)年度	
計画内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害福祉サービス並びに相談支援について、年度別、種類ごとの必要量の見込み（推計値）と確保の方策</li> <li>○地域生活支援事業について、各事業の実施の有無等に関する事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害児通所支援並びに相談支援について、年度別、種類ごとの必要量の見込み（推計値）と確保の方策</li> </ul>

## 3 計画の基本的な考え方

### (1) 国・大阪府の基本的な考え方

障害者総合支援法に基づく障害福祉計画並びに児童福祉法に基づく障害児福祉計画の策定に当たっては、国が「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号 最終改正：令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号）」（以下「国の基本指針」という。）を示しています。

国の基本指針では、障害者の地域における自立した生活と社会参加を促進するため、計画の実行により達成すべき「成果目標」を定め、その成果目標を達成するための「活動指標」として、障害福祉サービス等の必要量の見込みを定めることとしています。

#### ■障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の主な内容

### 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要

#### 1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和5年5月19日に告示。  
計画期間は令和6年4月～令和9年3月※。 ※ 3年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定が可能。

#### 2. 本指針の構成

##### 第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

##### 第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 地域生活支援の充実
- 四 福祉施設から一般就労への移行等
- 五 障害児支援の提供体制の整備等
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

##### 第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

##### 第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

3. 基本指針見直しの主な事項

- |  |  |
|--|--|
| <p><b>①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重度障害者等への支援に係る記載の拡充</li> <li>・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し</li> </ul> <p><b>②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備</li> <li>・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定</li> </ul> <p><b>③福祉施設から一般就労への移行等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定</li> <li>・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的利用に係る記載の追記</li> </ul> <p><b>④障害児のサービス提供体制の計画的な構築</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備</li> <li>・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進</li> <li>・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実</li> <li>・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充</li> </ul> <p><b>⑤発達障害者等支援の一層の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進</li> <li>・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進</li> </ul> <p><b>⑥地域における相談支援体制の充実強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹相談支援センターの設置等の推進</li> <li>・協議会の活性化に向けた成果目標の新設</li> </ul> <p><b>⑦障害者等に対する虐待の防止</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底</li> <li>・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設</li> </ul> | <p><b>⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設</li> </ul> <p><b>⑨障害福祉サービスの質の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加</li> </ul> <p><b>⑩障害福祉人材の確保・定着</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設</li> <li>・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加</li> </ul> <p><b>⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進</li> <li>・市町村内のより細かい地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進</li> </ul> <p><b>⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設</li> </ul> <p><b>⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重</li> <li>・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備</li> </ul> <p><b>⑭その他：地方分権提案に対する対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画期間の柔軟化</li> <li>・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化</li> </ul> |
|--|--|

4. 成果目標（計画期間が終了する令和8年度末の目標）

- |  |   |
|--|---|
| <p><b>①施設入所者の地域生活への移行</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上</li> <li>・施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減</li> </ul> <p><b>②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上</li> <li>・精神病床における1年以上入院患者数</li> <li>・精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上</li> </ul> <p><b>③地域生活支援の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと</li> <li>・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】</li> </ul> <p><b>④福祉施設から一般就労への移行等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上</li> <li>・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】</li> <li>・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【新規】</li> </ul> | <p><b>④福祉施設から一般就労への移行等（続き）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上</li> <li>・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上</li> </ul> <p><b>⑤障害児支援の提供体制の整備等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上</li> <li>・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築</li> <li>・各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築</li> <li>・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上</li> <li>・各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】</li> <li>・各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】</li> </ul> <p><b>⑥相談支援体制の充実・強化等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等</li> <li>・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】</li> </ul> <p><b>⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築</li> </ul> |
|--|---|

5. 活動指標

①施設入所者の地域生活への移行等

(都道府県・市町村)

- 居宅介護の利用者数、利用時間数 ※ ○ 重度訪問介護の利用者数、利用時間数 ※
- 同行援護の利用者数、利用時間数 ※ ○ 行動援護の利用者数、利用時間数 ※
- 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数 ※ ※個々のサービスとしての指標は初めて
- 生活介護の利用者数、利用日数 ○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数
- 就労選択支援の利用者数、利用日数【新設】 ○ 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数 ○ 就労定着支援の利用者数
- 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数 ○ 共同生活援助の利用者数 ※重度障害者の利用者数を追加
- 計画相談支援の利用者数 ○ 地域移行支援の利用者数 ○ 地域定着支援の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ※新たな入所希望者のニーズ・環境の確認

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(都道府県・市町村)

- 保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数
  - 保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数
  - 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数
  - 精神障害者の地域移行支援の利用者数 ○ 精神障害者の地域定着支援の利用者数
  - 精神障害者の共同生活援助の利用者数 ○ 精神障害者の自立生活援助の利用者数
  - 精神障害者の自立訓練（生活訓練）【新設】
- (都道府県)
- 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

③地域生活支援の充実

(都道府県・市町村)

- 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

④福祉施設から一般就労への移行等

(都道府県)

- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数
- 障害者に対する職業訓練の受講者数

⑤発達障害者等に対する支援

(都道府県・市町村)

- 発達障害者地域支援協議会の開催回数 ○ 発達障害者支援センターによる相談支援の件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
- ペアレントメンターの人数 ○ ピアサポートの活動への参加人数

⑥障害児支援の提供体制の整備等

(都道府県・市町村)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
  - 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ○ 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
  - 障害児相談支援の利用児童数
  - 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数
- (都道府県)
- 福祉型障害児入所施設の利用児童数 ○ 医療型障害児入所施設の利用児童数
  - 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数【新設】

⑦相談支援体制の充実・強化等

(市町村)

- 基幹相談支援センターの設置【新設】
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
- 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善【新設】

⑧障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(市町村)

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
  - 障害者自立支援審査支払システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数
- (都道府県・市町村)
- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数
  - 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数の見込み【新設】
  - 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数の見込み【新設】

また、国の基本指針に基づき大阪府も「第7期市町村障がい福祉計画及び第3期市町村障がい児福祉計画策定に向けた大阪府の基本的な考え方」（以下「府の考え方」という。）を示しており、本計画は、国の基本指針及び府の考え方を踏まえた成果目標及び活動指標を設定し、その達成に向けた方策を定めます。

## (2) 本市における障害福祉施策の基本的な考え方

本計画は、上位計画である「第4次東大阪市障害者プラン」の基本施策である「障害福祉サービスの充実」、「相談支援体制の充実」、「障害児福祉サービスの充実」等の実施計画として位置付けられることから、「地域共生の実現に向け、お互いの個性を尊重し、安心して自立した生活のできる完全参加と平等のまち・東大阪」を本計画の理念として位置付けます。

その実現に向けて、障害者の自己決定を尊重することを基本に、その意思決定の支援にも配慮しながら、行政と事業者、関係機関・団体等との連携・協力により地域全体で支援していくことが重要であるとの認識に立って、必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

**地域共生の実現に向け、お互いの個性を尊重し、安心して  
自立した生活のできる完全参加と平等のまち・東大阪**

また、本計画に関する国の基本指針や府の考え方などに基づいて次の7つの基本方針を設定します。

### ① 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害のある人の自己決定を尊重し、適切な情報発信をはじめ意思決定の支援に配慮するとともに、自立と社会参加の実現を図ることを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の体制の整備を進めます。

### ② 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスの対象となる障害者等の範囲を身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人、難病患者等並びに障害のある子どもとして、サービスの格差を是正し、適切で総合的な支援の拡充を行うとともに、発達障害や高次脳機能障害のある人が障害者総合支援法の給付対象であることの周知や難病患者等への支援を明確化します。

### ③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

入所等から地域生活への移行については、障害のある人やその家族、施設・事業所職員などの地域移行への意識向上・理解促進に取り組むなど支援体制の充実を図るとともに、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制の整備を進めます。

親の高齢化と合わせて、重度化・高齢化した障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう住まいの場の確保やサービス提供体制の拡充を進めます。また、地域生活支援拠点等の整備や卒業・就職などの生活環境の変化を見据えた相談支援を中心とした継続的な支援の充実を図ります。さらに、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行に向けて、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の一環として協議の場で検討を進めます。

### ④ 地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域共生社会の実現に向けて、さまざまな相談を受け止め自ら対応または関係機関につなぐ機能や支援関係者全体を調整する機能及び継続的な支援を中心的に担う機能などを備えた相談支援体制を目指します。

また、相談支援と一体的に行う就労支援や居住支援など多様な社会参加に向けた支援、居場所の確保の機能を備えた地域づくりに向けた支援、障害福祉と介護保険にまたがる「共生型サービス」の活用などを含め切れ目のない支援を提供するため、多機関連携を強化し、重層的支援体制の構築に努めます。

### ⑤ 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児通所支援や障害児相談支援などの充実に向けた児童発達支援センターの拡充、また、障害のある子どものライフステージに沿った切れ目のない一貫した支援体制の構築及び医療的ケア児に対する包括的な支援体制の構築などを図り、地域社会への参加やインクルージョンを進めます。

## ⑥ 障害福祉人材の確保

相談支援専門員や支援員をはじめ障害福祉人材の確保や定着を図るための具体的方策の検討、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報などの取り組みを進めます。また、障害福祉現場におけるハラスメント対策やICT化の推進等による業務の効率化等に取り組みます。

## ⑦ 障害者の社会参加を支える取り組み

障害のある人の地域における社会参加を促進するために、障害のある人の多様なニーズを踏まえた支援を計画的に進めます。また、公共施設などでのバリアフリー化や情報保障などハード面やソフト面での環境整備を進めます。

文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指し、合理的配慮の提供とそのため  
の環境整備に留意しながら、多様な活動に参加できるよう進めます。

また、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進し、障害特性に配慮した  
意思疎通支援や支援者の養成、障害当事者によるICT活用等の促進を図ります。

### (3) 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

#### ① 必要とされる訪問系サービスの保障

アンケートにて地域で一人で生活するためにはどのような支援が必要かの問いに、「何か困ったことがあった時にすぐに相談できる人・体制があること」と答えた方が約半分の48%で、知的障害のある人でみると60%を超えています。

住み慣れた地域で安心して生活を続けるためには、日々の生活を支えるマンパワーの確保は不可欠です。喫緊の課題である居宅介護・重度訪問介護、行動援護などの「訪問系サービス」の充実を図り、必要な訪問系サービスを保障できるよう、東大阪市障害児・者施設連絡会や東大阪市指定障害福祉サービス等事業所連絡会等とも連携し、支援員等の人材育成・人材確保に向けた具体的方策を検討します。

また、ガイドヘルパー等の養成講座を実施する事業所への補助や重度障害者への居宅支援に対する評価等の検討を行います。

#### ② 必要とされる日中活動系サービスの保障

希望する障害のある人などに、生活介護や就労移行支援、就労継続支援など「日中活動系サービス」を保障できるよう努めます。

アンケートの昼間の居場所として「自宅で過ごしている」との回答が高かったことに対して実態把握の検討を進めるとともに相談支援体制の充実を図ります。

#### ③ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

入居者の生活実態を把握し、虐待予防に努め、地域における居住の場としてのグループホーム等の質の充実を図るとともに、入所施設などから地域生活への移行を進めます。

さらに、親亡き後も住み慣れた地域で生活できるよう、地域生活支援拠点等の整備を促進し、地域の支援ニーズの把握、社会資源の開発、関係機関の連携による効果的な支援体制の構築など機能の充実を図ります。

誰もが住み慣れた地域で生活を続けられるよう、制度の整備、人的体制の確保、人材の育成等の仕組みづくりを検討します。

#### ④ 福祉サービスから一般就労への移行等の推進

障害のある人の福祉サービスから一般就労への移行及びその定着を進めるとともに、雇用の場の拡大を目指します。民間事業者においても合理的配慮が義務化されたこともあり、障害者の雇用に向けた企業へのさらなる働きかけ、就労移行支援事業所等の確保と、障害特性やニーズに応じた支援の充実等に取り組みます。

#### ⑤ 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害のある人に対する支援体制の充実

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害のある人、難病患者に対する支援体制の充実・理解促進に努めます。特に支援を要する強度行動障害を有する者の把握と、サービスになかなかつながらにくい在宅障害者を把握し、医療や教育、保健といった専門機関と連携しながら支援体制の整備に努めます。決して周囲を「困らせる」行動ではなく、本人が「困っている」ことのサインであるのに無理解から人権侵害に至ることもあります。人権擁護の視点を大切にし、支援体制の整備に努めます。

#### ⑥ 依存症対策の推進

「やめたくても、やめられない」依存症は、日常生活に支障をきたします。ゲーム依存やネット依存などは、ひきこもりの状態をまねき、依存症は生命の危険性もはらんでいます。依存症に対する理解を深めるための研修及び普及啓発、相談機関及び医療機関の周知を行うとともに、依存症である者及びその家族などに対する支援に努めます。

また80代の高齢の親が50代の子どもの生活を支えるという中高年のひきこもり、いわゆる「8050問題」も同様に当事者や家族などに対する支援に努めます。

## (4) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

### ① 相談支援体制の構築と情報発信の強化

相談支援事業者などは、障害のある人やその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健・医療・福祉サービスにつなげるなど、関係機関との連携に努めることが必要となります。

「悩みごとや心配ごとを相談できる人はいますか」の問いに、「相談支援事業所・相談支援センター」と答えている割合が障害児では25.8%に対し障害者が5%という結果からも地域における指定特定相談支援事業所の体制強化が求められています。

「相談する人がいない」や「情報が得られない」などのアンケート結果を踏まえ、相談支援体制及び情報発信の強化に取り組みます。

市においては、相談支援を行う人材育成の支援、アセスメント・モニタリングの質の向上による個別事例における専門的な指導や助言の実施、相談支援事業所の充実のための施策の確保が必要となります。また、障害当事者の社会生活力を高めるエンパワーメントの支援や障害福祉サービスにつなげていない在宅障害者の把握やセルフプランの実態把握に努めます。さらに、主任相談支援専門員を計画的に確保するとともに、地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターを始め、委託相談支援センター、相談支援事業者などのネットワークによる相談支援体制の構築、強化に努めます。

### ② 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

令和4(2022)年の障害者権利条約の対日審査総括所見において施設入所者の実態や精神科病院入院患者の入院日数の長さなどへの厳しい勧告が出されており、障害者支援施設などに入所または精神科病院に入院している障害のある人などの人数等を勘案した上で、計画的に地域移行支援に係るサービスの提供体制の確保を検討します。また、居住支援のための関係機関による連携体制を強化します。

さらに、住まいの場の選択においては、誰とどこで生活するのかは、本人の意思を尊重し、地域生活の定着や継続のために、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実に努めます。

これらとともに、住み慣れた地域で生活できるよう、支援者の育成・確保をはじめグループホーム事業所や日中活動事業所へのより一層の理解と協力を求める取り組みも進めます。

### ③ 発達障害者等に対する支援

ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障害のある人やその家族などに対する支援体制を確保するとともに、発達障害のある人または発達障害のある児童が可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう、理解を深める啓発を行うとともに入手しやすい情報発信に努めます。

### ④ 協議会の設置等

障害のある人などへの支援体制の整備を図るため、本市では平成19(2007)年に「自立支援協議会」を設置しました。障害者等の実態把握、支援に係る地域資源の開発、個別事例の検討等を通じて抽出される地域課題に対して専門会議を設け課題の整理と分析を行い、必要な支援体制の構築や事業所の運営状況に対する評価、支援体制の改善・実効性の確保・機能充実などを図ります。

また、大阪府では新たな住宅セーフティネット制度として住宅確保要配慮者へのマッチング・入居支援のための居住支援協議会の設置が進められています。自立支援協議会は居住支援協議会との連携に努めるとともに、発達障害者等や重症心身障害児者、医療的ケア児、高次脳機能障害者及び難病患者等への支援体制を整備するため、専門機関との連携を図ります。

## (5) 障害児支援体制の確保に関する基本的な考え方

### ① 地域支援体制の構築

令和6(2024)年度から児童福祉法の改正により今後支援の質がさらに重要視され、障害特性を踏まえた児童へのアセスメント、支援者のスキルアップなど地域全体の社会資源のレベルアップを図るため、児童発達支援センターのスーパーバイズやコンサルテーションなどの機能の拡充が求められます。

児童発達支援センターを、地域の障害児の健全な発達のため中核的な役割を果たす機関として位置付け、障害児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、支援体制の強化に努めます。

障害児通所支援などにおける障害のある子ども及びその家族に対する支援を図るため、障害種別や年齢別などのニーズに応じて、身近な地域における支援体制の整備を図るとともに、障害のある子どもの地域社会への参加やインクルージョンを進めます。

また、障害児入所支援から障害福祉サービスへ円滑に支援の移行が図られるよう、大阪府と緊密な連携を図っていきます。さらに、障害児通所支援事業所などの支援の質の向上と支援内容の適正化を図ります。

### ② 保育・保健医療・教育・就労支援等の関係機関と連携した支援

保育所や認定こども園、放課後児童クラブなどの子育て支援施策や母子保健施策などとの緊密な連携を図ることにより障害のある子どもの早期発見・支援や健全育成を推進するとともに、学校、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、就労移行支援などの障害福祉サービスを提供する事業所が緊密な連携を図ることで、就学時や卒業時において支援を円滑に引き継いでいくよう努めます。

また、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所が療育機関としての機能を十分に発揮し、障害のある子どものライフステージに応じた対応力を培っていくことが重要であり、事業所の機能強化やサービスの質の向上に努めます。

さらに、難聴児などの早期発見や円滑かつ適切な支援・治療の実施につなげるよう関係機関による協議会において必要な施策の検討を行います。

### ③ 地域社会への参加・包摂の推進

障害のある子どもの地域社会への参加・インクルージョンの推進を図るため、児童発達支援センターが地域の中核的施設として役割を發揮し、障害児通所支援事業所や保育所、認定こども園、放課後児童クラブ、幼稚園、小学校、特別支援学校などとの支援協力体制の構築を進めます。

### ④ 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

重症心身障害児や医療的ケア児のニーズを把握することで、支援体制の充実を図ります。

また、障害のある子どもの支援が乳幼児期から成人期まで円滑に引き継がれるよう、保健所や病院・診療所、訪問看護ステーション、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、保育所、学校などの関係者が連携を図るための協議の場を設置し、各分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築し、切れ目のない支援に取り組んでいくよう努めます。

加えて、医療的ケア児が必要とする他分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するコーディネーターを配置します。

さらに、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害のある子どもに対する支援体制の整備を進めます。

### ⑤ 障害児相談支援の提供体制

障害の疑いのある段階から障害のある子ども本人や家族に対する継続的な相談支援を実施するとともに、支援に当たって関係機関をつなぐことにより、障害児相談支援の質の確保・向上を図ります。また、児童発達支援センターは、発達支援に関する入り口としての相談機能を求められていることを踏まえ相談支援の提供体制の構築を図ります。

## 4 計画の策定体制

### (1) 東大阪市障害者計画等策定合同会議

本計画を策定するに当たり、東大阪市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会、東大阪市自立支援協議会、東大阪市障害者差別解消支援地域協議会、東大阪市こころの健康推進連絡協議会及び公募から委員を選出し、合同会議を設置し、計画内容等についての審議を受け、その審議内容を踏まえて策定しました。

### (2) 障害福祉計画等策定に関する調査の実施

本計画の策定に当たり、障害福祉サービスの見込み量や、その確保の方策を検討するための基礎資料とするため、障害者手帳所持者および障害福祉サービス支給決定者、サービス提供事業所等を対象としたアンケート調査を実施しました。

東大阪市障害者福祉に関するアンケート調査・障害児福祉に関するアンケート調査	
調査対象	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの手帳を持っている人、また、特定疾患、小児慢性特定疾患のいずれかの医療証を持っている人の中から無作為抽出の方法で選出。障害別では基本的には所持者数の実績などで按分して配布数を確定。
調査方法	郵送法・回答は返送又は専用ウェブフォームから
調査期間	令和5(2023)年7月7日～7月31日 ※実際は8月31日まで受付

	調査対象数	有効回収数	有効回収率	
調査対象数	障害者（18歳以上）	3,350	1,244	37.1%
	障害児（18歳未満）	597	236	39.5%

障害福祉計画・障害児福祉計画の策定に向けた事業所アンケート	
調査対象	市内で障害福祉サービス事業所又は障害児通所支援事業所を運営している法人約430箇所に全数送信
調査方法	電子メール・回答は専用ウェブフォームから
調査期間	令和5(2023)年7月21日～8月16日 ※実際は8月31日まで受付
回答件数	142件

### (3) パブリックコメント

パブリックコメントは、令和5(2023)年12月22日から令和6(2024)年1月22日まで、東・中・西の福祉事務所、保健センター、本庁の市政情報相談課、子ども家庭課、障害者支援室の窓口、市のウェブサイトにて実施し、本計画の素案に対する意見を募集しました。

# 第2章 障害のある人を取り巻く状況

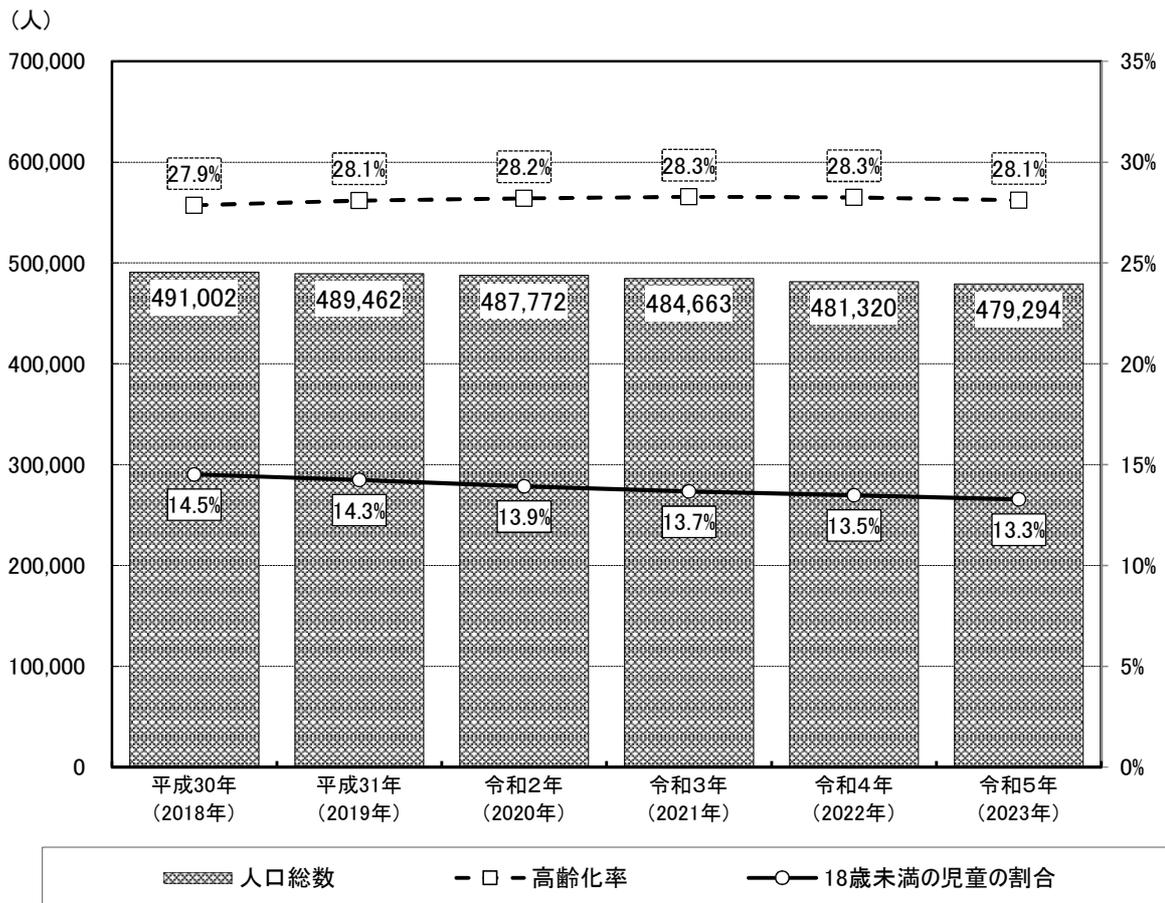
## 1 障害のある人等の状況

### (1) 総人口と高齢化等の状況

東大阪市の人口総数は、令和5(2023)年3月末現在479,294人で、人口減少傾向にあります。

年齢別人口構成については、令和5(2023)年3月末現在、65歳以上の高齢者の割合が28.1%、18歳未満の児童の割合が13.3%となっています。

■人口総数と年齢別構成の推移



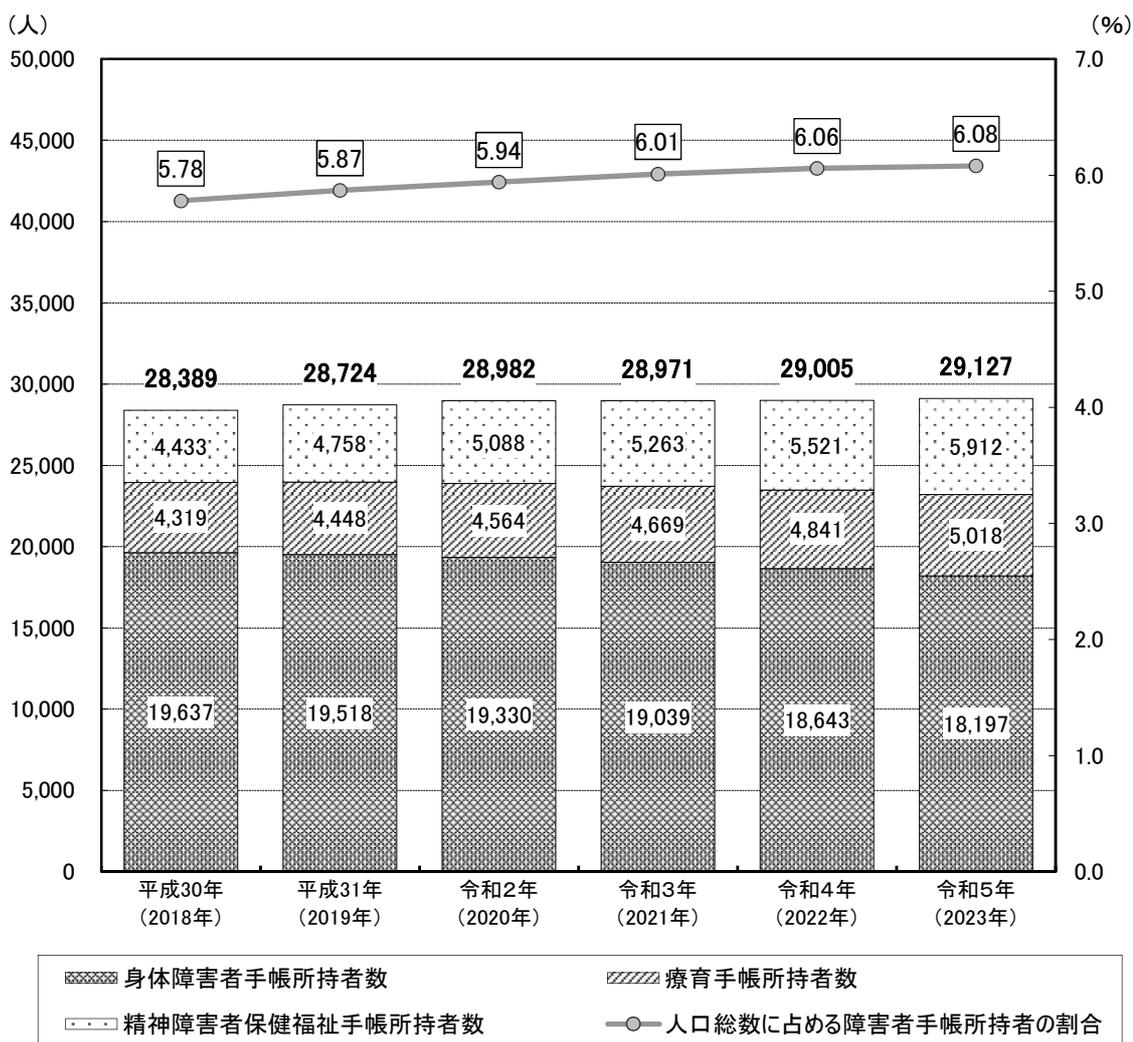
※住民基本台帳人口 (各年3月末現在)

## (2) 障害のある人の状況

### ① 障害のある人の数

障害のある人のうち、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人の総数は、令和5(2023)年3月末現在で29,127人(重複所持者を含む)、人口総数に占める障害者手帳所持者の割合は6.08%となっています。

#### ■各障害者手帳所持者数の推移



※各年4月1日現在

② 身体障害のある人

身体障害者手帳所持者数は、令和5(2023)年4月1日現在で18,197人と減少傾向にあります。障害の種類別にみると、肢体不自由、内部障害の順で多く見られます。

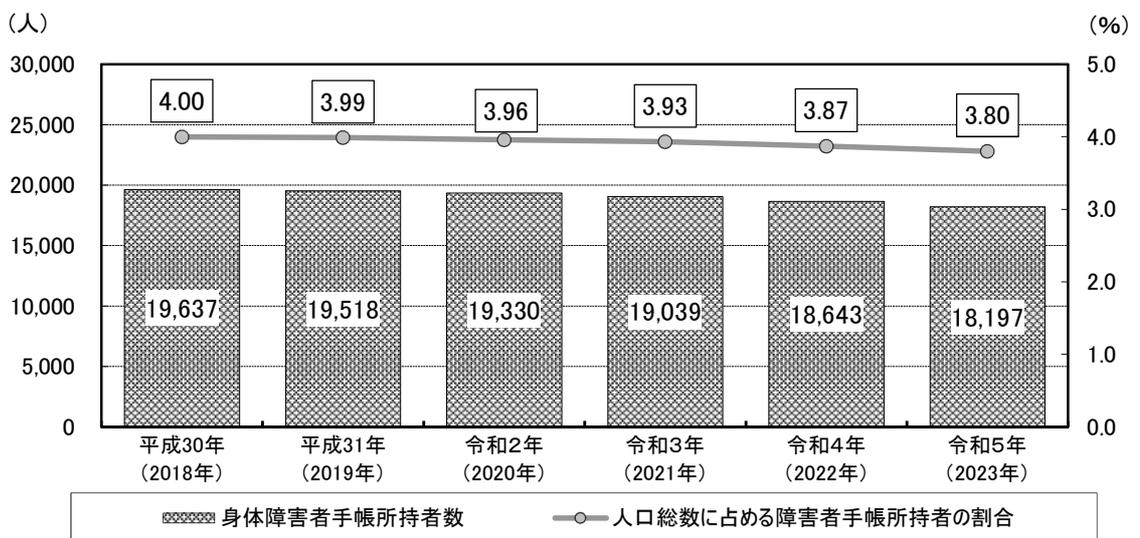
年齢別には、18歳未満の人は手帳交付者全体の1.5%にとどまり、65歳以上の人が72.1%となっています。

■障害区分別・年齢別身体障害者手帳所持者数

単位：人		総数	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害
平成30年(2018年)		19,637	1,156	1,606	197	10,879	5,799
平成31年(2019年)		19,518	1,138	1,640	198	10,654	5,888
令和2年(2020年)		19,330	1,138	1,661	196	10,438	5,897
令和3年(2021年)		19,039	1,110	1,661	196	10,160	5,912
令和4年(2022年)		18,643	1,089	1,675	186	9,801	5,892
令和5年(2023年)		18,197	1,042	1,666	189	9,468	5,832
	0～17歳	282	14	45	3	168	52
	18～39歳	801	38	85	18	474	186
	40～64歳	3,991	216	239	49	2,304	1,183
	65歳以上	13,123	774	1,298	119	6,521	4,411

※各年4月1日現在

■身体障害者手帳所持者数の推移



※各年4月1日現在

③ 知的障害のある人

療育手帳所持者数は、令和5(2023)年3月末現在で5,018人と増加傾向にあります。障害程度別では、重度であるAが全体の36.2%を占めて多く、各等級とも近年大きく増加しています。

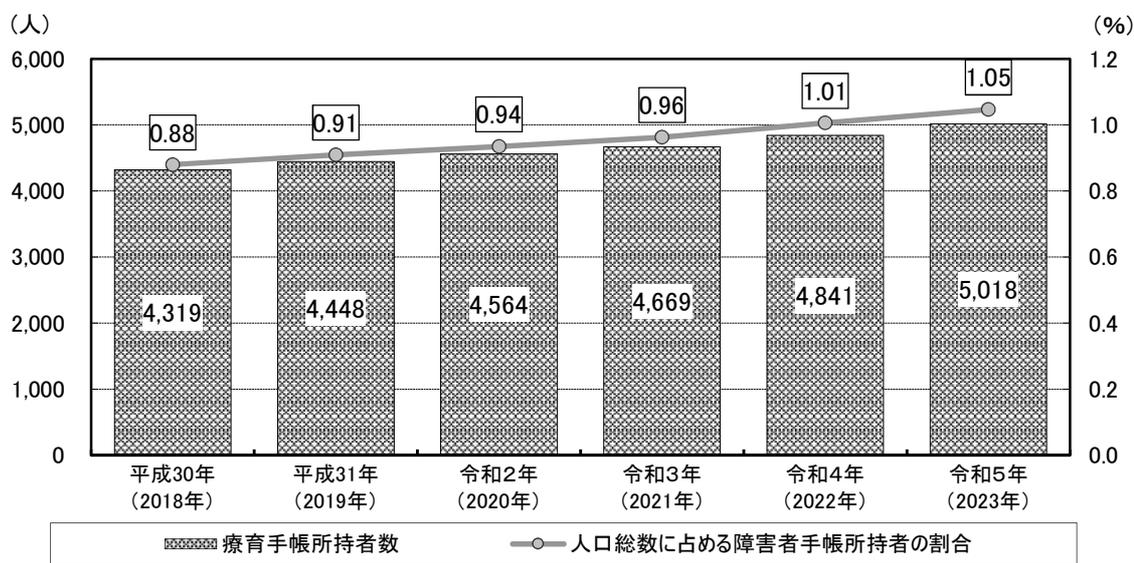
年齢別には、18歳未満の人が25.7%、18歳以上の人74.3%となっています。

■等級別・年齢別療育手帳所持者数

単位：人		総数	A	B 1	B 2
平成30年(2018年)		4,319	1,744	931	1,644
平成31年(2019年)		4,448	1,772	936	1,740
令和2年(2020年)		4,564	1,789	962	1,813
令和3年(2021年)		4,669	1,795	977	1,897
令和4年(2022年)		4,841	1,810	988	2,043
令和5年(2023年)		5,018	1,818	1,006	2,194
	0～17歳	1,290	345	171	774
	18～39歳	2,092	689	397	1,006
	40～64歳	1,378	642	354	382
	65歳以上	258	142	84	32

※各年4月1日現在

■療育手帳所持者数の推移



※各年4月1日現在

④ 精神障害のある人

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和5(2023)年3月末現在で5,912人と増加傾向にあります。障害等級別にみると、2級、3級所持者が近年大きく増加する一方、1級所持者は横ばい状況にあります。

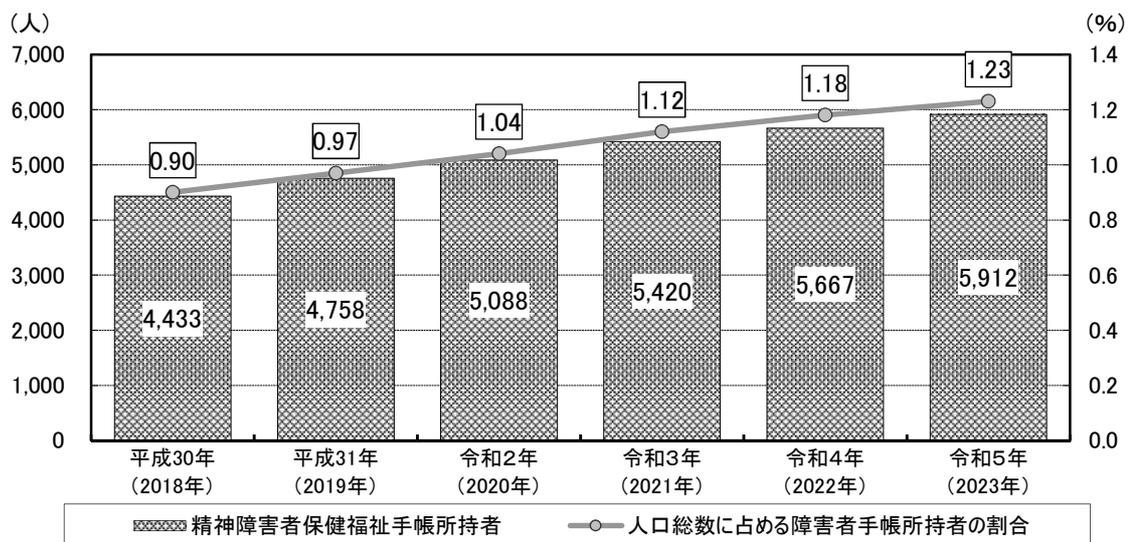
また、自立支援医療（精神通院）の受給者数は、令和5年(2023年)3月末現在で11,198人となっています。

■等級別・年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数

単位：人	総数	1級	2級	3級	
平成30年(2018年)	4,433	390	2,814	1,276	
平成31年(2019年)	4,758	392	2,885	1,229	
令和2年(2020年)	5,088	384	2,964	1,481	
令和3年(2021年)	5,263	392	3,082	1,740	
令和4年(2022年)	5,521	392	3,186	1,943	
令和5年(2023年)	5,912	392	3,358	2,162	
	0～17歳	297	1	42	254
	18～39歳	1,499	31	732	736
	40～64歳	3,178	192	1,987	999
	65歳以上	938	168	597	173

※各年4月1日現在

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



※各年4月1日現在

■自立支援医療（精神通院）受給者数

単位：人	総数
平成30(2018)年	9,121
平成31(2019)年	9,554
令和2(2020)年	10,304
令和3(2021)年	9,981
令和4(2022)年	10,756
令和5(2023)年	11,198

※各年3月末現在

⑤ 難病のある人

難病のある人のうち、特定医療費（指定難病）受給者証の申請受付数の状況を見ると、令和5(2023)年3月末現在で4,192件となっています。

■特定医療費（指定難病）受給者証申請受付数

単位：人	総数	新規申請	更新申請
平成30年(2018年)	5,091	632	4,459
平成31年(2019年)	5,169	664	4,505
令和2年(2020年)	4,846	606	4,240
令和3年(2021年)	5,246	620	4,626
令和4年(2022年)	5,544	728	4,816
令和5年(2023年)	4,192	456	3,736

※各年3月末現在

## ⑥ 障害支援区分認定の実施状況

障害者総合支援法に基づく障害支援区分認定の状況は、令和5(2023)年3月末現在4,103人で、区分1の人を除いて増加する傾向にあります。

## ■障害支援区分認定の状況

## 【令和3(2021)年】

単位：人	総数	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
総数	3,743	40	730	951	779	484	759
身体障害者	873	11	59	171	164	131	337
知的障害者	1,653	12	215	281	423	312	410
精神障害者	1,191	17	450	493	183	39	9
難病患者	26	0	6	6	9	2	3

※3月末現在

## 【令和4(2022)年】

単位：人	総数	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
総数	3,917	38	747	1,009	798	534	791
身体障害者	881	5	59	174	166	133	344
知的障害者	1,719	14	220	294	407	350	434
精神障害者	1,290	18	463	535	217	48	9
難病患者	27	1	5	6	8	3	4

※3月末現在

## 【令和5(2023)年】

単位：人	総数	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
総数	4,103	44	785	1,066	828	537	843
身体障害者	892	4	56	178	164	128	362
知的障害者	1,800	17	238	313	421	347	464
精神障害者	1,389	23	486	572	238	57	13
難病患者	22	0	5	3	5	5	4

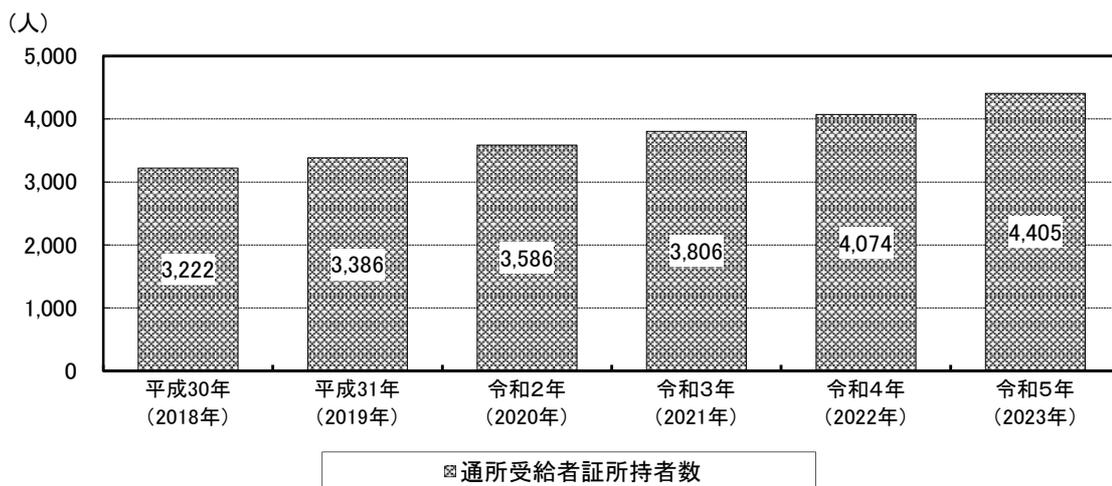
※3月末現在

### (3) 障害のある子ども等の状況

#### ① 通所受給者証所持者数

通所受給者証所持者数の推移の状況は年々増加を続け、令和5(2023)年3月末現在で4,405人となっています。

■通所受給者証所持者数の推移

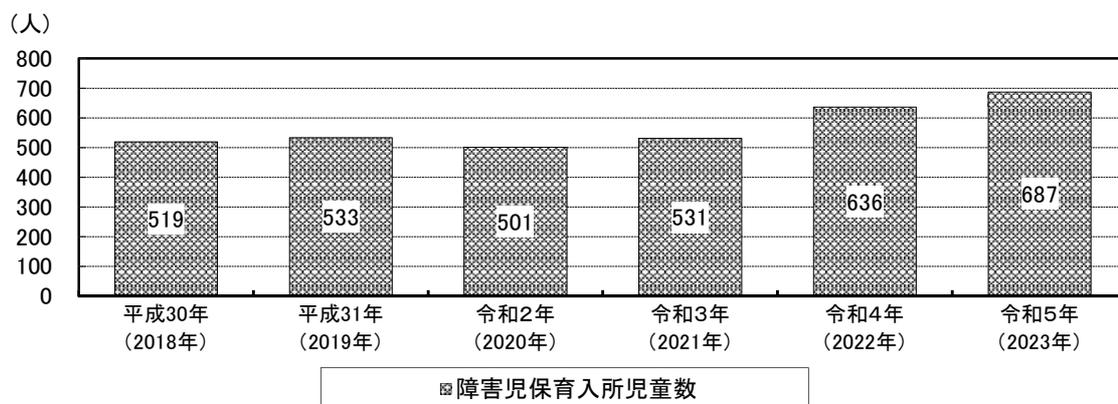


※各年3月末現在

#### ② 障害児保育入所児童数

認定こども園など、義務教育就学前施設における障害のある入所児童数は、令和5(2023)年4月現在687人となっています。

■就学前施設における障害児保育入所児童数の推移



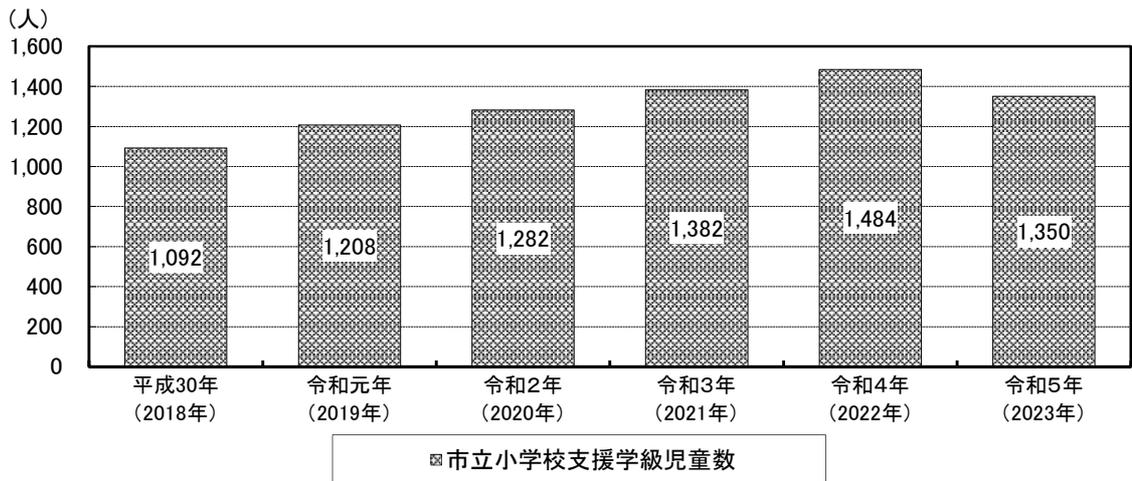
※各年4月1日現在

### ③ 市立小学校における特別支援学級児童数

市立小学校の特別支援学級に在籍する児童の人数は、令和5(2023)年5月現在1,350人となっており、昨年度と比較し減少しております。

令和4年4月27日付け文部科学省の通知を受け、改めて学びの場の検討が行われたこと及び通級指導教室の設置が進んだことが影響していると考えられます。

#### ■市立小学校における特別支援学級児童数の推移

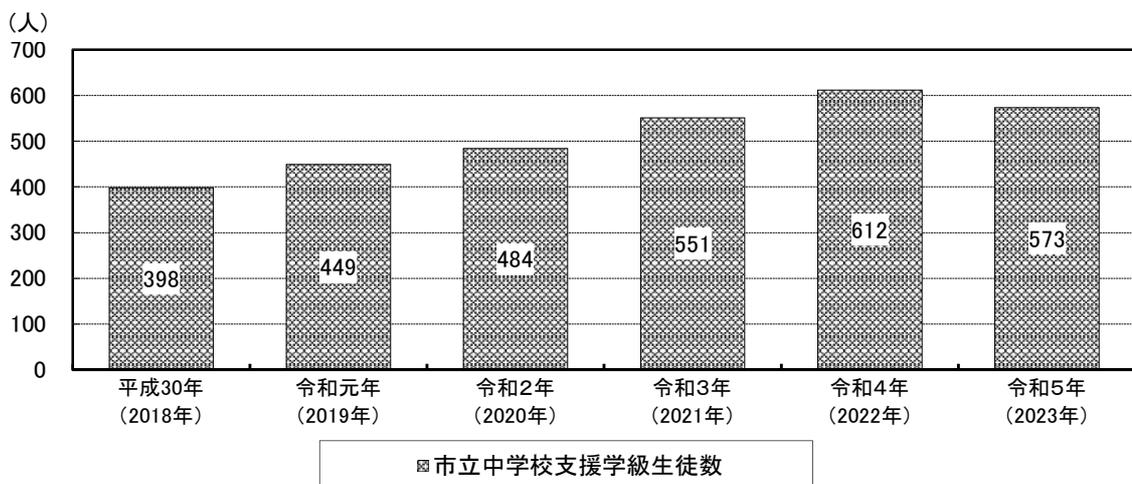


※各年5月1日現在

### ④ 市立中学校における特別支援学級生徒数

市立中学校の特別支援学級に在籍する生徒の人数は、令和5(2023)年5月現在573人となっており、市立小学校と同様に昨年度と比較し減少しております。

#### ■市立中学校における支援学級生徒数の推移



※各年5月1日現在

## 2 障害福祉計画・障害児福祉計画の実施状況

前計画で掲げた成果目標と達成状況と課題については、次のとおりです。

### (1) 障害福祉計画

#### ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者の地域生活への移行者数について、令和5(2023)年度末の目標221人の達成は難しい状況です。地域生活への移行者数、入所者の削減数についても、計画目標に到達していません。

地域移行に向けた取り組みとして、自立支援協議会における具体的な地域移行ケースの検討プロジェクト立ち上げや、入所施設との連携会議、障害があってもできる限り地域生活を継続できるよう支援を行ってきましたが、受け皿となる地域資源の不足等課題も多く、より効果的な取り組みの検討が必要です。

令和3(2021)年度から自立支援協議会の地域移行部会(当時)で施設入所者の地域移行だけでなく、地域から施設入所を希望される方への相談支援等の入口機能を強化するため「入口会議」を開催し、令和5(2023)年度から常設としました。これまで入所に至った経過などを分析し課題の抽出に取り組みます。

#### ■第6期計画における成果目標

項目		目標	実績	考え方
基準値	令和元年度末時点の入所者数(A)	221人	225人	令和元(2019)年度末(225)→令和4(2022)年度末時点(225)
目標値	①令和5(2023)年度末の地域生活移行者数(B)	14人	6人	施設からグループホーム等へ移行した者の数(累計)
		6%		移行割合(B/A)
目標値	②令和5(2023)年度末の削減見込数(C)	4人	-1人	施設入所者の削減見込数
		1.6%		削減割合(C/A)

## ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

目標については、国の基本指針や実績、ニーズ等を踏まえ、大阪府が設定しています。精神障害に関する施策は、大阪府及び各保健所が主となり取り組んでいます。「東大阪市こころの健康推進連絡協議会」を協議の場として活用し、長期入院患者の地域移行が促進されるよう、支援機関が集まり地域診断や事例検討を行い、夜間・休日対応の支援の在り方、必要な支援が届いていない方への対応、障害福祉サービスの充実などの課題について検討してきました。引き続き関係者との協議の場を活用しながら、関係機関と連携し、取り組んでいきます。

## ■第6期計画における成果目標

項目	目標	実績	考え方
精神病院から退院後1年以内の地域における平均生活日数	316日	※	大阪府が設定
精神病床における1年以上長期入院患者数	309人	359人	大阪府が設定
精神病床の早期退院率 (入院後3か月・6か月・1年時点)	3か月=69%以上 6か月=86%以上 1年=92%以上	※	大阪府が設定

※精神病床からの退院後1年以内の地域における平均生活日数及び精神病床における入院後3か月、6か月、1年時点の退院率については、国の調査指標が変更され、現時点において実績データは出ていない。

## ■第6期計画における活動指標

事項	単位	令和3(2021)年度		令和4(2022)年度		令和5(2023)年度
		計画	実績	計画	実績	計画
保健・医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回/年	3回	3回	3回	6回	3回
保健・医療及び福祉関係者による協議の場の参加者数 (保健・医療・福祉・介護・当事者・家族・その他)	人/年	60人	72人	60人	35人	60人
保健・医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数	回/年	1回	1回	1回	1回	1回

### ③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等に関しては、地域において各サービスを複数の機関で役割分担し、市全体で障害を有する方を支える体制を整備するという形でスタートしています。市内全体を包括するネットワークの構築により、地域全体で障害児者の生活を支える体制の整備を目指しています。

緊急時の受け入れ体制の拡充、相談支援機関によるネットワークの構築、地域生活を体験できる場の提供、専門人材の育成確保等、自立支援協議会を中心に機能強化に向けた検討を行ってきました。

令和2(2020)年度から緊急短期入所事業などを導入し、目標を達成しています。更なる充実を目指し、緊急短期入所事業等の制度見直しや、事業者による人材育成を目的とした事業を実施してきましたが、重度障害者に対する社会資源、福祉人材の不足等が引き続き課題となっています。

親亡き後の体制整備として緊急短期入所事業はもちろん、体験居室利用事業や人材育成を目的とした研修等の事業について、利用のしやすさも含め見直しを検討していきます。

#### ■第6期計画における成果目標

事項	令和5(2023)年度	実績	考え方
地域生活支援拠点等の設置	設置	設置	面的整備型

#### ■第6期計画における活動指標

事項	単位	令和3(2021)年度		令和4(2022)年度		令和5(2023)年度
		計画	実績	計画	実績	計画
地域生活支援拠点等の機能の充実のための検証および検討回数	回/年	1回	1回	1回	1回	1回

## ④ 福祉サービスから一般就労への移行等

福祉サービスから一般就労への移行者数目標174人に対して、令和4(2022)年度末実績は145人と、達成率は83%です。

内訳で見ると、就労継続支援A型、B型については、利用者が増加していますが、就労移行支援事業については、利用者の総数が減少していることから、達成に至っていません。就労定着支援事業の利用実績は横ばいが続いていますが、就労定着率については、8割以上の事業所が78%と目標の7割を達成する見通しです。

障害児が社会に出ていくための準備として、本人はもちろん家族にも一般就労や就労支援にかかる情報提供が不十分であったことが自立支援協議会における就労にかかる専門会議においても明確になったことを踏まえ、障害者就労生活支援センターを創設し、就労支援にかかる地域の中核施設として相談支援事業所や学校、就労系障害福祉サービス事業所などとの連携を強化していきます。

(注意) 国・府が用いる福祉施設という表現を本市は福祉サービスに一部読み替えています。

## ■第6期計画における成果目標

項目	数値		考え方	
	計画	実績		
基準値	福祉施設から一般就労への移行者数(A)	135人	令和元(2019)年度末時点の福祉施設から一般就労に移行した者の数	
目標値	①目標年度(令和5(2023)年度)の一般就労移行者数(B)	174人	145人	令和5(2023)年度中における福祉施設から一般就労に移行する者の数(B/A) 1.27倍以上
基準値	就労移行支援事業の利用者数(C)	93人	令和元(2019)年度末時点の就労移行支援事業の利用者数	
目標値	②目標年度(令和5(2023)年度)の就労移行支援事業利用者数(D)	131人	86人	令和5(2023)年度における就労移行支援事業の利用者数(D/C) 1.30倍以上
基準値	就労継続支援A型利用者数(E)	17人	令和元年度末時点の就労継続支援A型の利用者数	
目標値	③目標年度(令和5(2023)年度)の就労継続支援A型利用者数(F)	24人	23人	令和5(2023)年度における就労継続支援A型の利用者数(F/E) 1.26倍以上
基準値	就労継続支援B型利用者数(G)	10人	令和元(2019)年度末時点の就労継続支援B型の利用者数	
目標値	④目標年度(令和5(2023)年度)の就労継続支援B型利用者数(H)	13人	30人	令和5(2023)年度における就労継続支援B型の利用者数(H/G) 1.23倍以上
基準値	就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者(I)	174人	令和5(2023)年度における、福祉施設から一般就労に移行する者の数	
目標値	⑤目標年度(令和2年度)の就労定着支援事業を利用者(J)	7割	56%	(令和5(2023)年度の就労定着支援事業を利用/I)
目標値	⑥就労定着支援事業のうち就労定着率が8割以上の事業所(K)	7割以上	78%	

⑤ 就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額

令和4（2022）年度末の実績で12,786円と前期実績（13,286円）を下回っています。

■第6期計画における成果目標

項目		計画	実績	考え方
目標値	令和5（2023）年度の工賃の平均額	15,000円	12,786円	令和元（2019）年度の工賃実績の1.1倍以上

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

市では平成29（2017）年4月に基幹相談支援センターを開設し、目標を達成しています。なお、基幹相談支援センターでは、地域の相談支援を担う中核施設として、専門的な相談援助の実施、事業者に対する指導援助、相談員のスキルアップを目的とした研修開催等により、市内の相談支援ネットワークの構築、強化に向けた取り組みを実施しています。

■第6期計画における成果目標

事項	計画	実績	考え方
基幹相談支援センターの設置	設置	設置済	設置済

■第6期計画における活動指標

事項	単位	令和3（2021）年度		令和4（2022）年度		令和5（2023）年度
		計画	実績	計画	実績	計画
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件/年	300件	346件	300件	302件	300件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件/年	25件	39件	25件	42件	25件
地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	件/年	160件	221件	160件	159件	160件

## ⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

本市では、障害福祉サービス等に係る研修に参加し職員の質の向上を図っています。また、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析して、障害福祉サービス事業者等と共有する体制づくりや、事業者等の適正な運営と利用者保護等の視点から、必要な助言・指導等を行い、その結果を事業者等と共有しています。目標は達成していますが、更なるサービスの質の向上へ向け、内容の充実・強化が必要です。

## ■第6期計画における活動指標

事項	単位	令和3(2021)年度		令和4(2022)年度		令和5 (2023)年度
		計画	実績	計画	実績	計画
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	人/年	2人	3人	2人	4人	2人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	体制の有無	有	有	有	有	有
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の年間共有回数	回/年	1回	2回	1回	1回	1回
障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有	体制の有無	有	有	有	有	有
障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の年間共有回数	回/年	2回	2回	2回	2回	2回

## (2) 障害児福祉計画

### ① 児童発達支援センターの整備

障害児支援の拠点施設として、東大阪市立障害児者支援センター「レピラ」では、就学前の障害のある子どもに対する通園事業のほか、保育所等訪問支援、発達障害児個別療育事業などを実施しています。法改正による児童発達支援センターの機能強化により、地域の支援機関に対するスーパーバイズやコンサルテーションや、ネットワークの構築など、支援体制の充実に向けた取り組みを進めます。

#### ■第2期計画における成果目標

	令和5(2023)年度	実績	考え方
児童発達支援センター	1か所	1か所	設置済

### ② 保育所等訪問支援

東大阪市立障害児者支援センター「レピラ」では、児童発達支援センターとして第一はばたき園（児童発達支援・保育所等訪問支援）、第二はばたき園（医療型児童発達支援）において、保護者のニーズを踏まえた上で、保育所等訪問支援の充実に努めてきました。令和6(2024)年度からは法改正に伴い、児童発達支援センターは一元化されます。児童発達支援センターの機能強化の一つである地域のインクリューションの推進として保育所等訪問支援の充実に努めます。

#### ■第2期計画における成果目標

	令和5(2023)年度	実績	考え方
保育所等訪問支援の充実	2か所	2か所	設置済

### ③ 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所

重症心身障害児を支援するための事業所の確保に向けて取り組んでいますが、放課後等デイサービス事業所について、目標数には到達していません。

#### ■第2期計画における成果目標

	令和5(2023)年度	実績	考え方
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	1か所	2か所	定員5人の事業所で、週1日利用するものとして設定 (放課後等デイサービス3か所設置済)
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	5か所	3か所	

### ④ 保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場

医療的ケア児について、保健・医療・障害福祉・保育・教育などの関係機関が連携を図るため、関係機関の協議の場を設置し、医療的ケア児童の生活実態とニーズの把握を進めています。

#### ■第2期計画における成果目標

	令和5(2023)年度	考え方
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	設置	設置済

### ⑤ 医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置

医療的ケア児を支援するため、令和6年度からコーディネーターを配置します。

#### ■第2期計画における成果目標

	令和5(2023)年度	考え方
関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	配置	令和5(2023)年度までに配置

### 3 市民・事業所の意識

※アンケート調査結果の各設問の母数n (Number of caseの略)は、設問に対する有効回答者数を意味します。

※各選択肢の構成比(%)は、小数点第2位以下を四捨五入しています。このため、択一式の回答については構成比の合計が100%にならない場合があります。また、複数回答が可能な設問の場合、選択肢の構成比の合計が100%を超える場合があります。

※グラフ中の数字は、特に断り書きのない限りすべて構成比を意味し、単位は%です。

※属性別クロス集計のグラフ・集計表には、属性が無回答であったサンプルの集計結果を割愛しています。

#### (1) 市民アンケート調査の主な結果

##### ① 介助や支援が必要な状況

- ◆何らかの介助・支援が必要な人は障害児の84%、障害者の48%で、外出や家事、金銭管理、入浴、服薬管理、意思疎通などに支援を要する人が多い。
- ◆障害者については介助者の年齢が60歳以上が59%。介助者について心配なことがあると答えた人が54%。

##### 【介助や支援の必要度】

- ・何らかの介助や支援が必要な人は、18歳以上の障害者の48.4%、18歳未満の障害児の84.3%となっています。「いつも介助や支援が必要」は、身体障害児で57.6%、知的障害児で39.5%と多くみられます。
- ・介助や支援が必要な内容は、障害者・障害児とも「外出」が最も多く、次いで障害者では、「炊事・掃除洗濯などの家事」「お金の管理」「入浴」「薬の管理」などの順、障害児では、「お金の管理」「薬の管理」「身だしなみ」「家族以外の人との意思疎通」「入浴」などの順となっています。

##### 【主な介助者の年齢】

- ・障害者では、50歳代、60歳代、70歳代の順で多く、60歳以上が58.6%を占めています。障害児では、40歳代が53.6%、30歳代が29.1%となっています。

##### 【主な介助者のことで心配なこと】

- ・介助者について心配なことがある人は、障害者の54.3%、障害児の39.8%となっています。
- ・具体的な記述内容として書かれたものは、「もし病気になったら他に頼れる人がいない」「体力がなく、体調を崩すことがある」「心身に負担を与えている」

「両親も障害者」「高齢なのでこれから先が心配」「子どもがヤングケアラーにあたるのか心配」「仕事に影響を与えていないか心配」「親の世話もしないといけない」「金銭的な問題」などとなっています。

## ② 日中の活動や就労状況と意識

- ◆日中を自宅で過ごす人が障害者の47%。完全ひきこもり状態の人は13%。
- ◆働くことへの考え方で、一般就労を希望する人が障害児の42%、障害者の23%。
- ◆働く際に必要な支援は、障害者は指導者や相談できる環境、休みを取りやすい環境、障害児では障害特性への配慮や理解、就職や就労定着への支援等。

### 【昼間の時間の過ごし方】

- ・障害者では、「自宅で過ごしている」が46.8%で、このうち自室や自宅に閉じこもりがちと答えた人が46.2%（全体比21.7%、他の選択肢に回答のない完全ひきこもり状態の人は12.5%）となっています。また、これに次いで、「常勤で働いている」が16.3%、「通所施設などで仕事や作業をしている」が12.6%、「パートやアルバイトなどで働いている」が12.1%、「通院したり機能訓練を受けている」が11.0%となっています。
- ・障害児では、「放課後等デイサービスに通っている」が43.2%、「地域の小学校・中学校に通っている」が39.0%、「自宅で過ごしている」が34.3%、「障害のある児童・生徒の支援学校に通っている」が24.2%となっています。

### 【働くことについての考え方】

- ・障害者では、「障害のない人と一緒に一般の職場で働きたい」が23.0%、「わからない、まだ考えたことがない」が20.1%、「一般の職場ではなく障害のある人のための施設で仲間と生産活動をしたい」が15.9%となっています。
- ・障害児では、「わからない、まだ考えたことがない」が42.8%、「障害のない人と一緒に一般の職場で働きたい」が41.9%、「一般の職場ではなく障害のある人のための施設で仲間と生産活動をしたい」が26.7%となっています。

### 【仕事をする際に必要な支援】

- ・障害者では、「仕事の作業を指導してくれる人や人間関係を調整してくれる人など、相談できる環境がほしい」が52.2%と最も多く、次いで「休みを取りやすい環境づくり」が40.5%、「作業の内容をわかりやすく説明してほしい」が27.2%、「短時間労働を認めてほしい」が25.9%となっています。
- ・障害児では、「障害特性に配慮した職場環境の整備や必要な介助」が64.7%と最も多く、次いで「企業、上司、同僚の理解」が59.6%、「就職後の相談・支

援（定着支援）」が55.1%、「就職先の紹介等の支援」が52.9%、「給料が充分にあること」が50.0%などとなっています。

### ③ 発達障害に関する状況と意識

- ◆発達障害に関する困りごとは、進路・学校選択が難しいこと、発達障害や支援制度に関する情報が少ないこと、専門的な医療・療育・訓練の場がないこと、先生や周りの人の発達障害への知識・理解が乏しいこと、継続的に相談できる所がないこと、就労への支援が少ないことなど。
- ◆発達に関する不安や障害について、専門家による相談体制や関連するサービスについての情報提供の充実が望まれている。

#### 【発達障害に関して困っている（困った）こと】

- ・障害者では、「継続的に相談できる所がない・少ない」が45.3%と最も多く、次いで「発達障害そのものや支援制度に関する情報が少ない」が43.2%、「発達障害に関する専門的な医療・療育・訓練の場がない・少ない」が41.0%、「就労への支援が少ない」と「発達障害に対する近隣や地域からの理解が乏しい」がそれぞれ38.1%などとなっています。
- ・障害児では、「小学校から大学などの進路選択や学校選択がむずかしい」が56.7%と最も多く、次いで「発達障害そのものや支援制度に関する情報が少ない」が46.3%、「発達障害に関する専門的な医療・療育・訓練の場がない・少ない」が41.0%、「保育所・幼稚園・こども園、学校などの先生の発達障害についての知識や理解が乏しい」が40.3%、「発達障害に対する近隣や地域からの理解が乏しい」が38.1%などとなっています。

#### 【発達に関する不安や障害について必要な支援】

- ・「専門家による相談体制を充実させること」が36.9%と最も多く、次いで「関連するサービスについての情報提供を充実させること」が29.2%、「乳幼児の健康診断を充実させること」が16.5%となっています。

## ④ 福祉サービスに関する意識

- ◆ サービスを利用して良かったことは、困った時の相談先ができたこと、人とのつながりが増えたこと、いろいろな経験ができた、自分の能力を生かし伸ばす機会が得られたこと、友だちができたことなど。
- ◆ サービスを利用して何らかの不満を感じる人は障害児の61%、障害者の49%。主な内容は利用回数・時間の制限、利用したいときに利用できない、相談や手続きに時間がかかる、身近なところで利用できない、関連情報が少ないなど。
- ◆ この数年で利用できるサービスの種類や量が増えた、福祉サービスの質が良くなったと答える人が多い半面、経済的負担が増えたという人が多く見られる。

## 【福祉サービスを利用して良かったこと】

- ・ 障害者では、「困ったときに相談できる所ができた」が40.4%、「人とのつながりが増えた」が38.7%、「いろいろな経験ができた」が32.4%の順となっています。
- ・ 障害児では、「いろいろな経験ができた」が68.4%と最も多く、次いで「人とのつながりが増えた」が57.0%、「困ったときに相談できる所ができた」が46.1%、「自分の能力を生かしたり、伸ばすことのできる機会が得られた」が39.9%、「友だちができた」が34.7%となっています。

## 【サービスを利用して何か不満に思うこと】

- ・ 何らかの内容でサービスを利用するときに不満に思うことがあるという人は障害者の48.7%、障害児の61.1%となっており、内容別にみると、障害者では「利用回数・時間などに制限がある」「相談や手続きに時間がかかり面倒くさい」「サービス内容に関する情報が少ない」、障害児では「利用回数・時間などに制限がある」「利用したい日・時間に利用できない」「相談や手続きに時間がかかり面倒くさい」「身近なところでサービスを利用できない」となっています。
- ・ サービス種別ごとにみると、障害者のうち短期入所を利用している人で「利用したい日・時間に利用できない」「利用回数・時間などに制限がある」「相談や手続きに時間がかかり面倒くさい」「急な変更に応じてもらえない」と答えた人が多くみられます。

## 【この2～3年間での福祉サービス等の利用の変化】

- ・ 利用できるサービスの種類や量が増えた、福祉サービスの質が良くなったと答える人が比較的が多い他、経済的負担が増えたという人が多くみられます。

### ⑤ 相談に関する状況と意識

- ◆障害者の現在の不安や困りごとは、自身の高齢化や障害の重度化、病状の急変・再発、収入、親亡き後の生活など。
- ◆障害児の現在の悩みごとや心配ごとは、療育や教育に関すること、必要な情報が得られないこと、利用しているサービスや支援に関することなど。
- ◆今後の相談体制について、身近なところで相談できること、専門的な知識や技術のある人に相談できることを挙げる人が多い。

#### 【不安や困りごと（障害者）】

- ・「自分自身が高齢になり、体力の低下や障害の重度化が心配である」が35.2%と最も多く、次いで「自分の病状が急変したり、再発したときのことが心配である」が33.4%、「生活していくのに十分な収入がない」が27.3%、「親が高齢で、親亡き後の生活と住まいが心配である」が18.9%、「親しい友人がいない」が16.0%の順となっています。

#### 【悩みごとや心配ごと（障害児）】

- ・「療育や教育に関すること」が51.7%と最も多く、次いで「障害やサービスなどの必要な情報が得られない、得るのがむずかしいこと」が22.5%、「利用しているサービスや支援に関すること」が18.6%などとなっています。

#### 【気軽に相談できるようにするために必要なこと】

- ・障害者・障害児とも「身近なところに相談できる人がいること」（障害者40.9%、障害児56.4%）、「専門的な知識や技術のある人に相談できること」（障害者29.9%、障害児51.7%）の順で多く、これに次いで障害者では「問題を解決するまで支援してくれること」が22.7%、障害児では「同じ障害のある人や関係団体の人などに相談できること」が43.2%となっています。

### ⑥ 将来の暮らしについての意識

- ◆地域で今後新たに自立生活を送る意向を示す人は、障害者の15%、障害児の20%。
- ◆家族と一緒に暮らせなくなった時の不安は、障害者では収入が足りない、家事が難しい、現在の住居で住み続けることができないことなど。障害児ではこれに加え、金銭管理や健康管理、諸手続きが難しいことなどが挙げられている。
- ◆地域で生活するために必要な支援は、相談支援体制、経済的な負担軽減、周りの人の理解、必要なサービスやケア等を受けられることなど。

**【地域で自立して生活へすることの意向（障害者）】**

- ・「わからない」が33.0%、「すでにひとりで暮らしたり、所帯を持つなど自立して生活している」が29.5%、「ぜひそうしたい」が9.5%、「介助者等の条件が整えばそうしたい」が5.1%などとなっています。
- ・障害種別ごとにみると、発達障害や知的障害で将来的に地域で自立して生活したいと考える人が比較的多くみられます。

**【将来の暮らし方（障害児）】**

- ・「わからない」が37.7%、「自宅で家族と暮らしたい」が33.1%、「自立してアパートやマンションを借りるなどして暮らしたい」が19.9%、「グループホームなどで暮らしたい」が8.5%となっています。

**【家族と一緒に暮らせなくなった時の不安】**

- ・障害者では、「収入が足りない」が31.4%と最も多く、次いで「買い物、洗濯、炊事など家事をすることがむずかしい」が24.5%、「今までの住まいで暮らし続けることがむずかしい」が21.4%、「契約や市役所での手続きをするのがむずかしい」が20.3%、「お金の管理（銀行でのお金の出し入れや生活費の管理など）がむずかしい」が19.7%などとなっています。
- ・障害児では、「お金の管理（銀行でのお金の出し入れや生活費の管理など）がむずかしい」が44.5%と最も多く、次いで「契約や市役所での手続きをするのがむずかしい」が41.1%、「買い物、洗濯、炊事など家事をすることがむずかしい」が40.7%、「収入が足りない」が38.1%、「病院の受診、服薬など健康管理をするのがむずかしい」が33.9%などとなっています。

**【地域で生活するために必要な支援】**

- ・障害者・障害児とも「何か困ったことがあった時にすぐに相談できる人・体制があること」（障害者48.0%、障害児65.7%）、「経済的な負担を軽減すること」（障害者47.5%、障害児56.4%）の順で多く、これに次いで障害者では「必要な在宅サービスが利用できること」（26.1%）、「在宅で医療ケアなどが受けられること」（24.1%）、「障害特性に合わせた住宅の改修や改造を補助してくれること」（20.8%）の順、障害児では「近所の人や障害特性や生活様式などについて理解していること」（38.1%）、「必要な在宅サービスが利用できること」（33.1%）、「生活訓練などを充実すること」（32.6%）の順で多くみられます。

## (2) 事業所アンケート調査の主な結果

### ① サービスの実施状況

- ◆利用者の依頼に対してサービス提供できなかった経験のある事業所は59%。その理由は、新規契約を受け入れる余裕がない、希望日時への利用希望の集中、対応が不可能なケースなど。
- ◆医療的ケアに対応できる事業所は38%。

#### 【利用者からの依頼に対して、サービス提供できなかったこと】

- ・サービス提供できなかったことがあると答えた事業所は59.4%で、サービス種別ごとにみると、地域生活支援事業・その他や短期入所サービス、訪問系サービス、居住系サービスで多くみられます。
- ・サービスが提供できなかった理由を尋ねたところ、「新規契約を受け入れる余裕がなかった（職員体制など）」が45.9%と最も多く、次いで「希望された日（時間帯）に利用が集中し、対応できなかった」が35.3%、「事業所では対応できないケースだった（障害種別、障害程度などによる）」が32.9%、「希望された日（時間帯）に、事業所としてサービスが提供できなかった（夜間、休日など）」が29.4%となっています。

#### 【医療的ケアへの対応】

- ・何らかの医療的ケアに対応できる事業所は37.8%で、内容別には「服薬管理」が30.8%となっています。
- ・医療的ケアを実施できない理由は、「資格がない」が88.0%を占めています。

### ② 事業運営上の課題と対応

- ◆専門職の確保や人材育成の難しさに困難を感じる事業者が多く、40%の事業所が人材不足感を示す。
- ◆人材定着・離職防止のための取り組みとして、個人の希望に配慮したシフト設定や有給休暇を取得しやすい環境づくり、悩みを相談しやすい職場づくり、教育・研修の充実等に取り組む事業所が過半数。
- ◆サービスを向上させるための取り組みとして、研修実施や利用者等への相談・苦情対応、個別支援計画の作成・見直しに取り組む事業所が過半数。
- ◆市に望むこととして、情報提供を求める事業所が多い。

**【事業運営で特に困難を感じること】**

- ・「専門職の確保が難しい」が51.7%と最も多く、次いで「職員の人材育成が難しい」が48.3%、「事務作業が多い」が35.7%、「利用者の継続的な確保が難しい」が25.9%（日中活動系サービスでは37.5%）となっています。

**【人材の充足感】**

- ・「全然足りていない（事業運営に支障が生じている）」が7.7%、「あまり足りていない（もう少し人材を確保したい）」が32.2%と、合わせて39.9%の事業所が人材不足感を示しています。
- ・サービス種別ごとにみると、地域生活支援事業・その他や訪問系サービス、相談支援でその傾向が顕著にみられます。

**【人材確保面での課題】**

- ・「一定の技術を持つ人材の確保が難しい」が48.3%と最も多く、次いで「夜間や朝夕など人材の確保が難しい時間帯がある」が31.5%、「新規学卒者の確保が難しい」が30.1%、「特定の職種の確保が難しい」が28.7%、「転職や退職が多く人材の定着が難しい」が23.1%となっています。

**【人材定着・離職防止のための取り組み】**

- ・「個人の希望に配慮したシフト設定」が64.3%、「有給休暇を取得しやすい環境づくり」が61.5%、「悩みを相談しやすい職場づくり」が60.1%、「スキルアップのための教育・研修の充実」が53.1%、「子育てや介護との両立支援」が48.3%などとなっています。

**【サービスを向上させるための取り組み】**

- ・「職場内研修の実施」が77.6%、「利用者や利用希望者への相談対応」が65.7%、「苦情や要望に係る窓口の設置」が58.0%、「個別支援計画の作成・見直し」が51.0%、「外部研修の受講促進」が50.3%、「資格取得の促進」が49.0%などとなっています。

**【事業者として市に望むこと】**

- ・「障害福祉に関する最新情報の提供」が47.6%と最も多く、次いで「市の障害者向けサービスの情報提供」が35.0%、「サービス従事者への研修」が25.9%、「サービス事業者のための相談」が20.3%、「事業者間の連絡調整の支援」が19.6%などとなっています。

## 4 今後の施策推進に向けた課題

国・大阪府・社会の動向、本市における状況、市民・事業者の意識等から本計画における課題については、次のような内容が考えられます。

### ① 地域で自分らしく生活を続けるための支援

地域で生活している障害のある人にとっては、障害特性に関わらず、地域での生活を継続し、本人の希望を尊重した地域生活の実現を図ることが重要です。また、施設入所者や入院患者の地域移行を進めていく上で、共同生活援助（グループホーム）と短期入所など、日中・夜間それぞれの生活支援体制を充実し、地域の受け皿づくりをより一層進めていくことが必要です。

とりわけ相談支援体制の充実については、地域福祉施策として進める重層的支援体制の整備の一環として、基幹相談支援センターを核としながら、専門的な相談機能の充実と多機関連携による相談支援体制の構築を進めていく必要があります。

また、面的整備により創設された地域生活支援拠点等については、緊急時の対応、各社会資源を結びつけるコーディネーターの設置など機能強化が求められています。

### ② 地域でやりがいや生きがいを持ちながら働く場や活動の場の確保

障害のある人が地域で生活を続けていく上で、社会の一員として、また、自己実現の一つの手段として、障害特性や一人ひとりの意欲、適性等に応じて、身近に活動することや働くことができる場があることが望まれます。

より多くの障害のある人が就労し、また継続するために、障害者差別解消法の改正に伴う合理的配慮の提供義務化も含め、一般事業所等への理解促進等を通じて多様な働き方ができる仕事づくりを進めるとともに、一般就労した障害のある人の就労後の職場でのサポートや評価、職場とのミスマッチの解消などを図り、就労定着、離職の防止に取り組むことが必要です。障害児が社会に出ていくための準備として、本人はもちろん家族にも一般就労や就労支援にかかる適切な情報提供や相談支援の充実に向け障害者就労生活支援センターを創設します。

また、療育・発達支援から就労支援へと切れ目なくつながるサポート体制の確立、住まいや移動手段の確保など就労の基盤となる環境づくりも必要です。加えて、従来からの課題である就労継続支援（B型）の工賃向上に向けた一層の取り組みが必要です。

今般の制度改正により令和7(2025)年10月より「就労選択支援」事業の創設、短

時間就労を行う人の障害者雇用率への算定対象化など、障害のある人に対する就労支援の枠組みが改められますが、関係機関・団体、事業者等との連携を通じて、新制度へのいち早い対応を図っていく必要があります。

### ③ 障害児支援の提供体制の整備等

就学前施設や小・中学校における特別な配慮や支援を要する児童生徒、児童発達支援、放課後等デイサービスなどの障害児通所支援を利用する児童が増加しています。また、重症心身障害児や医療的ケア児、強度行動障害や高次脳機能障害のある児童など、障害の重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化や重層的な支援体制の整備が必要です。

令和6(2024)年度の児童福祉法の一部改正に伴い、児童発達支援センターが地域の障害のある児童の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として位置付けられ、幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、障害児通所支援事業所等に対するスーパーバイズ、コンサルテーション機能、地域のインクルージョン推進の中核としての機能、発達支援の入り口としての相談機能が求められています。

今後とも福祉、医療、教育等の関係機関と連携し、障害の重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図るとともに、障害児通所支援サービスや相談機能の充実など、重層的な支援体制の整備を推進します。

### ④ 福祉サービスの提供体制の整備・充実

障害のある人の福祉ニーズに対応し、障害福祉計画・障害児福祉計画の推進を通じて、これまで計画的に事業所等の社会資源の整備は進められてきましたが、強度行動障害など重度障害のある人や医療的ケアの必要な人の実態把握やサービス利用ニーズの把握のもとに社会資源の充実に努める必要があります。

特に、共同生活援助（グループホーム）については、主な介護の担い手である家族の高齢化等により家庭における介護負担が増す傾向があるなか、地域生活の継続や地域移行を促進する上で必要な社会資源であることをふまえ、利用ニーズに即したグループホームの整備を促進する必要があります。

また、誰もが住み慣れた地域で生活をしていくためには、それを支えるマンパワーが不可欠です。人材の確保の難しさにはどの自治体、どの事業者も直面している問題です。とりわけ障害福祉サービスで働く人材確保に向けて、東大阪市障がい児・者施設連絡会や東大阪市指定障害福祉サービス等事業所連絡会等と連携し、自立支援協議会でも喫緊の課題として検討していく必要があります。合わせてその人材の育成に向けても具体的方策を検討していきます。

## 第3章 第7期障害福祉計画

### 1 計画の目標と実現に向けた取り組み

障害者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援などの課題に対応するため、国の基本指針や大阪府の基本的な考え方に基づいて、令和8(2026)年度を目標年度として、次のとおり目標を設定します。

#### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

##### 成果目標

項目	令和8(2026)年度目標	目標設定の考え方
入所者数	221人	・令和4(2022)年度末時点の入所者数から削減数を引いた数。
地域生活への移行者数 (入所施設からグループホーム、一般住宅等へ移行する人の数)	14人	・国の指針・府の考え方では令和4(2022)年度末の施設入所者数の6%以上。
削減数	4人	・国の指針では令和4(2022)年度末の施設入所者数の5%以上。 ・府の考え方では令和4(2022)年度末の施設入所者数の1.7%以上。

##### 現状と課題

施設入所者の地域生活移行後の受け皿となる重度の障害者を受け入れるグループホームの不足や自宅での生活等を支えるためのきめ細かい支援体制づくりが追い付いていないことが考えられます。目標達成の地域生活への移行促進のためには、福祉設備の基盤整理や包括的な支援体制の構築が必要です。

### 目標実現に向けた取り組み

障害者権利条約の対日審査総括所見において求められているように、障害者が居住地、地域社会のどこで誰と暮らすかを選択する機会を持てるよう取り組みを進めます。そのためにも「入口会議」におけるこれまでの施設入所者の経過の分析を進めるとともに、当面、施設職員や相談支援事業所等の支援者との密な連携をはじめ、地域移行支援や地域定着支援等の障害福祉サービス利用の検討、地域生活支援拠点事業におけるグループホーム移行支援の利用等により、施設入所者の地域生活への移行並びに、居宅生活者のグループホームへの移行による地域生活の継続に向けた支援を継続します。また、従事する職員のスキルアップに取り組み、質の向上・受け皿の拡充に努めます。

### 主な施策

主な施策・事業名	事業内容	方針	担当課・室
①施設入所者の地域生活への移行の推進	<p>行政と基幹相談支援センター、障害福祉サービス事業所等の連携を強化し、施設入所者などの障害当事者に対して地域移行への働きかけの実施やグループホームなどの宿泊体験などを通じて、地域生活への移行を推進します。</p> <p>また、家族と暮らしている方で自立した生活を希望している方の地域生活への移行も支援します。</p> <p>東大阪市自立支援協議会にてケース検証等を行い、今後の地域移行体制の整備を進めていきます。</p>	継続	福祉事務所 障害施策推進課
②地域生活の受け皿の整備	<p>グループホームの確保や質の向上、また、地域移行に向けて体験ができる仕組みを促進します。また、強度行動障害などの比較的重度な障害者に対応できる人材育成を進めるため、事業所を対象としたOJT研修の実施を促進します。</p>	拡充	障害施策推進課

## (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

### 成果目標

項目	令和8(2026)年度目標	目標設定の考え方
精神病床の1年以上入院患者数	342人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の指針では、令和2(2020)年度と比べて約3.3万人の減少を目指す。</li> <li>・府の考え方では、令和8(2026)年6月末時点の精神病床における1年以上の長期入院患者数を8,193人として目標値を設定。市町村においては、長期入院患者数で按分した数値を下限に目標設定。65歳以上と65歳未満の区別は設けない。(大阪府からデータ提供あり)</li> </ul>

### 成果目標の達成に向けた活動指標

指標	【現状】	【見込み】		
	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の年間開催回数	1回	3回	3回	3回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者の年間参加者数	20人	60人	60人	60人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の年間実施回数	1回	1回	1回	1回
精神障害者の地域移行支援の月平均利用者数	0人	1人	1人	1人
精神障害者の地域定着支援の月平均利用者数	5人	5人	5人	5人
精神障害者の共同生活援助(グループホーム)の月平均利用者数	238人	263人	288人	313人
精神障害者の自立生活援助の月平均利用者数	11人	11人	11人	11人
精神障害者の自立訓練(生活訓練)の月平均利用者数	75人	140人	140人	140人

## 現状と課題

精神障害のある人を地域で支えるための社会資源や支援体制がまだまだ不十分であり、相談支援体制や居宅支援、福祉と医療の連携などが必要です。加えて、精神障害への理解不足や根強い偏見の解消も必要となります。

## 目標実現に向けた取り組み

医療機関や相談支援事業所等の支援者との密な連携をはじめ、地域自立支援協議会の検討・専門会議における協議の場の活用等により、引き続き障害者が障害種別によらず地域で自立した生活を送ることができるよう支援します。また、医療・福祉の連携により、地域での退院後の支援体制を強化していきます。長期入院患者の退院だけでなく、地域で生活している精神障害者へのきめ細かい医療・保健・福祉のネットワーク、地域包括ケアシステムの構築に向け取り組んでいきます。

## 主な施策

主な施策・事業名	事業内容	方針	担当課・室
①精神障害者の退院促進	精神科病院に入院中の精神障害のある人のうち退院可能な方に対し、退院に向けての支援及び退院後の自立生活のための支援を行います。 また、地域移行への動機付けや不安軽減、地域生活のイメージ作りなどの働きかけを関係機関と連携しながら行います。 さらに、医療・福祉の連携により、地域での退院後の支援体制を強化していきます。	拡充	健康づくり課 保健センター 障害施策推進課
②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場での検討	東大阪市自立支援協議会と連携し、東大阪市こころの健康推進連絡協議会を協議の場として、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを継続して検討することで退院促進を進めていきます	継続	健康づくり課 保健センター 障害施策推進課

### (3) 地域生活支援の充実

#### 成果目標

項目	令和8(2026)年度目標	目標設定の考え方
地域生活支援拠点等の確保	1拠点 (面的整備)	・国の指針・府の考え方では、令和8(2026)年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも1つ以上確保。
効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	構築	・国の指針・府の考え方では、機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制を構築。
地域生活支援拠点等における支援の実績等を踏まえた運用状況の検証及び検討の実施回数	年1回以上	・国の指針・府の考え方では、地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証・検討。
強度行動障害を有する者に関する支援ニーズの把握と支援体制の整備	支援ニーズの把握 支援体制の整備	・国の指針・府の考え方では、令和8(2026)年度末までに、各市町村または圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

#### 成果目標の達成に向けた活動指標

指標	【現状】	【見込み】		
	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数	面的基盤として設置	面的基盤として設置	面的基盤として設置	面的基盤として設置
地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置人数	0人	1人	2人	3人
地域生活支援拠点等の検証及び検討の年間実施回数	0回	1回	1回	1回

#### 現状と課題

地域生活支援拠点等の整備では、緊急事態になる前の平常時からの支援が重要であり、支援につながっていない障害のある人などへのアウトリーチが必要になります。また、緊急時の受け入れ・対応を実施するための資源や人材の確保、地域の社会資源の連携体制の構築が必要になります。各サービスを複数の機関で役割分担する仕組みづくりである面的基盤の整備をさらに進めます。

### 目標実現に向けた取り組み

地域生活支援拠点等事業については、今後近隣他市町村とも連携を密にしながら、本市の実情に応じた事業の整理を進めるなど、障害者が地域で安心して暮らしていける体制の充実を図ります。

また、市内全体を一つの面にとらえた面的整備を行い、地域全体で支援するネットワークの構築を行い、市全体で障害児者の生活を支える体制を整備し、機能の強化に努めていきます。

### 主な施策

主な施策・事業名	事業内容	方針	担当課・室
①地域生活支援拠点等の機能の充実	<p>障害児者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための機能（①相談、②緊急時の受入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）を充実させ、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築します。</p> <p>まずは支援につながっていない障害のある方の把握を進めるため、委託相談支援センターや各福祉事務所を活用し、アウトリーチに取り組みます。</p>	拡充	障害施策推進課
②地域生活支援拠点等の機能の検証・検討	<p>地域生活拠点等の整備について、東大阪市自立支援協議会において、運営状況の検証や検討などを行います。</p>	継続	障害施策推進課

## (4) 福祉サービスから一般就労への移行等

### 成果目標

項目	令和8(2026)年度目標	目標設定の考え方
年間一般就労移行者数(全体)	196人	・国の指針・府の考え方に準じ、令和3(2021)年度実績の1.28倍以上を設定。
年間一般就労移行者数(就労移行支援)	126人	・国の指針・府の考え方に準じ、令和3(2021)年度の1.31倍以上を設定。なお、府の目標値を各市町村の実績に応じて按分有り。
年間一般就労移行者数(就労継続支援A型)	34人	・国の指針・府の考え方に準じ、令和3(2021)年度の1.29倍以上を設定。なお、府の目標値を各市町村の実績に応じて按分有り。
年間一般就労移行者数(就労継続支援B型)	25人	・国の指針・府の考え方に準じ、令和3(2021)年度の1.28倍以上を設定。なお、府の目標値を各市町村の実績に応じて按分有り。
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	60%	・国の指針・府の考え方に準じ、令和8(2026)年度における一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を6割と設定
就労定着支援事業の利用者数	182人	・国の指針・府の考え方に準じ、令和3(2021)年度の1.41倍以上を設定。
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の割合	25%	・国の指針・府の考え方に準じ、令和8(2026)年度における就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上を設定。
就労継続支援(B型)事業所における平均工賃額	16,000円	・大阪府独自で設定。 ・府の考え方では、大阪府が提供する市町村単位での令和8(2026)年度の就労継続支援B型事業所における工賃の平均額の見込を参考に、令和3(2021)年度の工賃の平均額の実績よりも向上した値を目標値として設定する。

(注意) 国・府が用いる福祉施設という表現を本市は福祉サービスに一部読み替えています。

### 現状と課題

受け入れ企業がまだまだ不足しており、加えて企業側との情報共有・連携も不足しています。一般就労に向け、就労系福祉サービスにおいても必要となる力を身に着けるプログラムを実施していくことも重要です。また、学童期から障害者雇用の現状や就労について、正しい情報共有と理解の促進に向けた取り組みが必要です。

### 目標実現に向けた取り組み

ハローワークや障害者就業・生活支援センターをはじめ、相談支援事業所等と

も連携を密にしながら、障害者の就労の場の拡大や工賃の向上に向け、企業等への障害者雇用に対する理解促進に努めます。

就労移行支援事業所や就労継続支援事業所に対して、適正な運営や一般就労に向けた支援内容の質の向上を図れるよう支援します。

また、東大阪市障害者就業・生活支援センター「J-WAT」を中心として、一般企業での就労や就労の継続が困難な人に対し、個々の状況に応じた日中活動の場の確保、就職に向けた準備支援や一般就労、就労定着ができるよう支援に努めます。

さらに障害児者が社会へ出ていくための準備を支援し、一般就労や就労支援の情報提供をはじめ障害の特性や強みを生かした就労支援を行うため障害者就労生活支援センターを創設します。

### 主な施策

主な施策・事業名	事業内容	方針	担当課・室
①就労移行支援事業や就労継続支援事業の支援	福祉施設から一般就労への移行について、就労移行支援事業所や就労継続支援事業所に対して、必要な指導を行い、支援の内容の適正化と就労の質の向上を図るよう運営を支援します。	継続	障害福祉事業者課
②就労移行支援事業所や就労継続支援事業所への指導	就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練を行う就労移行支援事業所、就労継続支援事業所に対して、支援内容の適正化を指導します。	継続	障害福祉事業者課
③東大阪市障害者就業・生活支援センター「J-WAT」と就労移行支援事業所等との連携強化	東大阪市障害者就業・生活支援センター「J-WAT」が、就労移行支援事業所やハローワークなどと連携を強化し、障害のある人の就業を支える体制の強化を図ります。	継続	労働雇用政策室 障害施策推進課
④就労選択支援事業の実施	就労に関するアセスメント及び適切な指導を実施することにより、障害のある人の可能性を最大限に活かせる就労へとつなげます。	新規	障害福祉事業者課 障害施策推進課
⑤障害者就労生活支援センターの創設	全国に先駆け設置。一般就労や就労支援の情報提供をはじめ障害の特性や強みを生かした就労支援サービス提供を行うもの。	新規	障害施策推進課

## (5) 相談支援体制の充実・強化等

### 成果目標

項目	令和8(2026)年度目標	目標設定の考え方
基幹相談支援センターの設置	設置済	・国の指針・府の考え方では、令和8(2026)年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置。
基幹相談支援センターにおける地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	体制の確保	・国の指針・府の考え方では、令和8(2026)年度末までに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保。
地域自立支援協議会における体制の確保	体制の確保	・国の指針・府の考え方では、令和8(2026)年度末までに、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みを行うとともに、これらの取り組みを行うために必要な協議会の体制を確保。

### 成果目標の達成に向けた活動指標

指標	【現状】	【見込み】		
	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
基幹相談支援センターの設置	設置済	設置済	設置済	設置済
地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言の年間件数	150件	300件	300件	300件
地域の相談支援事業者の人材育成の年間支援件数	15件	25件	25件	25件
地域の相談機関との連携強化の取り組みの年間実施回数	80回	160回	160回	160回
個別事例の支援内容の検証の年間実施回数	12回	12回	12回	12回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	4人	4人	4人	4人
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の年間実施回数	24回	48回	48回	48回
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の年間参加事業者・機関数	18社	36社	36社	36社
協議会の専門会議の設置数	2	2	2	2
協議会の専門会議の年間実施回数	12回	12回	12回	12回
ピアサポート活動への年間参加人数	150人	300人	300人	300人

**現状と課題**

計画相談については、近年のサービス利用者の増加に対し、計画相談支援や障害児相談支援を行う事業所や相談員が不足しています。これに付随し、委託相談支援センターの相談件数も年々増加しています。昨今は、当事者や親の高齢化、親亡き後に対する支援や、公的支援につながない人への支援など相談内容が複雑・多様化し、関係機関の連携が必要となる支援が増えています。

基幹相談支援センターと市内の委託相談支援センターを活用した、更なる地域における相談支援の強化とネットワークの構築に向けて、支援体制整備が必要です。

**目標実現に向けた取り組み**

障害福祉サービス利用者数は年々増加していることに加え、強度行動障害や高次脳機能障害があるケースなど、その一つひとつのニーズが多様化・複雑化しています。

そのため、既存の基幹相談支援センターのさらなる体制強化についての検討を行うとともに、委託相談支援センターの役割を明確化するとともに設置数を増やし、地域の相談支援事業所との連携強化を図るなど、支援ネットワークを拡大することでの障害児者のニーズ把握と併せて相談支援体制の充実・強化に向けた取り組みを推進します。自立支援協議会を通じ、困難事例の検討や情報共有により、問題解決を図る体制を充実させるとともに、相談員等の資質の向上に努めます。

**主な施策**

主な施策・事業名	事業内容	方針	担当課・室
①相談機関の充実	<p>障害福祉サービス等の相談、生活に関する各種相談は、福祉事務所や保健センター、基幹相談支援センター、委託相談支援センター、身体・知的・精神障害者相談員などで実施しています。</p> <p>障害のある子どもには東大阪市障害児者支援センター「レピラ」や学校関連の相談体制を継続し、高齢期の障害のある人には高齢者保健福祉施策や介護保険制度における相談機能との連携を促進します。</p> <p>また、民生委員・児童委員や校区福祉委員会などの関係機関、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）との連携も強化します。</p>	継続	生活支援課 福祉事務所 地域福祉課 高齢介護課 地域包括ケア推進課 子ども見守り相談センター 健康づくり課 保健センター 労働雇用政策室 障害福祉認定給付課 障害児サービス課 障害施策推進課

主な施策・事業名	事業内容	方針	担当課・室
	あわせて、委託相談支援体制の見直しにより相談機能の強化に努めます。		
②相談サービスの充実	基幹相談支援センターが中心となり事例検討や研修会などを行い、指定（特定）相談支援事業所における相談支援専門員のスキルアップを図るなどサービス等利用計画の作成を支援します。また、基幹相談支援センターによる関係機関との連携支援として事業所情報などの情報提供を行います。	継続	障害福祉事業者課 障害福祉認定給付課 障害児サービス課 障害施策推進課
③重層的支援体制の整備	既存の相談支援などの取り組みを維持しつつ、地域住民の抱える課題解決のための包括的な支援体制の整備を進め、断らない相談支援・参加支援・地域づくりを一体として行う重層的支援体制の整備を図ります。	継続	地域福祉課 生活支援課 高齢介護課 地域包括ケア推進課 障害施策推進課
④関係機関との連携強化	高齢期の障害のある人に関する課題について地域の高齢者保健福祉の核となる地域包括支援センターと委託相談支援センターが連携を強化していきます。 また、ひきこもりに関する課題などさまざまな地域課題を解決するため各支援機関との連携、課題の共有などを図ります。	継続	生活支援課 地域福祉課 高齢介護課 地域包括ケア推進課 障害施策推進課
⑤東大阪市自立支援協議会の強化	東大阪市自立支援協議会では、障害児者が地域で自分らしく暮らせる地域づくりを目指し、ケア連絡会・相談支援ネットワーク・当事者中心の会などから地域のニーズを吸い上げ、それらをもとに地域課題の解決に向け専門会議を設置しています。「入口会議」においては、常設化し、これまで入所に至った経過などを分析し課題の抽出に取り組みます。また、今後も東大阪市自立支援協議会にて必要な障害福祉施策の検討をしていきます。	継続	健康づくり課 障害福祉認定給付課 障害児サービス課 障害施策推進課
⑥退所・退院に係る相談支援	施設や病院から地域に生活の場を移したり、家族から自立した生活を希望されたりする方が急激な生活環境の変化などで不安定な状況に陥らないように、また、生活の状況を把握し適切な支援につなげていけるように、各保健センター、福祉事務所が、基幹相談支援センターと役割分担し、病院・施設などと連携を取りながら、地域の関係機関とともに相談支援を行います。	継続	福祉事務所 健康づくり課 保健センター 障害施策推進課
⑦ピアカウンセリング	障害当事者がピアカウンセラー（ピア＝仲間）として障害福祉サービスの利用援助や日常生活上の問題、生活能力の取得に関する個別的援助・支援等の相談を行います。	継続	福祉事務所 健康づくり課 保健センター 障害施策推進課

## (6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

### 成果目標

項目	令和8(2026)年度目標	目標設定の考え方
サービスの質を向上させるための体制の構築	体制の構築	・国の指針では、令和8(2026)年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築することを基本とし、実施済み。内容の充実が求められている。
報酬請求エラーの多い項目についての注意喚起	実施	大阪府独自設定。設定以前から市において、不正請求の未然防止等の観点から報酬の審査体制の強化等の取り組み、指導権限を有する者との協力連携、適正な指導監査等の実施している。
報酬の審査体制の強化等	実施	
指導権限を有する者との協力連携	実施	
適正な指導監査等	実施	

### 成果目標の達成に向けた活動指標

指標	【現状】		【見込み】	
	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
大阪府が実施する研修その他の研修への市職員の参加人数	4人	8人	8人	8人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	体制の有無	有	有	有
	実施回数	1回	1回	1回
障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有	体制の有無	有	有	有
	実施回数	2回	2回	2回

### 現状と課題

サービス提供従事者並びに関係者のスキルアップが実現することにより、市内の障害児者が受けるサービスの質の向上が図られます。近年のサービス利用者が増加傾向であるために、事業所において高い事務処理能力が求められています。事業所等説明会を通じ、日々向き合う報酬請求に関し、注意・助言等を行う必要があります。

目標実現に向けた取り組み

各種研修への参加などを通して、職員一人ひとりが積極的に障害者福祉に関する制度理解や知識の蓄積に努めるとともに、大阪府や指定障害福祉サービス事業者の指導担当部局との連携を密にしながら、障害福祉サービス等の質の向上に努めます。

主な施策

主な施策・事業名	事業内容	方針	担当課・室
①指定事業所に対する報酬請求等の支援・審査結果の共有	報酬請求について、市内の事業所等に対して、必要な指導を行い、請求内容の適正化と注意喚起を図るよう支援します。	継続	障害福祉事業者課 認定給付課
②障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	引き続き大阪府実施の研修等への広報を通じ、受講の促進を支援します。	継続	障害福祉事業者課 障害施策推進課

## (7) 発達障害者等に対する支援

### 活動指標

指 標	【現状】	【見込み】		
	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の年間受講者数	8人	12人	12人	12人
ペアレントメンターの活用人数	2人	2人	2人	2人
発達障害相談支援事業 研修受講者	150人	200人	250人	300人

### 現状と課題

昨今発達障害児者が増加しており、サービス提供体制基盤の構築及び充実が求められています。各地域において専門知識を持った人材や受け皿となる事業所を増やしていく必要があり、相談支援体制を令和5年度に見直しました。専門人材の育成を目指し、発達障害相談支援センターピュアによる勉強会等を開始しています。サービス提供従事者並びに関係者のスキルアップが実現することにより、市内の障害児者が受けるサービスの質の向上を図っていきます。

### 目標実現に向けた取り組み

発達障害者等に対する支援については、支援体制を確保するとともに、発達障害のある児・者が可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう努めます。また、ペアレントメンターについては、大阪府のペアレント・メンター事業の活用を基本とし、必要な方に支援が届くよう事業を周知します。

## 2 障害福祉サービス等の見込量と提供方針

障害福祉サービスの計画値については、基本的に各サービスの障害種別ごとに、近年の利用状況を踏まえて、計画期間における需要量を見込んでいます。なお、障害者総合支援法においてサービス受給の対象となる手帳を持たない難病患者については、身体障害に含んでいます。

### (1) 障害福祉サービス

#### ① 訪問系サービス

##### (ア) 居宅介護

サービス概要	
障害支援区分1以上の人に対し、居宅において入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事、生活等に関する相談、助言その他の生活全般にかかる援助を行います。	

#### ■第6期計画の計画値と利用実績 (月当たり)

		令和3(2021)年度		令和4(2022)年度		令和5(2023)年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障害	計画値	498人	9,790時間	496人	9,659時間	494人	9,529時間
	実績値	469人	9,590時間	489人	10,192時間	448人	10,313時間
知的障害	計画値	520人	5,913時間	538人	6,112時間	556人	6,311時間
	実績値	495人	6,012時間	524人	6,421時間	501人	6,537時間
精神障害	計画値	999人	13,087時間	1,029人	13,480時間	1,060人	13,886時間
	実績値	999人	13,768時間	1,043人	14,366時間	946人	14,590時間
障害児	計画値	36人	572時間	38人	604時間	41人	652時間
	実績値	44人	628時間	46人	584時間	37人	614時間
合計	計画値	2,053人	29,362時間	2,101人	29,855時間	2,151人	30,378時間
	実績値	2,007人	29,998時間	2,102人	31,563時間	1,932人	32,054時間

※令和5(2023)年度は、7月までの実績による見込み値

## ■第7期計画の計画値

(月当たり)

		令和6(2024)年度		令和7(2025)年度		令和8(2026)年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障害	計画値	468人	10,773時間	488人	11,233時間	508人	11,694時間
知的障害	計画値	530人	6,915時間	559人	7,293時間	588人	7,672時間
精神障害	計画値	990人	15,268時間	1,034人	15,947時間	1,078人	16,625時間
障害児	計画値	39人	647時間	41人	680時間	43人	713時間
合計	計画値	2,027人	33,603時間	2,122人	35,153時間	2,217人	36,704時間

※令和5(2023)年度は、7月までの実績による見込み値

(イ) 重度訪問介護

サービス概要	
重度の肢体不自由の人（障害児を除く）、知的障害者や精神障害者に対して、居宅での生活全般にわたる介護のほか、外出の際における移動中の介護を総合的に行います。	

■第6期計画の計画値と利用実績 (月当たり)

		令和3(2021)年度		令和4(2022)年度		令和5(2023)年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障害	計画値	151人	27,814時間	159人	29,288時間	168人	30,946時間
	実績値	126人	23,530時間	123人	23,558時間	113人	23,696時間
知的障害	計画値	8人	1,706時間	9人	1,926時間	10人	2,145時間
	実績値	6人	2,015時間	7人	2,277時間	8人	2,511時間
精神障害	計画値	1人	36時間	1人	36時間	1人	36時間
	実績値	1人	35時間	0人	0時間	0人	0時間
障害児	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
	実績値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
合計	計画値	160人	29,556時間	169人	31,250時間	179人	33,127時間
	実績値	133人	25,580時間	130人	25,835時間	121人	26,207時間

※令和5(2023)年度は、7月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値 (月当たり)

		令和6(2024)年度		令和7(2025)年度		令和8(2026)年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障害	計画値	121人	23,683時間	123人	24,074時間	125人	24,466時間
知的障害	計画値	9人	2,924時間	10人	3,249時間	11人	3,574時間
精神障害	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
障害児	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
合計	計画値	130人	26,607時間	133人	27,323時間	136人	28,040時間

(ウ) 同行援護

サービス概要
視覚障害により移動が困難な人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、必要な援助を行います。

■第6期計画の計画値と利用実績 (月当たり)

		令和3(2021)年度		令和4(2022)年度		令和5(2023)年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障害	計画値	221人	7,293時間	225人	7,425時間	230人	7,590時間
	実績値	219人	6,224時間	211人	6,258時間	193人	6,273時間
知的障害	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
	実績値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
精神障害	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
	実績値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
障害児	計画値	3人	39時間	4人	43時間	5人	47時間
	実績値	1人	30時間	1人	30時間	1人	30時間
合計	計画値	224人	7,332時間	229人	7,468時間	235人	7,637時間
	実績値	220人	6,254時間	212人	6,288時間	194人	6,303時間

※令和5(2023)年度は、7月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値 (月当たり)

		令和6(2024)年度		令和7(2025)年度		令和8(2026)年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障害	計画値	211人	6,987時間	211人	6,987時間	211人	6,987時間
知的障害	計画値	0人	時間	0人	時間	0人	時間
精神障害	計画値	0人	時間	0人	時間	0人	時間
障害児	計画値	1人	30時間	1人	30時間	1人	30時間
合計	計画値	212人	7,017時間	212人	7,017時間	212人	7,017時間

(工) 行動援護

サービス概要	
知的障害または精神障害によって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時の移動支援を行います。	

■第6期計画の計画値と利用実績 (月当たり)

		令和3(2021)年度		令和4(2022)年度		令和5(2023)年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障害	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
	実績値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
知的障害	計画値	73人	2,043時間	74人	2,094時間	75人	2,145時間
	実績値	81人	2,387時間	102人	2,693時間	111人	3,186時間
精神障害	計画値	1人	26時間	1人	26時間	1人	26時間
	実績値	0人	0時間	0人	0時間	1人	0時間
障害児	計画値	11人	268時間	12人	293時間	13人	317時間
	実績値	10人	163時間	11人	118時間	4人	56時間
合計	計画値	85人	2,337時間	87人	2,413時間	89人	2,488時間
	実績値	91人	2,550時間	113人	2,811時間	116人	3,242時間

※令和5(2023)年度は、7月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値 (月当たり)

		令和6(2024)年度		令和7(2025)年度		令和8(2026)年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障害	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
知的障害	計画値	126人	3,713時間	141人	4,155時間	156人	4,597時間
精神障害	計画値	1人	6時間	2人	12時間	2人	12時間
障害児	計画値	10人	218時間	10人	218時間	10人	218時間
合計	計画値	137人	3,937時間	153人	4,385時間	168人	4,827時間

### 現状と課題

- 居宅介護は、利用者数は見込値に近いものの、利用時間の実績は見込みを上回っており、年々増加傾向にあります。
- 重度訪問介護は、近年横ばい状態にあり、利用者数・利用時間ともに計画を下回っています。
- 同行援護は、利用者数・利用時間ともに計画を下回っていますが、利用時間の実績は年々増加しています。
- 行動援護は、利用者数・利用時間ともに計画を上回っており、年々増加傾向にあります。

### 見込み・方向性

- 居宅介護は、第5・6期の利用実績を勘案し、増加で見込みました。
- 重度訪問介護と同行援護、行動援護は、第5・6期の利用実績を勘案し、引き続き一定のニーズがあるものとして見込みました。
- 重度障害者等包括支援は、重度訪問介護などの利用で対応できることから第7期計画期間内においても見込量を設定していません。

### 見込量確保のための方策

- 重度訪問介護については、事業者が減少している状況ではあるものの、必要なサービスの見込量が確保されるよう努めます。
- 行動援護については、需要の高まりが見込まれ、事業所間交流や学習会など職員の確保・研修などを促し、人材確保に努めていきます。同行援護や重度障害者等包括支援については、ニーズに応じて適切な対応ができるよう努めます。
- 重度訪問介護や行動援護など見込み量に見合った人材の確保が喫緊の課題です。一部の市区町村にて導入している市内の事業者等に対して障害福祉サービス等の提供に必要な資格取得のための経費の一部を助成する制度を構築するなど早急に確保に向けた具体方策を検討します。

② 短期入所サービス（ショートステイ）

サービス概要	
自宅で介護する人が病気の場合等によって短期間の入所が必要となった人に対して、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護を行います。	

■第6期計画の計画値と利用実績 (月当たり)

		令和3(2021)年度		令和4(2022)年度		令和5(2023)年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障害	計画値	85人	425人日	87人	444人日	89人	463人日
	実績値	79人	463人日	82人	500人日	77人	513人日
知的障害	計画値	449人	2,084人日	466人	2,167人日	483人	2,250人日
	実績値	380人	1,816人日	399人	1,879人日	366人	1,971人日
精神障害	計画値	17人	60人日	18人	64人日	19人	68人日
	実績値	19人	62人日	19人	60人日	15人	40人日
障害児	計画値	133人	378人日	139人	393人日	146人	410人日
	実績値	114人	395人日	121人	426人日	107人	445人日
合計	計画値	684人	2,947人日	710人	3,068人日	737人	3,191人日
	実績値	592人	2,736人日	621人	2,865人日	565人	2,969人日

※令和5(2023)年度は、7月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値 (月当たり)

		令和6(2024)年度		令和7(2025)年度		令和8(2026)年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障害	計画値	80人	532人日	83人	552人日	86人	572人日
知的障害	計画値	385人	2,073人日	404人	2,175人日	423人	2,277人日
精神障害	計画値	15人	48人日	15人	48人日	15人	48人日
障害児	計画値	114人	474人日	121人	503人日	128人	532人日
合計	計画値	594人	3,127人日	623人	3,278人日	652人	3,429人日

### 現状と課題

利用者数は、計画を下回っていますが、利用量は、年度ごとにバラツキがあります。入所先も限られており、更なる拡充が期待されています。

### 見込み・方向性

短期入所（ショートステイ）は、利用者の孤立感の解消や心身機能の維持回復に加え、家族の介護の負担軽減等の効果があり、需要の高いサービスと認識しており、一定のニーズがあるものとして見込みました。

### 見込量確保のための方策

障害者のニーズにこたえられるよう短期入所事業の強化を実施します。また、医療的短期入所についても、大阪府や関係機関と協力しながら、新たなサービス提供先の確保に努めていきます。

③ 日中活動系サービス

(ア) 生活介護

サービス概要
常時介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動、生産活動の機会を提供します。

■第6期計画の計画値と利用実績 (月当たり)

		令和3(2021)年度		令和4(2022)年度		令和5(2023)年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障害	計画値	300人	4,440人日	305人	4,514人日	310人	4,588人日
	実績値	314人	4,596人日	327人	4,832人日	303人	4,808人日
知的障害	計画値	958人	18,135人日	973人	18,409人日	989人	18,702人日
	実績値	961人	18,522人日	998人	18,943人日	985人	19,450人日
精神障害	計画値	134人	1,034人日	136人	1,050人日	138人	1,066人日
	実績値	180人	1,454人日	207人	1,844人日	188人	2,111人日
合計	計画値	1,392人	23,609人日	1,414人	23,973人日	1,437人	24,356人日
	実績値	1,455人	24,572人日	1,532人	25,619人日	1,476人	26,369人日

※令和5(2023)年度は、7月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値 (月当たり)

		令和6(2024)年度		令和7(2025)年度		令和8(2026)年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障害	計画値	353人	5,601人日	366人	5,807人日	379人	6,013人日
知的障害	計画値	1,072人	21,167人日	1,109人	21,898人日	1,146人	22,629人日
精神障害	計画値	261人	2,930人日	288人	3,233人日	315人	3,537人日
合計	計画値	1,686人	29,698人日	1,763人	30,938人日	1,840人	32,179人日

(イ) 療養介護

サービス概要	
医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活上の支援を行います。	

■第6期計画の計画値と利用実績 (月当たり)

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
		利用者数	利用者数	利用者数
合計	計画値	60人	61人	62人
	実績値	51人	55人	53人

※令和5(2023)年度は、7月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値 (月当たり)

		令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
		利用者数	利用者数	利用者数
合計	計画値	55人	56人	57人

(ウ) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

サービス概要	
機能訓練は、主に入所施設・病院を退所・退院した人が、地域生活への移行などを図るうえで自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行い、生活訓練は、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。また長く地域から孤立してきたひきこもりなどの人の社会参加に向けた訓練を行います。	

■第6期計画の計画値と利用実績 (月当たり)

		令和3(2021)年度		令和4(2022)年度		令和5(2023)年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障害	計画値	32人	189人日	36人	212人日	41人	242人日
	実績値	31人	285人日	29人	204人日	11人	118人日
知的障害	計画値	82人	1,128人日	87人	1,215人日	92人	1,303人日
	実績値	62人	837人日	51人	709人日	50人	855人日
精神障害	計画値	151人	1,037人日	155人	1,067人日	159人	1,096人日
	実績値	139人	1,136人日	127人	1,050人日	75人	716人日
合計	計画値	265人	2,354人日	278人	2,494人日	292人	2,641人日
	実績値	232人	2,258人日	207人	1,963人日	136人	1,689人日

※令和5(2023)年度は、7月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値（機能訓練） (月当たり)

		令和6(2024)年度		令和7(2025)年度		令和8(2026)年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障害	計画値	15人	100人日	15人	100人日	15人	100人日
知的障害	計画値	1人	10人日	1人	10人日	1人	10人日
精神障害	計画値	5人	50人日	5人	50人日	5人	50人日
合計	計画値	21人	160人日	21人	160人日	21人	160人日

■第7期計画の計画値（生活訓練） (月当たり)

		令和6(2024)年度		令和7(2025)年度		令和8(2026)年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障害	計画値	15人	150人日	15人	150人日	15人	150人日
知的障害	計画値	60人	800人日	60人	800人日	60人	800人日
精神障害	計画値	140人	1,000人日	140人	1,000人日	140人	1,000人日
合計	計画値	215人	1,950人日	215人	1,950人日	215人	1,950人日

(工) 就労選択支援

サービス概要
就労を希望する人の意思や能力、仕事に対する適性、配慮の必要性などを聞き取り、調べた上で、一般の事業所への就労や就労系サービスの利用など、その人に合った働き方を選べるように相談支援や関係機関との調整を行います。

■第7期計画の計画値 (月当たり)

		令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
		利用者数	利用者数	利用者数
合計	計画値	—	40人	60人

## (オ) 就労移行支援

サービス概要
一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。

## ■第6期計画の計画値と利用実績

(月当たり)

		令和3(2021)年度		令和4(2022)年度		令和5(2023)年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障害	計画値	29人	222人日	31人	233人日	31人	243人日
	実績値	27人	170人日	26人	282人日	17人	249人日
知的障害	計画値	129人	1,166人日	137人	1,180人日	146人	1,195人日
	実績値	123人	1,012人日	98人	882人日	63人	906人日
精神障害	計画値	315人	2,793人日	353人	3,122人日	395人	3,486人日
	実績値	260人	2,388人日	270人	2,415人日	172人	2,151人日
合計	計画値	473人	4,181人日	521人	4,535人日	572人	4,924人日
	実績値	410人	3,570人日	394人	3,579人日	252人	3,306人日

※令和5(2023)年度は、7月までの実績による見込み値

## ■第7期計画の計画値

(月当たり)

		令和6(2024)年度		令和7(2025)年度		令和8(2026)年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障害	計画値	30人	200人日	30人	200人日	30人	200人日
知的障害	計画値	100人	1,100人日	100人	1,100人日	100人	1,100人日
精神障害	計画値	270人	2,200人日	270人	2,200人日	270人	2,200人日
合計	計画値	400人	3,500人日	400人	3,500人日	400人	3,500人日

(カ) 就労継続支援（A型）

サービス概要	
企業などに就労することが困難な人であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の障害者に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力の向上を図るなどの支援を行います。	

■第6期計画の計画値と利用実績 (月当たり)

		令和3(2021)年度		令和4(2022)年度		令和5(2023)年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障害	計画値	99人	1,544人日	98人	1,539人日	97人	1,533人日
	実績値	112人	1,672人日	120人	1,827人日	110人	1,880人日
知的障害	計画値	133人	1,859人日	138人	1,914人日	144人	1,981人日
	実績値	122人	1,982人日	129人	2,098人日	122人	2,207人日
精神障害	計画値	257人	2,946人日	254人	2,914人日	251人	2,883人日
	実績値	314人	4,088人日	360人	4,713人日	327人	4,985人日
合計	計画値	489人	6,349人日	490人	6,367人日	492人	6,397人日
	実績値	548人	7,742人日	609人	8,638人日	559人	9,072人日

※令和5(2023)年度は、7月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値 (月当たり)

		令和6(2024)年度		令和7(2025)年度		令和8(2026)年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障害	計画値	110人	1,880人日	110人	1,880人日	110人	1,880人日
知的障害	計画値	122人	2,207人日	122人	2,207人日	122人	2,207人日
精神障害	計画値	333人	5,076人日	340人	5,183人日	346人	5,274人日
合計	計画値	565人	9,163人日	572人	9,270人日	578人	9,361人日

(キ) 就労継続支援（B型）

サービス概要	
一般企業などでの就労経験があり、年齢や体力の面で雇用されることが困難な人や、就労移行支援を利用したが一般企業への雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などに、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力を習得するための訓練を行います。	

■第6期計画の計画値と利用実績 (月当たり)

		令和3(2021)年度		令和4(2022)年度		令和5(2023)年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障害	計画値	168人	2,181人日	180人	2,321人日	193人	2,743人日
	実績値	168人	2,361人日	231人	2,910人日	238人	3,687人日
知的障害	計画値	590人	9,794人日	619人	10,275人日	649人	10,773人日
	実績値	604人	9,925人日	651人	10,794人日	637人	11,477人日
精神障害	計画値	742人	8,176人日	810人	9,025人日	884人	9,948人日
	実績値	806人	9,638人日	970人	11,551人日	917人	12,830人日
合計	計画値	1,500人	20,151人日	1,609人	21,621人日	1,726人	23,464人日
	実績値	1,578人	21,924人日	1,852人	25,255人日	1,792人	27,994人日

※令和5(2023)年度は、7月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値 (月当たり)

		令和6(2024)年度		令和7(2025)年度		令和8(2026)年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障害	計画値	273人	4,229人日	308人	4,771人日	343人	5,313人日
知的障害	計画値	653人	11,765人日	670人	12,071人日	686人	12,359人日
精神障害	計画値	972人	13,599人日	1,028人	14,383人日	1,083人	15,152人日
合計	計画値	1,898人	29,593人日	2,006人	31,225人日	2,112人	32,824人日

(ク) 就労定着支援

サービス概要	
就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した障害者について、就労に伴う環境変化による生活面での課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたって行います。	

■第6期計画の計画値と利用実績

(月当たり)

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障害	計画値	15人	17人	20人
	実績値	4人	7人	7人
知的障害	計画値	66人	69人	72人
	実績値	46人	57人	40人
精神障害	計画値	101人	105人	110人
	実績値	79人	93人	83人
合計	計画値	182人	191人	202人
	実績値	129人	157人	130人

※令和5(2023)年度は、7月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値

(月当たり)

		令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障害	計画値	10人	13人	17人
知的障害	計画値	46人	52人	57人
精神障害	計画値	92人	101人	108人
合計	計画値	148人	166人	182人

### 現状と課題

- 生活介護は、利用者数・利用日数ともに計画を上回っています。年々増加傾向にあります。
- 療養介護は、年により変動が生じています。
- 自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）ともに利用者数・利用日数ともに計画を下回っており、減少傾向にあります。
- 就労移行支援は、利用者数・利用日数ともに計画を大きく下回っています。利用者数は減少傾向となっています。また事業所数も減少しています。
- 就労継続支援A型・B型ともに、利用者数・利用日数とも計画を大きく上回っており、年々増加傾向にあります。

### 見込み・方向性

- 生活介護は、第5・6期の利用実績を勘案し、引き続き、増加するものとして見込みました。
- 療養介護も、引き続き一定のニーズがあるものとして見込みました。
- 自立訓練（機能訓練）（生活訓練）ともに、引き続き一定のニーズがあるものとして見込みました。
- 就労移行支援は、減少が続いていますが、令和4（2022）年度の実績数を維持するよう見込みました。
- 就労継続支援A型・就労継続支援B型は、第5・6期の利用実績を勘案し、引き続き、増加するものとして見込みました。
- 就労定着支援は、利用実績を勘案し、一定のニーズがあるものとして見込みました。

### 見込量確保のための方策

- 生活介護、自立訓練、就労定着支援は、一定の事業者数があるため、見込み量は確保されるものと想定されます。
- 療養介護は、重複障害のある人などのニーズを踏まえ、適正なサービス提供を事業所に働きかけていきます。
- 就労継続支援A型、就労継続支援B型においては、事業者が増加傾向となっており、これも見込み量は確保されるものと想定されます。中でも就労移行支援は、利用者数の減少がみられ、更に市内の事業者が減少傾向の状況です。一方、ハローワークの障害者雇用の求人に対して埋まっていない状況もあります。こうした実態について自立支援協議会を通じ、現状等の分析を踏まえたうえで、就労支援機関との連携の強化や情報の共有を進めながら、必要なサービスの見込量が確保されるよう努めます。

④ 居住系サービス

(ア) 共同生活援助（グループホーム）

サービス概要	
主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴・排せつ及び食事などの介護、調理・洗濯及び掃除などの家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡、その他の必要な日常生活上の支援を行います。	

■第6期計画の計画値と利用実績 (月当たり)

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障害	計画値	33人	35人	37人
	実績値	42人	52人	50人
知的障害	計画値	551人	576人	601人
	実績値	576人	636人	630人
精神障害	計画値	116人	125人	134人
	実績値	188人	241人	238人
合計	計画値	700人	736人	772人
	実績値	806人	929人	918人

※令和5(2023)年度は、7月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値 (月当たり)

		令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障害	計画値	54人	58人	62人
知的障害	計画値	657人	684人	711人
(内 強度 行動障害)	計画値	135人	143人	151人
精神障害	計画値	263人	288人	313人
合計	計画値	974人	1,030人	1,086人

(イ) 施設入所支援

サービス概要	
生活介護を受けている障害支援区分4（50歳以上の場合は区分3）以上の人、あるいは自立訓練または就労移行支援を受けている人で入所しながら訓練などを実施することが必要かつ効果的であると認められている人、通所によって訓練などを受けることが困難な人等を対象に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などを行います。	

■第6期計画の計画値と利用実績 (月当たり)

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障害	計画値	63人	62人	61人
	実績値	69人	66人	65人
知的障害	計画値	163人	161人	159人
	実績値	171人	169人	159人
精神障害	計画値	1人	1人	1人
	実績値	5人	5人	3人
合計	計画値	227人	224人	221人
	実績値	245人	240人	233人

※令和5(2023)年度は、7月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値 (月当たり)

		令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障害	計画値	63人	62人	62人
知的障害	計画値	159人	159人	157人
精神障害	計画値	4人	3人	3人
合計	計画値	226人	224人	222人

(ウ) 自立生活援助

サービス概要	
障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、生活力向上の支援を行います。	

■第6期計画の計画値と利用実績 (月当たり)

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障害	計画値	5人	5人	5人
	実績値	3人	2人	0人
知的障害	計画値	11人	12人	13人
	実績値	1人	3人	3人
精神障害	計画値	26人	27人	29人
	実績値	23人	17人	11人
合計	計画値	42人	44人	47人
	実績値	27人	22人	14人

※令和5(2023)年度は、7月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値 (月当たり)

		令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障害	計画値	0人	0人	0人
知的障害	計画値	3人	3人	3人
精神障害	計画値	11人	11人	11人
合計	計画値	14人	14人	14人

### 現状と課題

- 共同生活援助（グループホーム）は、計画を大きく上回って利用されています。
- 施設入所支援は、計画を上回っていますが、年々利用者数が減少しています。
- 自立生活援助は、計画より大きく下回っています。比較的新たに開始した事業ですが、利用者数は減少傾向にあります。

### 見込み・方向性

- 共同生活援助（グループホーム）は、年々利用が増加していることから、増加で見込みました。
- 施設入所支援は、国・府の指針に基づき、施設入所から地域移行への移行を進める必要が有るため、利用者数が減少するものとして見込みました。
- 自立生活援助は、比較的新しい事業であることから、現状を踏まえ、事業の展開に向けて、事業者などと調整します。

### 見込量確保のための方策

- 共同生活援助（グループホーム）は、提供事業所も多いため、見込量は確保されるものと予想しています。ただ誰もが住み慣れた地域で生活していくには、重度障害者に対しても対応できる共同生活援助が求められます。共同生活援助事業所への理解を促すとともに支援者の育成に努めていきます。
- 施設入所支援は、地域生活の体験の場の提供や相談先の充実、入所施設職員等と協議などを進め、施設入所者の削減に努めていきます。

⑤ 相談支援

(ア) 計画相談支援

サービス概要	
障害福祉サービスまたは相談支援事業を利用するすべての障害者に対し、相談支援専門員がサービスの利用のための支援や調整を行い、サービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い計画の見直しを行います。	

■第6期計画の計画値と利用実績 (月当たり)

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障害	計画値	320人	334人	348人
	実績値	384人	437人	373人
知的障害	計画値	971人	1,040人	1,114人
	実績値	940人	1,020人	892人
精神障害	計画値	815人	836人	856人
	実績値	936人	1,031人	920人
障害児	計画値	5人	6人	8人
	実績値	3人	3人	1人
合計	計画値	2,111人	2,216人	2,326人
	実績値	2,263人	2,491人	2,186人

※令和5(2023)年度は、7月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値 (月当たり)

		令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障害	計画値	426人	479人	532人
知的障害	計画値	972人	1,052人	1,132人
精神障害	計画値	1,015人	1,110人	1,205人
障害児	計画値	1人	1人	1人
合計	計画値	2,414人	2,642人	2,870人

## (イ) 地域移行支援

サービス概要	
障害者支援施設等に入所している障害者または精神科病院に入院している精神障害者に対して、住居の確保その他の地域生活移行のための活動に関する相談等を行います。	

## ■第6期計画の計画値と利用実績

(月当たり)

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障害	計画値	1人	1人	1人
	実績値	1人	0人	0人
知的障害	計画値	3人	4人	5人
	実績値	0人	1人	0人
精神障害	計画値	6人	8人	10人
	実績値	0人	1人	0人
合計	計画値	10人	13人	16人
	実績値	1人	2人	0人

※令和5(2023)年度は、7月までの実績による見込み値

## ■第7期計画の計画値

(月当たり)

		令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障害	計画値	1人	1人	1人
知的障害	計画値	1人	1人	1人
精神障害	計画値	1人	1人	1人
合計	計画値	3人	3人	3人

(ウ) 地域定着支援

サービス概要	
施設・病院からの退所・退院、家族との同居からひとり暮らしに移行した障害者、地域生活が不安定な障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等の相談を行います。	

■第6期計画の計画値と利用実績 (月当たり)

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障害	計画値	4人	4人	4人
	実績値	0人	1人	1人
知的障害	計画値	8人	13人	21人
	実績値	7人	6人	4人
精神障害	計画値	17人	18人	19人
	実績値	14人	13人	5人
合計	計画値	29人	35人	44人
	実績値	21人	20人	10人

※令和5(2023)年度は、7月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値 (月当たり)

		令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障害	計画値	1人	1人	1人
知的障害	計画値	4人	4人	4人
精神障害	計画値	5人	5人	5人
合計	計画値	10人	10人	10人

### 現状と課題

- 計画相談支援は、令和3(2021)年度、令和4(2022)年度と計画を上回って利用されています。
- 地域移行支援は、計画を下回っています。
- 地域定着支援は、計画を下回っていますが、一定のニーズがあります。

### 見込み・方向性

- 計画相談支援は、障害者数の増加に伴い、サービス等の利用に際して必要であることから、今後も増加するものと見込みました。
- 地域移行支援と地域定着支援は、福祉施設や精神病床から地域生活への移行を促進するため、一定数の利用を見込みました。

### 見込量確保のための方策

- 計画相談支援は、まずは委託相談事業所数を増やすことで、関係従事者の資質の向上に努め、将来的に計画相談事業所を担っていただく人材を増やしていきます。また、障害特性や個別の事情などに応じた支援を行うことができるよう、研修や勉強会を通じ質的な向上を働きかけていきます。
- 地域移行支援・地域定着支援は、相談員の研修を充実し相談員等の資質の向上に努め、当事者のニーズに適切に対応できるよう努めていきます。

## (2) 地域生活支援事業

### ① 必須事業

#### (ア) 相談支援事業等

##### 現状と課題

- 市内の障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所及び障害者団体などで構成している東大阪市障害福祉キャンペーン実行委員会により、ふれあいのつどいを実施しています。令和5(2023)年から地域を巻き込み、地域ふれあいのつどいとして再出発し、障害者週間に合わせて啓発ポスターを募集し、障害者アート展を実施し、障害理解啓発に努めています。
- 相談支援事業においては、平成29(2017)年4月に基幹相談支援センターを、同年10月に各地域担当制の委託相談支援センターを設置。令和5(2023)年2月に委託相談支援センターの地域割の見直しを行い、地域における相談支援の強化とネットワークの構築を進めています。しかし、委託相談支援センターの相談件数は年々増加傾向にあり、今後支援体制の確保に向けた対策を講じる必要があります。

サービスの種別		サービス概要
理解促進研修・啓発事業		地域の住民に対して、障害者に対する理解を深めるための啓発活動等を行います。
自発的活動支援事業		障害者やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動を支援します。
相談支援事業	基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として、障害の種別を問わない総合的な相談業務および権利擁護に関する支援を実施し、地域の実情に応じた業務を行います。
	障害者相談支援事業	障害者等からの相談に応じて、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な支援を行います。
	基幹相談支援センター等機能強化事業	一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置し、相談支援機能の強化を図ります。
	住宅入居等支援事業	一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障害のある人等に、入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して関係機関から必要な支援を受けることができるよう調整を行います。
成年後見制度利用支援事業		知的障害者や精神障害者のうち、親族がいない人等に対して成年後見申立て手続きを支援するとともに、費用負担できない人に対しては費用の給付を行います。
成年後見制度法人後見支援事業		成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修や、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を実施します。

■第6期計画の計画値と利用実績

			令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	
理解促進研修・啓発事業	実施有無	計画値	有	有	有	
		実績値	有	有	有	
自発的活動支援事業	実施有無	計画値	有	有	有	
		実績値	有	有	有	
相談支援事業	基幹相談支援センター	設置有無	有	有	有	
		実績値	有	有	有	
	障害者相談支援事業	箇所数	計画値	8か所	8か所	8か所
			実績値	8か所	8か所	8か所
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施有無	計画値	有	有	有
			実績値	有	有	有
	住宅入居等支援事業	実施有無	計画値	有	有	有
			実績値	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	利用者数	計画値	70人	75人	80人	
		実績値	42人	41人	47人	
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	計画値	有	有	有	
		実績値	有	有	有	

※令和5(2023)年度は、7月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値

			令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	
理解促進研修・啓発事業	実施有無	計画値	有	有	有	
		実績値	有	有	有	
自発的活動支援事業	実施有無	計画値	有	有	有	
		実績値	有	有	有	
相談支援事業	基幹相談支援センター	設置有無	有	有	有	
		実績値	有	有	有	
	障害者相談支援事業	箇所数	計画値	11か所	11か所	11か所
			実績値	11か所	11か所	11か所
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施有無	計画値	有	有	有	
		実績値	有	有	有	
住宅入居等支援事業	実施有無	計画値	有	有	有	
		実績値	有	有	有	
成年後見制度利用支援事業	利用者数	計画値	30人	40人	50人	
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	計画値	有	有	有	

(イ) 意思疎通支援事業

現状と課題

- 手話通訳者派遣事業は、年々派遣件数が増加となり、ニーズが高まっています。
- 要約筆記者派遣事業は、ニーズはありますが、利用のない月があります。
- 手話通訳者設置事業は、計画通り配置しています。
- 手話奉仕員養成研修事業は、令和元(2019)年度から入門過程を2コース実施しています。

●手話通訳者・要約筆記者派遣事業

サービスの種別	サービス概要
手話通訳者派遣事業	聴覚機能や音声・言語機能の障害により、意思の伝達に支援を必要とする人に対して、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。
要約筆記者派遣事業	

■第6期計画の計画値と利用実績 (年当たり)

実績値		令和3(2021)年度		令和4(2022)年度		令和5(2023)年度	
		実利用 件数	延利用 時間	実利用 件数	延利用 時間	実利用 件数	延利用 時間
手話通訳者派遣 事業	計画値	914件	1,371時間	963件	1,445時間	1,015件	1,523時間
	実績値	729件	914時間	750件	1,021時間	806件	1,034時間
要約筆記者派遣 事業	計画値	14件	25時間	15件	27時間	16件	29時間
	実績値	3件	6時間	3件	6時間	3件	6時間
盲ろう者向け通訳・ 介助員派遣事業	計画値	650件	2,600時間	675件	2,700時間	700件	2,800時間
	実績値	718件	2,074時間	802件	2,236時間	826件	2,284時間
失語症向け通訳・ 介助員派遣事業	計画値	—	—	3件	12時間	5件	20時間
	実績値	—	—	0件	0時間	1件	4時間

※令和5(2023)年度は、7月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値 (年当たり)

		令和6(2024)年度		令和7(2025)年度		令和8(2026)年度	
		実利用 件数	延利用 時間	実利用 件数	延利用 時間	実利用 件数	延利用 時間
手話通訳者派遣 事業	計画値	846件	1,131時間	886件	1,184時間	925件	1,236時間
要約筆記者派遣 事業	計画値	3件	6時間	3件	6時間	3件	6時間
盲ろう者向け通訳・ 介助員派遣事業	計画値	850件	2,300時間	900件	2,350時間	950件	2,400時間
失語症向け通訳・ 介助員派遣事業	計画値	5件	20時間	5件	20時間	5件	20時間

●手話通訳者設置事業、手話奉仕員養成研修事業

サービスの種別	サービス概要
手話通訳者設置事業	聴覚や音声・言語機能に障害のある人とのコミュニケーションを支援するため、手話通訳技能を有する者を市役所等に設置します。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者との交流活動の促進のため、手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を実施します。

■第6期計画の計画値と利用実績

(年当たり)

			令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
手話通訳者設置事業	設置者数	計画値	6人	6人	6人
		実績値	6人	6人	6人
手話奉仕員養成研修事業	修了者数	計画値	40人	40人	40人
		実績値	37人	50人	40人
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	登録者数	計画値	30人	30人	30人
		実績値	24人	10人	8人
失語症向け意思疎通支援者養成研修事業	登録者数	計画値	10人	10人	10人
		実績値	0人	0人	0人

※令和5(2023)年度は、7月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値

(年当たり)

			令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
手話通訳者設置事業	設置者数	計画値	6人	6人	6人
手話奉仕員養成研修事業	修了者数	計画値	40人	40人	40人
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	登録者数	計画値	10人	10人	10人
失語症向け意思疎通支援者養成研修事業	登録者数	計画値	3人	3人	3人

(ウ) 日常生活用具給付等事業

現状と課題

○日常生活用具は、年度ごとにばらつきがありますが、一定数の利用があります。

サービス概要
日常生活の便宜を図るため、障害者等に日常生活用具の給付を行います。

■第6期計画の計画値と利用実績 (年間延件数)

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
介護・訓練支援用具	計画値	134件	154件	177件
	実績値	67件	67件	45件
自立生活支援用具	計画値	135件	136件	137件
	実績値	125件	122件	120件
在宅療養等支援用具	計画値	85件	88件	92件
	実績値	97件	86件	93件
情報・意思疎通支援用具	計画値	129件	134件	139件
	実績値	125件	99件	111件
排せつ管理支援用具	計画値	12,573件	13,089件	13,626件
	実績値	12,772件	13,600件	12,412件
住宅改修費	計画値	4件	4件	4件
	実績値	11件	13件	9件
合計	計画値	13,060件	13,605件	14,175件
	実績値	13,197件	13,987件	12,790件

※令和5(2023)年度は、7月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値 (年間延件数)

		令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
介護・訓練支援用具	計画値	34件	23件	12件
自立生活支援用具	計画値	117件	115件	112件
在宅療養等支援用具	計画値	91件	89件	87件
情報・意思疎通支援用具	計画値	104件	97件	90件
排せつ管理支援用具	計画値	12,232件	12,052件	11,872件
住宅改修費	計画値	8件	7件	6件
合計	計画値	12,586件	12,383件	12,179件

(工) 移動支援事業

現状と課題

○移動支援事業は、新型コロナウイルス感染症の流行による余暇活動機会の減少により利用量が減少していましたが、回復してきました。ニーズの高まりにより今後は、サービス提供基盤の整備として、ガイドヘルパー人材不足のためのヘルパー確保に向けた支援策を講じる必要があります。

サービス概要	
社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。	

■第6期計画の計画値と利用実績 (月当たり)

		令和3(2021)年度		令和4(2022)年度		令和5(2023)年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障害	計画値	576人	7,868時間	580人	7,933時間	584人	7,999時間
	実績値	430人	5,703時間	435人	5,742時間	366人	5,670時間
知的障害	計画値	1,020人	15,402時間	1,069人	16,142時間	1,120人	16,912時間
	実績値	722人	10,046時間	783人	11,516時間	748人	12,243時間
精神障害	計画値	524人	4,606時間	550人	4,792時間	578人	4,992時間
	実績値	450人	4,064時間	471人	4,455時間	413人	4,656時間
障害児	計画値	153人	1,166時間	154人	1,184時間	155人	1,202時間
	実績値	87人	636時間	89人	679時間	74人	768時間
合計	計画値	2,273人	29,042時間	2,353人	30,051時間	2,437人	31,105時間
	実績値	1,689人	20,449時間	1,778人	22,392時間	1,601人	23,337時間

※令和5(2023)年度は、7月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値 (月当たり)

		令和6(2024)年度		令和7(2025)年度		令和8(2026)年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障害	計画値	436人	6,754時間	456人	7,064時間	476人	7,374時間
知的障害	計画値	763人	12,488時間	778人	12,734時間	793人	12,979時間
精神障害	計画値	433人	4,881時間	443人	4,994時間	453人	5,106時間
障害児	計画値	84人	871時間	89人	923時間	94人	975時間
合計	計画値	1,716人	24,994時間	1,766人	25,715時間	1,816人	26,434時間

(オ) 地域活動支援センター事業

現状と課題

- 地域活動支援センターは、身近な地域での日中活動の場であり、一定数のニーズがあります。

サービス概要	
所定の施設において、障害者に創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与します。	

■第6期計画の計画値と利用実績

	実績値	令和3(2021)年度		令和4(2022)年度		令和5(2023)年度	
		実施箇所数	利用人数	実施箇所数	利用人数	実施箇所数	利用人数
地域活動支援センター事業	計画値	18か所	90人	18か所	90人	18か所	90人
	実績値	16か所	280人	16か所	285人	15か所	277人

※令和5(2023)年度は、7月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値

計画値	計画値	令和6(2024)年度		令和7(2025)年度		令和8(2026)年度	
		実施箇所数	利用人数	実施箇所数	利用人数	実施箇所数	利用人数
地域活動支援センター事業	計画値	15か所	285人	16か所	293人	17か所	301人

## 見込量確保のための方策

現在、実施済である事業や計画値が概ね達成できている事業については、引き続き適正な実施に努めます。

### ア 相談支援事業等

地域の社会資源等の情報収集や提供、地域サービスを状況に応じて組み合わせ、利用につなげるコーディネート機能が重要となることから、引き続き関係機関と連携・協力し、基幹相談支援センターを中心とする相談支援体制の連携強化を行い、市民や事業者等に対して相談支援事業の普及・啓発を行っていきます。また、各地域の拠点である委託相談支援センターの役割を明確化するとともに充実を図り、ニーズを満たすよう努めます。

成年後見制度については、引き続き制度の周知を行うとともに、給付制度を令和5(2023)年度に拡充しており、制度の普及に努めます。

### イ 意思疎通支援事業

実績やニーズを踏まえ、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行い、障害者のコミュニケーションにおいて感じる障壁をなくすよう努めます。また、養成研修については、引き続き大阪府などと協力し実施していきます。

### ウ 日常生活用具給付等事業

給付の対象となる用具及びその対象者等を適宜見直しつつ、利用手続きの簡素化など事業の効果的な運用を検討します。

### エ 移動支援事業

コロナ禍において余暇活動の重要性がクローズアップされており、利用要件の見直し等を実施し、事業を進めていきます。

### オ 地域活動支援センター

魅力あふれたサービス提供を促進し、身近な地域での活動の場を増やせるよう努めます。

② 任意事業

(ア) 訪問入浴サービス

現状と課題

○訪問入浴サービスは、在宅での入浴が困難な人から継続して利用されています。

サービス概要	
自宅において家族等の支援を受けても入浴が困難な重度の身体障害者等を対象に、移動入浴車で訪問して入浴の支援を行います。	

■第6期計画の計画値と利用実績 (年当たり)

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
		利用者数	利用者数	利用者数
訪問入浴サービス	計画値	—	—	—
	実績値	29人	31人	30人

※令和5(2023)年度は、7月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値 (年当たり)

		令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
		利用者数	利用者数	利用者数
訪問入浴サービス	計画値	30人	31人	31人

(イ) 日中一時支援事業

現状と課題

○日中一時支援は、一定数の人から利用されています。

サービス概要	
日常生活を支援するため、障害者の日中における活動の場を一時的に確保します。	

■第6期計画の計画値と利用実績 (年当たり)

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
		利用者数	利用者数	利用者数
日中一時支援事業	計画値	146人	152人	159人
	実績値	117人	112人	89人

※令和5(2023)年度は、7月までの実績による見込み値

## ■第7期計画の計画値

(年当たり)

		令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
		利用者数	利用者数	利用者数
日中一時支援事業	計画値	100人	111人	112人

## 見込量確保のための方策

任意事業においても現在、実施済である事業や計画値が概ね達成できている事業については、引き続き適正な実施に努めます。

## ア 訪問入浴サービス

一定のニーズがあるため、事業者との連携を図りつつ、新たな事業参入を促します。

## イ 日中一時支援事業

東大阪市障害児者支援センター「レピラ」に事業見直しを依頼し、受入れ先の拡充を実施します。

## (3) 障害福祉サービスの提供体制等について

### ① 障害福祉サービス

サービス種別によらず、介護従事者の人員確保はすべての障害福祉サービスに共通した課題です。そのため、その提供に係る資格が共通している介護保険サービスの担当部署とも連携しながら、広報誌等により各種資格取得のための研修の周知を行います。

また、居宅介護や生活介護、短期入所等のサービスについては、「共生型サービス」を提供する事業者が増加することでも提供体制の確保につながることから、介護保険サービスに携わる方々への障害福祉サービスの周知・理解の深長に努めます。なお、他のサービスについても、ニーズを見極めながら提供体制の整備に努めます。

一方、アンケートでは、サービスを利用するときに困ることとして、「どんなサービスがあるのか知らない」や「事業者情報が不十分」などの回答が多くあり、市の情報提供の課題が見えました。そのため、サービスを利用しやすい環境づくりに向けて、発達障害や高次脳機能障害、難病のある人を含め、障害者への適切な制度周知や障害者相談支援体制のさらなる向上を図ります。

### ② 地域生活支援事業

相談支援事業等については、障害種別を問わず各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を行うため基幹相談支援センターを設置しており、今後も市全体の障害者相談支援体制の向上に向け、地域の相談支援事業者との連携や人材育成の支援に努めます。

また、意思疎通支援事業については、聴覚や音声・言語機能に障害のある人のコミュニケーションが円滑に図られるよう、大阪府とも連携しながら、市の登録手話通訳者・要約筆記者の育成・確保に努めます。

地域活動支援センター事業についても、社会との交流や居場所の確保等には欠かすことのできないものであり、日常生活用具給付等事業や移動支援事業等の他の地域生活支援事業と併せて、障害者本人が自立した日常生活や社会生活を営むため、今後も安定的な提供体制を維持しながら、サービスの周知や必要に応じた見直しを行うなどして利用の促進を図ります。

## 第4章 第3期障害児福祉計画

### 1 計画の目標と実現に向けた取り組み

障害児支援の提供体制の整備に向け、基本指針や大阪府の考え方に基づいて、令和8(2026)年度を目標年度として、次のとおり目標を設定します。なお、障害児支援の体制について検討するに当たっては、子ども・子育て支援法等に基づくさまざまな子育て支援施策の提供体制とも密接に関わることから、「東大阪市子ども・子育て支援事業計画」等とも連携を図ります。

#### (1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・インクルージョンの推進

##### 成果目標

項目	令和8(2026)年度目標	目標設定の考え方
重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置	設置済	・国の指針・府の考え方では、令和8(2026)年度末までに、市町村において児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置。
障害児療育支援事業	設置済	・市内1カ所に設置し、療育と家族支援を実施
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	体制の構築	・国の指針・府の考え方では、令和8(2026)年度末までに、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が主体的に保育所等訪問支援を提供できるよう、令和8(2026)年度末までに、障害児の地域社会への参加・インクルージョンを推進する体制の構築。
障害児支援の地域社会への参加・包摂のための関係機関の協議の場の設置	設置済	

##### 現状と課題

障害児者のライフステージに応じて一貫したサービスの提供、支援ができる拠点として平成29(2017)年4月に東大阪市立障害児者支援センター「レピラ」を開設し、通園・診療・相談などの事業を一体的に実施しています。

保護者が療育の意味や重要性への理解を深められるよう、より丁寧に子どもの姿を共有し、それぞれの成長段階に応じた適切な支援につなげていく必要があります。保育所等訪問支援は、サービス提供事業所が少なく、就学前施設におけるインクルージョンの促進とともに増加するニーズを見据えた必要なサービス量の確保が求められます。

目標実現に向けた取り組み

障害児の地域社会への参加・インクルージョンに向けて、地域の中核的な障害児支援施設である児童発達支援センター（市立障害児者支援センター内はばたき園）においては児童福祉法改正に基づき地域における障害児支援の中核的役割を果たすための機能の充実に努めます。

発達障害の療育拠点として発達障害支援センター「PAL」を開設していますが、切れ目のない支援体制構築にむけて利用対象となる児童の年齢層拡大や、発達障害児支援に関する地域の専門的な相談窓口としての役割を担っていきます。

障害児支援事業所の数は飛躍的に増えたものの、その質の担保が保障されているとは言いがたい状況です。国は令和6(2024)年度から児童福祉法の改正により今後支援の質をさらに重要視し、障害特性を踏まえた児童へのアセスメント、支援者のスキルアップなど地域全体の社会資源のレベルアップを図るため児童発達支援センターのスーパーバイズやコンサルテーションなどの機能の拡充が求められます。

<主な施策>

主な施策・事業名	事業内容	方針	担当課・室
東大阪市立障害児者支援センター「レピラ」における通園・診療・相談機能の拡充	東大阪市立障害児者支援センター「レピラ」において障害児者のライフステージに応じた一貫したサービスの提供、支援を行います。通園部門では、就学前の子どもたちが毎日通いながら療育を受ける「はばたき園」、計画相談プランセンターはばたきに加え、幼稚園・小学校・中学校に通いながら療育を受ける発達障害支援センター「PAL」があり、保護者にも療育に参加していただく形で支援をします。障害のあるお子さん（疑いも含め）とその家族が安心して暮らせるように一緒に支援を考える「はばたき園相談室」の機能の拡充を図ります。レピラ内診療所では、今後もニーズに合った対応ができるよう、地域における障害児医療の中核的施設としての機能を強化していきます。また、教育委員会をはじめ関係機関と連携し、障害の早期発見と対応を行い、学齢期、成人期を通じて一貫した相談支援体制の充実に努めていきます。	拡充	子ども家庭課 地域支援課 母子保健課

## (2) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

### 成果目標

項目	令和8(2026)年度目標	目標設定の考え方
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	児童発達支援 2か所 放課後等デイサービス 5か所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の指針では、令和8(2026)年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保。</li> <li>・府の考え方では、市町村が目標値を設定する際には、大阪府が示す目標値を参考に設定。府が示す参考値以上の事業所がすでに設置されている場合には、それ以上の事業所数を設定。</li> </ul>

### 現状と課題

児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、地域の重度障害児のニーズ把握などを行いつつ、必要な事業所の確保が必要です。

急激に増加している放課後等デイサービス事業所については、「療育の質の確保」等が課題となっています。

また、学校など地域の機関と通所事業所とが十分な連携を図りつつ、子どもの支援について情報共有が進むよう、自立支援協議会の教育と福祉の連携についての専門会議でまとめられた連携システムが定着するよう進めていきます。

### 目標実現に向けた取り組み

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、今後も支援体制の継続に向け、ニーズやサービス提供事業所の状況把握に努めます。

重度障害児のニーズに対応した事業の展開に向けて、事業所への働きかけを行うとともに、重度の障害児にも対応できる人材の育成に向けた研修の充実を図ります。

放課後等デイサービスは、事業所連絡会の活動などを通じて、適切な支援の提供や事業運営ができるよう事業者同士の情報交換や、事業所を実際に訪問するなどして支援内容の把握に努めるなど、「療育の質の確保」に取り組めます。

### (3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの設置

#### 成果目標

項目	令和8(2026)年度目標	目標設定の考え方
医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数	協議の場 設置済  ※令和6～8年度の間 に 1名	・国の指針・府の考え方では、令和8(2026)年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を市町村に設置。心身状況に応じた保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を受けることができるよう協議の場を活性化すること。

#### 現状と課題

保健・医療・障害福祉・保育・教育などの関係機関が連携を図りながら、医療的ケア児の支援のための協議を継続し、実態とニーズの把握、サービスの充実や質の向上に努めています。

支援が必要な医療的ケア児を社会資源につなげるコーディネーターを配置します。

#### 目標実現に向けた取り組み

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を継続するとともに、福祉・医療機関との窓口となるコーディネーターの配置に向けた人材の確保に努め、総合的かつ包括的な支援体制の構築を図ります。

## 2 障害児通所支援等の見込量と提供方針

障害児通所支援等の計画値については、近年の利用状況を踏まえて、計画期間における需要量を見込んでいます。

### (1) 障害児通所支援

サービス種別	サービス概要
児童発達支援	未就学の障害児に対して、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、集団生活への適応のための支援その他必要な便宜を供与します。
放課後等デイサービス	学齢期の障害児に対して、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の心身障害児等であって、児童発達支援等を受けるために外出することが著しく困難な障害児に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、その他必要な支援を行います。

#### ■第2期計画の計画値と利用実績

(月当たり)

実績値		令和3(2021)年度		令和4(2022)年度		令和5(2023)年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
児童発達支援 (旧医療型含む)	計画値	303人	2,818人日	307人	2,855人日	311人	2,892人日
	実績値	368人	3,586人日	369人	4,032人日	438人	4,455人日
放課後等デイサービス	計画値	1,062人	14,337人日	1,168人	15,768人日	1,284人	17,334人日
	実績値	1,025人	13,162人日	1,144人	14,517人日	1,245人	15,907人日
保育所等訪問支援	計画値	10人	13回	13人	16回	16人	20回
	実績値	11人	18回	16人	21回	27人	38回
居宅訪問型児童発達支援	計画値	9人	18回	10人	20回	11人	22回
	実績値	3人	11回	1人	2回	2人	4回

※令和5(2023)年度は、7月までの実績による見込み値

## ■第3期計画の計画値

(月当たり)

		令和6(2024)年度		令和7(2025)年度		令和8(2026)年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
児童発達支援	計画値	475人	4,892人日	512人	5,274人日	549人	5,656人日
放課後等デイサービス	計画値	1,355人	17,302人日	1,465人	18,706人日	1,575人	20,111人日
保育所等訪問支援	計画値	35人	50回	43人	62回	51人	74回
居宅訪問型児童発達支援	計画値	2人	7回	2人	7回	2人	7回

## 現状と課題

- 児童発達支援及び放課後等デイサービスは、年々利用者数、利用日数ともに増加しています。
- 就学前施設や、小中学校における特別な配慮を要する児童生徒、発達障害のある児童が増加しており、サービスに対するニーズも多様化しています。
- 事業所の数も増えていますが、療育の質の確保や、平準化が必要で、そのための人材育成、確保や地域における専門機関からのスーパーバイズが受けられるよう、支援体制の拡充が必要です。

## 見込み・方向性

- 児童発達支援及び放課後等デイサービスは、第6期の利用実績も踏まえ、引き続きニーズは増加するものと見込みました。
- 保育所等訪問支援は、支援を必要とする児童が地域の施設で生活していく機会が増えることを想定し、ニーズが高まるものと見込みました。

## 目標実現に向けた取り組み

児童発達支援、放課後等デイサービスとともに、引き続き制度の周知を行うとともに、計画相談による適切なアセスメントに基づいた利用が進むよう、事業所等へ働きかけていきます。

市内事業所への訪問調査による支援内容の把握や、職員向けに療育に関する研修等を実施するとともに、児童発達支援センターのスーパーバイズとコンサルテーションにより「療育の質」の確保と支援内容の充実に努めます。

保育所等訪問支援は、事業ニーズ等の啓発を行い、サービス提供事業者が増えるよう働きかけを行います。

## (2) 障害児相談支援

サービス概要
障害児通所支援を利用する際に、障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い計画の見直しを行います。

### 現状と課題

- 障害児相談支援は、計画策定率100%を目標に、実績が計画を上回っています。一方で障害児通所支援事業の利用者が増加し続けているため、相談員の計画策定業務量が増大し、一人ひとりの成長に合わせた丁寧な対応が難しい状況にあります。
- 教育と福祉の連携強化を図るため、学校とのモニタリング会議への積極的な関与等が進むよう、自立支援協議会の教育と福祉の連携についての専門会議でまとめられた連携システムの定着に取り組めます。

### 見込み・方向性

- 障害児相談支援については、障害児通所支援等の利用に際して必要となることから、今後もニーズの増大が見込まれます。

### 目標実現に向けた取り組み

大阪府が実施する相談支援従事者養成研修等に関する情報提供、受講促進を進めます。

障害児通所支援事業所連絡会や、相談支援ネットワークを活用し、事業者間の連携体系強化や、事業運営に必要な情報共有、対応技術向上のための研修実施等により、人材育成や事業運営に関する支援を行います。

#### ■第2期計画の計画値と利用実績

(月当たり)

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
障害児相談支援	計画値	1,367人	1,431人	1,498人
	実績値	1,509人	1,702人	2,051人

※令和5(2023)年度は、7月までの実績による見込み値

#### ■第3期計画の計画値

(月当たり)

		令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
障害児相談支援	計画値	2,103人	2,266人	2,429人

### (3) 障害児通所支援等の提供体制等について

近年の障害児通所支援の利用実績を見ても、療育支援の需要、とりわけ早期療育に対する需要の高まりは明らかです。

障害児の地域社会への参加・インクルージョンに向けては、障害者理解の促進もさることながら、特に早期療育が求められる難聴児なども含め、まずはこれらの需要を的確に捕捉することが重要となるため、関係機関との連携や相談支援体制の強化等に努めるとともに、学校等への障害児通所支援の制度理解の促進等により、円滑に適切なサービスが利用できるよう支援します。

また、障害児相談支援事業所や子ども家庭センターを始めとする市と関係機関の連携、関係機関どうしの連携を直接的・間接的に深めていくことで、ライフステージに沿った切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

### (4) 障害福祉サービス（障害児）

#### ■訪問系サービス 計画・実績（実利用者数・月平均利用時間）

	令和3(2021)年度		令和4(2022)年度		令和5(2023)年度
	計画	実績	計画	実績	計画
居宅介護 (ホームヘルプ)	36人 572時間	44人 628時間	38人 604時間	46人 584時間	41人 652時間
同行援護	3人 39時間	1人 30時間	4人 43時間	1人 30時間	5人 47時間
行動援護	11人 268時間	10人 163時間	12人 293時間	11人 118時間	13人 317時間

#### ■訪問系サービス 見込量（月当たり）

	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	39人 647時間	41人 680時間	43人 713時間
同行援護	1人 30時間	1人 30時間	1人 30時間
行動援護	10人 218時間	10人 218時間	10人 218時間

#### ■短期入所サービス 計画・実績（実利用者数・月平均利用日数）

	令和3(2021)年度		令和4(2022)年度		令和5(2023)年度
	計画	実績	計画	実績	計画
短期入所 (ショートステイ)	133人 378人時間	114人 395人時間	139人 393時間	121人 426時間	146人 410時間

#### ■居住系サービス 見込量（月当たり）

	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
短期入所 (ショートステイ)	114人 474人時間	121人 503時間	128人 532時間

## 第5章 計画の推進に向けて

### 1 進捗状況の管理及び評価

#### (1) PDCAサイクルの充実～計画の点検・評価・改善

本市には、障害者施策や計画の進捗を協議する場として、「東大阪市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会」や「東大阪市自立支援協議会」、「東大阪市こころの健康推進連絡協議会」があります。このような委員会を中心に、定期的に障害のある人の実態やニーズを把握するための調査・研究を行うとともに、PDCAサイクルを導入し、障害者計画に定められた施策の達成状況の検証、障害福祉計画及び障害児福祉計画の成果目標の進捗状況の検証、活動指標として設定した各分野におけるサービス量などの把握など、定期的に点検・評価を行い、今後の施策の充実・見直しについての意見を求め、必要な具体的改善措置などの検討を行います。

#### (2) 行政による計画の推進と庁内の連携

障害者施策は、保健・医療・福祉・教育・就労など、障害当事者のライフステージやライフスタイルに応じた幅広い分野からの支援を行う必要があります。

本市では東大阪市福祉推進委員会において、庁内関係機関の連携を図り、担当部課の緊密な相互連携を図りながら、本計画に定める事業を一つひとつ着実に推進します。

#### (3) 広報・啓発活動の推進

##### ① 計画の広報・周知の充実

市ホームページや市政だよりなどさまざまな媒体を活用し、市民へ障害に関する計画の周知に努めます。また、障害者団体をはじめ、さまざまな市民団体や各種団体に対して、障害に関する計画を広報・周知することにより、情報を得ることが困難な障害のある人などにも周知できるよう協力を求めています。

## ② 障害に関する理解の促進

障害及び障害のある人に対する市民の理解を促進するため、本市における障害者施策についてわかりやすく紹介するなど、計画に関する情報発信を行い、障害者施策への市民の理解を深め、積極的な社会参加と施策の活用を促進します。

また、学校教育や生涯学習をはじめ、さまざまな機会や場を活用し、啓発活動を進めます。

# (4) 連携・協力体制の構築

## ① 地域共生社会の実現

共生社会の実現に向け、障害理解の促進のために、市民啓発などに取り組むとともに、障害者差別の解消に向けた取り組みや障害者虐待の防止・解決に向けた取り組み、成年後見制度など権利擁護のしくみの充実を図り、障害のある人のみならず、誰もが安心して生活できるよう地域共生社会の実現に向けた取り組みの促進に努めます。

## ② サービス提供・相談窓口等の充実

障害のある人のニーズに応え、適切なサービスが提供されるよう、市内の障害福祉サービス事業所などに対して見込量の確保・充実に向けて連携・調整を図っていきます。

また、障害のある人がさまざまなライフステージに応じて、身近な所で福祉制度や障害福祉サービスなどについての情報を得られ、サービスの利用に際して「自己選択」・「自己決定」ができるよう、相談支援事業者のさらなる確保と連携の強化を図るとともに、スキルアップや情報提供など質的な充実を図っていきます。

さらに、障害のある人自身のエンパワーメントを生かし、自立と社会参加をより一層進めるため、障害のある人同士や家族同士の交流の場・機会を充実するなど、ピア活動やピアサポートの拡充を支援します。

## ③ 関係機関等との連携強化

障害者総合支援法・児童福祉法に基づくさまざまな制度などのスムーズな運用、人材の確保や研修などによる知識や技能の向上を図るため、大阪府や関係機関などと協力・連携するとともに、積極的に国に対して提言や要望を行っていきます。

また、障害福祉施策全般を円滑かつ着実に推進するため、東大阪市社会福祉審議会や東大阪市自立支援協議会など、保健・医療・福祉・教育・就労などさまざまな分野に係る会議において連携を図るとともに、当事者や関係機関・団体、関係者とのネットワークを強化します。

さらに、企業に対して、法定雇用率達成の視点だけではなく、障害のある人が安心して就労できる就労環境や雇用条件の整備、障害のある人が従事できる職種の確保などが促進されるよう支援に努めます。

また、市職員に対して研修の実施などにより、障害に関する理解を高め、障害のある人の生活に関する対応をより一層充実するため、研修や情報共有などを充実します。

## 2 計画の推進に関連する事業

大阪府の基本的な考え方「第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項」について、「第4次東大阪市障害者プラン」に定めている内容も含め掲載します。

### (1) 障害者などに対する虐待の防止

障害のある人の自立や社会参加を支援し、障害のある人の権利・利益を擁護するため、障害者福祉施設や障害福祉サービス事業者の職員は、障害のある人への虐待を防止するとともに、虐待を発見した際にすみやかに通報することが義務づけられています。

障害者虐待の防止や早期発見に向けては、苦情解決制度や福祉サービス第三者評価などの活用、さらに、虐待の予防や早期発見、見守りにつながる地域の見守りネットワークの構築、積極的な参加が必要とされています。

本市では、障害者虐待防止センターを設置し、障害者虐待の通報や届出の受理を24時間通報窓口として実施しています。虐待対応としては、事実確認、相談や指導及び助言、養護者の支援、一時保護などを実施し、また、コアメンバー会議や対応方針検討会議、レビュー会議などにおいて、虐待の有無の判断や分析及び取り組みの検証を行っています。また、日々大阪府・ハローワークなど関係機関と連携を深め、支援体制の強化を図っています。

障害者虐待の理解啓発については、虐待防止法の趣旨及び内容について、関係機関等へ周知し、特に市民や障害者福祉施設などに向けて、虐待防止や成年後見制度などの権利擁護に関する研修や講演会などを行い、障害者虐待の予防や早期発見に努めていきます。また、虐待対応に成年後見制度を利用し、権利擁護の確保を進めていきます。

### (2) 意思決定支援の促進

障害のある人への支援は、自己決定の尊重であることが基本となります。しかしながら、自ら意思決定をすることに困難を抱える障害のある人が多くいます。このため、日常生活や社会生活に関して、自らの意思が反映された生活を送ることができるよう、可能な限り本人が意思決定できるよう支援し、本人の意思を確認したり、

意思・選好を推定したりするなど、支援を尽くすことが必要とされています。支援としては、次のとおりです。

- ・自ら意思を表明し、その表明が尊重されること。
- ・自ら意思決定に関与する機会や方法を提供し、その選択肢や内容について十分な説明や相談を行うこと。
- ・自ら意思決定した結果に対して、不満や不安があれば適切な相談窓口や解決策を提供し、納得感や満足感を持つこと。

知的障害や精神障害などで自己決定に困難を抱える障害のある人が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることが可能となるよう、本人の自己決定に必要な情報を理解できる工夫を行い、本人が安心して自由に意思表示できるよう意思決定支援を促進していきます。

### (3) 障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進

スポーツやレクリエーション、芸術文化活動などを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、すべての人の権利であり、障害のある人の活動を支援していくことは、その社会参加を進め、障害の有無にかかわらず人々がお互いを尊重しながら共生する社会を実現していく上で非常に重要な意義があります。

本市は、障害のある人がスポーツに参加しやすい環境づくりの一環として、令和2(2020)年に国内初の屋外型ウィルチェアスポーツ施設である東大阪市立ウィルチェアスポーツコートを設置しました。既存の市内各所の施設においても利便性の向上へ向けた検討を進めながら、ここを起点とし、広く障害者スポーツの理解啓発の推進に努めていきます。また、活動参加を通じ、コミュニケーションの機会を生み出し、生活の基盤となる地域体制づくりを進めます。

加えて、令和4(2022)年より障害者週間の理解啓発として障害者アート展を実施しています。これらにより引き続き障害のある人が創造する文化芸術の作品などの発表の機会の確保や情報収集・発信を行い、文化芸術活動を通じた交流などを促進します。

また、身近な地域の中で、障害のある人本人やその家族、地域住民などによる自発的な活動を支援するとともに、活動を支援する福祉サービス事業所や特別支援学校などの関係者によるネットワークの形成の構築など、人材交流に努めます。

さらに、事業者などと連携し、スポーツ・レクリエーションイベントの機会の増加、活動場所の提供や、障害のある人の芸術活動を支える人材の発掘などに努めます。

## (4) 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進

障害のある人の暮らしに役立つ情報や各種支援制度・サービスの利用に関する情報をより多様な媒体を通じて提供していくために、市発信情報のバリアフリー化を推進していくとともに、市政だより、パンフレット、ホームページなどの活用、行政情報の点字・音声化の促進、読みやすい表記や分かり易い表現など一人ひとりの障害特性に応じた情報の提供に努めます。

また、災害や大規模感染症の発生時に、必要な人に必要な情報が届くよう、関係機関と連携した情報提供体制の整備に努めます。

障害のある人が多くの人々と円滑にコミュニケーションが行えるよう、手話通訳者などの派遣を行うとともに、手話通訳者・要約筆記者など意思疎通支援に関わる人材の育成・確保に努めます。

## (5) 障害を理由とする差別の解消の推進

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」では、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する、または提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害のある人でない者に対しては付さない条件を付けるなどにより、障害のある人の権利利益を侵害することが禁止されています。

このため、障害のある人にとって社会的障壁を除去することが必要な場合には、その実施に伴う負担が過重でない時は、障害のある人の権利利益を侵害することにならないよう、合理的配慮を行うことが必要とされ、障害福祉サービスや各種機会の提供などに際しては、障害の特性や性別・年齢・状態などを配慮し、建設的な対話などにより相互理解を図り、必要かつ合理的な範囲で、柔軟な対応を推進していきます。

また、行政機関や事業者への職員研修の実施など障害及び障害のある人に対する理解を深めるとともに、地域住民に対する障害についての正しい理解啓発を行うなど、差別解消や合理的配慮の提供を促進し、障害を理由とする差別の解消の推進に努めます。

さらには、障害者差別解消法の目的である共生社会の実現に向けて、障害者団体や事業所等との連携・協力を促し、多様な機会を通じて相互理解を深め、障害のある人が積極的に社会活動に参画できるよう支援していきます。

## (6) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取り組みや事業所における研修等の充実

障害者福祉施設などにおける安全管理を徹底するため、来訪者の予定などに関する情報共有化や、安全確保・緊急の避難場所・連絡方法などに関する共通理解などを進めることが必要とされています。また、地域において、警察をはじめ、地域の自治会や民生委員・児童委員などと安全などに関する情報の共有や連携をし、防犯や防災のための避難訓練を実施することなどが必要とされています。

また、令和5(2023)年度末までに事業所においては、BCP(事業継続計画)作成義務があり、これは「事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく」ものであり、いざという時への備えが用意されることとなります。

このため、福祉施設などが日常の安全管理や緊急時の対応、近隣地域との関わり・危険箇所の把握などに関する職員研修の充実が見込まれ、市として地域との情報共有体制の構築や連携に向けての支援を実施していきます。

## (7) ユニバーサルデザインの推進

障害のある人が安全で快適な社会生活を送ることができるよう、ハード、ソフト両面のバリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を総合的に推進します。市が中心的に情報提供を行い、関係者相互に情報交換・情報共有を進めながら、連携を強化していきます。

これらの実現に向け、障害のある人が安全で安心して生活し、社会参加できるように、さまざまな障害特性などに配慮した情報バリアフリーの充実や情報アクセシビリティの確保、生活空間のバリアフリー化などユニバーサルデザインの考え方に基づいた福祉のまちづくりを推進します。

## (8) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する方針

視覚障害者等が読書に親しむことができる社会を目指すために、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)が施行されました。また、令和2(2020)年に視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画が策定され、これに基づき、本市においても、市立図書館を中心に視覚障害者等の

読書環境の整備を進めるため、以下のサービスの強化と利用促進を図ります。

### ① 大活字本・点字図書・LLブック・デイジー図書の収集

目の見えにくい方にも読みやすい大活字本や、点字に翻訳された図書や絵本、やさしい言葉やピクトグラム（絵文字）、写真・図などを用いて理解を助けるLLブック、デイジー図書を収集します。これらの資料は、バリアフリー図書専用コーナーとして、図書館内に分かりやすく配置します。デイジー図書は、現在市内のボランティア団体で作成していただいていることから、その支援の充実を図ります。これらの資料は、バリアフリー図書専用コーナーとして、館内に分かりやすく配置します。それとともに、利用に関する案内や利用者への支援の充実を図ります。

市立図書館では、サピエ図書館（インターネット上の電子図書館で点字データ約25万タイトル、音声デイジーデータ約12万タイトルの図書等を、個人のデバイス等を用い、読んだり聞いたりできるサービス）に加入しています。

デイジー図書は、サピエ図書館からダウンロードするなどのほか、現在市内のボランティア団体で作成していただいていることから、ボランティア団体への支援の充実を図ります。

### ② 貸出・郵送および対面朗読サービス

図書館への来館が難しい方のために、施設への団体貸出や宅配等のサービスを実施します。図書館の本や、利用者ご自身が持参された本を読み上げる対面朗読サービスも、継続的に実施します。

### ③ 電子図書館利用促進

電子図書館には、文字の大きさやフォント、色を変更できるなど、目の見えにくい方に配慮した機能があります。音声で聞くことのできるコンテンツの収集も積極的に行います。

資料を収集するだけでなく、まずは障害のある人にその存在や利便性を知ってもらい、読書の機会が開かれていることを伝える必要があります。市の所管課とも連携し、障害のある人への電子図書館案内の機会を増やします。

以上の方針に基づき、これまで同様、点字やデイジーに加え、日々進化するIT機器等を活用しながら視覚障害者等が読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受できるよう努めます。

## (9) 障害福祉サービス事業所等の施設整備に関する方針

障害者施設等の整備については、確実性を有する整備計画であって、緊急性の高いものから、「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金」など利用しながら、下記整備方針に基づき、予算の範囲内で今後障害福祉サービス事業所等の施設整備を推進していきます。

### 施設整備の基本的な考え方

第7期計画期間において、障害者の重度化、高齢化や親なき後を見据え、障害者の暮らしを地域全体で支える地域生活支援拠点等の充実が求められる。

特に重度障害者や医療的ケアが必要な方の受け入れが可能なグループホームや短期入所等、施設から地域生活への移行の推進と、安心して地域で暮らし続けるために必要なサービス提供基盤の整備を優先するものとする。

重度障害者や高齢化した障害者を受け入れるために必要となるバリアフリー化のための工事や、設置が義務付けられるスプリンクラー整備などについても、優先整備の対象とする。

また、重度心身障害児を支援する児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所の充実を図るものとする。

## 参考資料

# 1 計画の策定体制と経過

## (1) 策定体制

### 1 東大阪市社会福祉審議会条例

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づく社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関として、本市に東大阪市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(調査審議事項の特例)

第2条 審議会は、法第12条第1項の規定に基づき、児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議する。

2 審議会は、前項の事項のうち、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条に規定する事項を、同条の幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関として調査審議する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、当該臨時委員に係る特別の事項の調査審議が終了する時までとする。

(委員長職務の代理)

第4条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、委員の4分の1以上の者から審議すべき事項を示して招集の請求があったときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 臨時委員は、当該臨時委員に係る特別の事項について審議会が会議を開く場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第6条 審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 専門分科会ごとに専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員）の互選によってこれを定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。

4 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長の指名する委員又は臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員）がその職務を代理する。

5 前条の規定は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあ

るのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行後最初に行われる審議会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（平成26年6月30日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月31日条例第8号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

## 2 東大阪市社会福祉審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東大阪市社会福祉審議会条例（平成17年東大阪市条例第2号）第7条の規定に基づき、東大阪市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会)

第2条 専門分科会及びその調査審議する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
  - (2) 障害者福祉専門分科会 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事項
  - (3) 高齢者福祉専門分科会 高齢者の福祉に関する事項
  - (4) 児童福祉専門分科会 児童並びに母子及び父子の福祉並びに母子保健に関する事項
- 2 審議会は、前項各号に定める専門分科会のほか、必要に応じ、その他の専門分科会を置くことができる。
  - 3 審議会は、専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。以下この項において同じ。）の所管に属する専門事項について諮問を受けたときは、当該専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(審査部会)

第3条 審議会は、障害者福祉専門分科会に次の各号に掲げる審査部会を置く。

- (1) 視覚障害審査部会
  - (2) 聴覚障害等審査部会
  - (3) 肢体不自由審査部会
  - (4) 内部障害審査部会
  - (5) 更生医療機関審査部会
- 2 審議会は、前項第1号から第4号までに掲げる審査部会に身体障害者の障害の種別ごとに障害程度の審査に関する事項並びに身体障害者手帳に係る指定医の指定及び取消しに関する事項を、前項第5号に掲げる審査部会に更生医療を担当する医療機関の指定及び取消し並びに担当する医療の種類の変更に関する事項を、それぞれ調査審議させるものとする。
  - 3 審査部会ごとに審査部会長を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。
  - 4 審査部会長は、会務を掌理する。
  - 5 審査部会長に事故があるとき、又は審査部会長が欠けたときは、あらかじめ審査部会長の指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

(審査部会の会議)

第4条 審査部会の会議は、審査部会長が招集し、審査部会長がその議長となる。

2 審査部会の会議は、委員及び臨時委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 審査部会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、審査部会長の決するところによる。

4 審議会は、前条第2項に定める事項について諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とする。

(部会)

第5条 審議会は、必要に応じ、専門分科会に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会に置く部会にあつては、委員。次項において同じ。）は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の会務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員又は臨時委員（民生委員審査専門分科会に置く部会にあつては、委員）がその職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって、審議会の決議とすることができる。

7 前条第1項から第3項までの規定は、部会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「審査部会の」とあるのは「部会の」と、「審査部会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第27号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月29日規則第16号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月30日規則第51号）抄

1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規則第24号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月22日規則第10号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

## 3 東大阪市社会福祉審議会委員 名簿

## 東大阪市社会福祉審議会委員

令和5年4月1日現在（50音順、敬称略）

氏名	所属団体等
阿部 圭	連合東大阪地区協議会 事務局次長
新崎 国広	ふくしと教育の実践研究所 SOLA 代表
池畑 静江	東大阪市人権擁護委員会
和泉 直貴	東大阪市障がい児・者福祉施設連絡会 会長
稲森 公嘉	京都大学大学院法学研究科 教授
井上 寿美	大阪大谷大学教育学部教育学科 教授
岩浅 哲治	東大阪市自治協議会 副会長
江浦 保	東大阪市社会福祉協議会 会長
太田 優美	東大阪労働団体連絡協議会
香川 輝子	東大阪市母子寡婦福祉会 副会長
北野 英子	東大阪市意岐部地域人権協会 委員
五島 淳	東大阪市民健康づくり推進協議会 副会長
坂本 ヒロ子	東大阪市手をつなぐ育成会 会長
澤田 強	東大阪市老人クラブ連合会 会長
潮谷 光人	東大阪大学こども学部こども学科 教授
関川 芳孝	大阪公立大学 名誉教授
高橋 尚三	東大阪市人権長瀬地域協議会 事務局次長
中上 世津子	東大阪労働組合総連合 専門委員
中川 千恵美	大阪人間科学大学人間科学部社会福祉学科 教授
西岡 剛司	東大阪市私立保育会 会長
西島 善久	東大阪市高齢者介護施設会 会長
濱田 康子	東大阪市身体障害者福祉協会 副会長
原 彦保	東大阪市校区福祉委員会連合会 副委員長
松川 啓子	東大阪市議会議員
松端 克文	武庫川女子大学心理・社会福祉学部 教授
三星 昭宏	近畿大学 名誉教授
村岡 悠子	弁護士・中小企業診断士
山田 祥隆	東大阪市福祉施設会 会長
山本 朗	東大阪市社会福祉事業団東大阪市立障害児者支援センター 医監
横田 信一	東大阪市議会議員
吉邨 幸雄	東大阪市民生委員児童委員協議会連合会 会長

## 4 東大阪市障害者計画等策定合同会議設置要綱

(名称)

第1条 障害者基本法第11条第3項の規定に基づく、市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条の規定に基づく、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画及び児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画の三計画を総称して、障害者計画等という。

(設置)

第2条 障害者計画等を策定するにあたり、地域の実情に即した実効性のある内容とするため、あらかじめ、サービスを利用する障害者等幅広い関係者より意見を聴取するために、東大阪市障害者計画等策定合同会議（以下「合同会議」という。）を設置する。

(目的)

第3条 合同会議は、障害者計画等を策定するにあたり、次の各号に掲げる事項について意見集約することを目的とする。

- (1) 身体、知的、精神の三障害の一元化の下で、数値目標を含む障害福祉サービスの適切な基盤整備に関する事項
- (2) 地域生活移行や就労支援などを進める観点から、地域住民、企業など幅広い参加の促進、及び地域社会の理解を深めるための啓発・広報活動に関する事項
- (3) 福祉分野のみならず、教育、医療、雇用といった分野を超えた総合的取り組みの推進及び地域ネットワークの強化などに関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、障害者計画等を策定するにあたり必要な事項

(組織)

第4条 合同会議は、次の各号に掲げる組織から委員を選出し、その委員を23名以内とする。

- (1) 東大阪市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会
- (2) 東大阪市障害者計画等策定懇話会

(任期)

第5条 委員の任期は、当該計画策定が完了するまでとする。

(議長及び代理者)

第6条 合同会議には、議長を置く。

- 2 議長は、東大阪市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会の会長が任につくものとする。
- 3 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 合同会議は、議長が招集する。

(関係者の出席)

第8条 合同会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 合同会議の庶務は、福祉部障害者支援室障害施策推進課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、合同会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。

## 5 東大阪市障害者計画等策定合同会議 委員名簿

### 東大阪市障害者計画等策定合同会議委員名簿

令和5年4月1日現在（敬称略）

	所属団体等	氏名
東大阪市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会	東大阪市手をつなぐ育成会 会長	坂本 ヒロ子
	大阪大学子ども学部子ども学科 教授	潮谷 光人
	東大阪市人権長瀬地域協議会 事務局次長	高橋 尚三
	武庫川女子大学心理・社会福祉学部社会福祉学科 教授	松端 克文
	東大阪市障害児・者福祉施設連絡会 会長	和泉 直貴
	東大阪市身体障害者福祉協会 副会長	濱田 康子
	東大阪労働団体連絡協議会 委員	太田 優美
東大阪市自立支援協議会	相談支援事業者の代表（社会福祉法人ひびき福祉会）	比名 陽子
	当事者中心の会代表	地村 貴士
	指定障害福祉サービス事業者の代表（特定非営利活動法人ぴよぴよ会）	坂本 諭司
	社会福祉法人東大阪市社会福祉事業団	田村 敦司
東大阪市障害者差別解消支援地域協議会	地域ケアに関する学識経験者（春の森法律事務所）	高橋 昌子
	阪本病院家族SST交流会	川邊 慶子
	東大阪市基幹相談支援センター	児玉 祐子
東大阪市こころの健康推進連絡協議会	社会福祉法人鴻池福祉会 理事長	胡中 美弥子
	有限会社オラシオン訪問看護ステーションふろーる 所長	辻本 直子
	一般社団法人つどい 代表理事	本多 佳代
	社会福祉法人天心会小阪病院ソーシャルワーク課 課長	森本 典子
公募委員	公募委員（障害当事者又はその家族）	山田 正人
	公募委員（障害当事者又はその家族）	西川 香里
	公募委員（障害当事者又はその家族）	妹尾 美紀

## 6 東大阪市自立支援協議会運営規約

(趣旨)

第1条 この規約は、東大阪市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成18年東大阪市条例第2号）、東大阪市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年東大阪市規則第46号）その他別に定めがあるもののほか、東大阪市自立支援協議会（以下「協議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議に関すること。
- (4) 障害福祉計画の推進状況の点検及び進行管理
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は別表1に掲げる者をもって組織する。

- 2 本協議会に助言をする者としてオブザーバーを置くことができる。

(ケア連絡会)

第4条 必要に応じて広域的な連絡調整を必要とする事例について、新たな資源の検討・開発を目的としたケア連絡会を設置することができる。

- 2 ケア連絡会は、基幹相談支援センター、委託相談支援センター、福祉部障害者支援室、健康部保健所健康づくり課の担当者をもって組織する。

(地域別会議)

第5条 個別の事例への対応のあり方に関する協議、調整を行うために、協議会に地域別会議を置くことができる。

- 2 地域別会議は、委託相談支援センターが召集し、地域の実情に応じて開催したうえで、取り上げられた課題等についてケア連絡会に提出する。

(運営委員会)

第6条 ケア連絡会に提出された地域別会議等の課題を協議するため、協議会に運営委員会を置くことができる。

- 2 運営委員会の委員は、別表2に掲げる機関等の実務担当者をもって組織する。

(専門会議)

第7条 継続した協議、調整を必要とする課題については専門会議を置くことができる。

- 2 専門会議は、個別の課題について関わる関係機関の担当者をもって組織し、協議会の承認を得て設置し、協議会にその活動内容を報告し承認を得ることとする。
- 3 専門会議の長は、会議の内容を事務局に報告する。

(関係者の出席)

第8条 協議会、ケア連絡会、地域別会議、運営委員会及び専門会議（以下「協議会等」という。）は、その所掌事業の遂行に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(障害福祉計画策定等会議への出席)

第9条 協議会の会長は、その指名する委員に障害福祉計画策定等の会議への出席を求めることができる。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、基幹相談支援センターにおいて処理する。

なお、事務局長は基幹相談支援センターの代表が務める。

(守秘義務)

第11条 協議会等の委員は、会議等で知り得た個人の情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

#### 別表1（第3条関係）

- 相談支援事業者の代表
- 指定障害福祉サービス事業者の代表
- 東大阪障害児者福祉施設連絡会の代表
- 東大阪市障がい児通所支援施設事業所連絡会の代表
- 高齢介護等の関係機関の代表
- 中河内地域若者サポートステーションの代表
- 障害当事者又はその家族のうち市長が定める者
- 当事者中心の会代表
- 地域ケアに関する学識経験者
- 障害者を雇用している企業の代表
- 布施公共職業安定所業務部長
- 大阪府立東大阪支援学校長
- 大阪府立交野支援学校四條畷校准校長
- 大阪府立たまがわ高等支援学校長
- 大阪府立生野支援学校長
- 社会福祉法人東大阪市社会福祉事業団の代表
- 社会福祉法人東大阪市社会福祉協議会事務局長
- 東大阪市副市長
- 東大阪市都市魅力産業スポーツ部長
- 東大阪市福祉部長

東大阪市子どもすこやか部長  
 東大阪市健康部長  
 東大阪市教育委員会学校教育部長  
 オブザーバー  
 大阪府こころの健康総合センターの代表  
 大阪府東大阪子ども家庭センターの代表

別表2（第6条第2項関係）

東大阪市立障害児者支援センター  
 相談支援事業者（委託事業を受けている者）  
 指定障害福祉サービス事業者  
 東大阪障害児者福祉施設連絡会  
 東大阪市障がい児通所支援施設事業所連絡会  
 高齢介護等の関係機関  
 中河内地域若者サポートステーション  
 布施公共職業安定所(障害者雇用担当)  
 東大阪市障害者就業・生活支援センター  
 東大阪市就労支援ネットワーク連絡会  
 大阪府障がい者自立相談支援センター  
 大阪府東大阪子ども家庭センター  
 大阪府こころの健康総合センター  
 大阪府立東大阪支援学校(進路担当)  
 大阪府立たまがわ高等支援学校(進路担当)  
 大阪府立交野支援学校四條畷校（進路担当）  
 大阪府立生野支援学校（進路担当）  
 社会福祉法人東大阪市社会福祉協議会  
 東大阪市都市魅力産業スポーツ部労働雇用政策室  
 東大阪市福祉部障害者支援室障害施策推進課  
 東大阪市福祉部障害者支援室障害福祉認定給付課  
 東大阪市福祉部障害者支援室障害児サービス課  
 東大阪市生活支援部東福祉事務所  
 東大阪市生活支援部中福祉事務所  
 東大阪市生活支援部西福祉事務所  
 東大阪市子どもすこやか部子ども見守り相談センター地域支援課  
 東大阪市健康部保健所健康づくり課  
 東大阪市健康部保健所東保健センター  
 東大阪市健康部保健所中保健センター  
 東大阪市健康部保健所西保健センター  
 東大阪市教育委員会学校教育部学校教育推進室  
 東大阪市教育委員会学校教育部教育センター

## 7 東大阪市障害者差別解消支援地域協議会運営要領

(目的)

第1条 本要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「法」という。）第17条の定めにある障害者差別解消支援地域協議会（以下「地域協議会」という。）の運営について必要な事項を定める。

(組織)

第2条 地域協議会は、東大阪市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例に定める東大阪市自立支援協議会の参加者をもって組織する。

(地域協議会の機能とその内容)

第3条 地域協議会の機能及び内容は以下のものとする。

### 1 地域協議会

- (1) 複数の機関等によって紛争の防止や解決を図る事案の共有
- (2) 関係機関等が対応した相談事例の共有
- (3) 障害者差別に関する相談体制の整備
- (4) 障害者差別の解消に資する取組の共有・分析
- (5) 構成機関等における斡旋・調整等の様々な取組による紛争解決の後押し
- (6) 障害者差別の解消に資する取組の周知・発信や障害特性の理解のための研修・啓発
- (7) 前6号に掲げるもののほか、会議等の目的を達成するために必要な事項に関する協議
- (8) 前7号を協議するために、実務担当者会議を置くことができる。

### 2 地域協議会実務担当者会議

- (1) 地域における障害者差別の実態把握や差別の解消に資する取組に関する情報の収集
- (2) 相談窓口による紛争の防止、解決に向けた協議やそれぞれの機関の活動状況の情報交換
- (3) 障害者差別の解消に資する取組の共有・分析
- (4) 障害者差別の解消に資する取組の周知・発信や障害特性の理解のための研修・啓発・発信  
(その他)

第4条 この要領に定めのない事項については、別に定めるところによる。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

## 8 東大阪市こころの健康推進連絡協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 本市における精神障害者の社会復帰の促進及びその自立と、社会経済活動への参加の促進のために必要な支援を行い、市民のこころの健康の保持及び増進に努めることを目的として、東大阪市こころの健康推進連絡協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 精神障害者の福祉の増進と、社会復帰の促進及び社会経済活動への参加の促進支援に関すること。
- (2) 精神障害に関する正しい知識の普及と啓発に関すること。
- (3) 市民のこころの健康づくり及び自殺予防対策に関すること。
- (4) その他、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は15名以内の委員で組織する。

- 2 委員は次の各号に掲げるもののうちから市長が依頼又は指名する。
- (1) 本市内において、精神医療保健福祉事業を実施している団体
  - (2) 本市健康部及び福祉部職員
- (任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (会長及び副会長)

第5条 協議会には、会長及び副会長若干名を置く。

- 2 会長は健康部保健所長をもって充て、協議会を代表し、会務を総理する。
  - 3 副会長は、委員の互選により定め、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (会議)

第6条 協議会は、必要に応じて会議を開くものとする。

- 2 協議会は、会長が招集し、その議長となる。
- (実務担当者会議)

第7条 協議会に、その目的達成に向けて地域の状況を把握し、所掌事務の具体的な活動等について協議するため実務担当者会議を置く。

- 2 実務担当者会議は、次の各号に掲げるものの実務担当者で構成する。
- (1) 本市内において、精神医療保健福祉事業を実施している団体
  - (2) 本市健康部及び福祉部
  - (3) 大阪府こころの健康総合センター
- (部会)

第8条 協議会に、所掌事務の個別の課題を協議するため次の各号に掲げる部会を置く。

- (1) アルコール問題予防部会
  - (2) 自殺予防対策部会
- 2 部会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。
- (関係者の出席)

第9条 協議会は、その所掌事業の遂行に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、健康部保健所健康づくり課において処理する。

(守秘義務)

第11条 協議会委員等は、会議等で知り得た個人の情報を他に漏らしてはならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成22年8月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成27年3月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

## 9 東大阪市福祉推進委員会設置規程

(設置)

第1条 本市における社会福祉に関する計画その他の社会福祉に関する事項を円滑かつ効果的に推進するため、東大阪市福祉推進委員会（以下「福祉推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 福祉推進委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉に関する計画の策定に関すること。
- (2) 社会福祉に関する計画に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 福祉推進委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は担当副市長を、副委員長は教育長をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、福祉推進委員会の事務を総理する。

- 2 委員長に事故があるときは、副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 福祉推進委員会は、必要に応じて会議を開くものとする。

- 2 福祉推進委員会の会議は、委員長が招集し、これを主宰する。
- 3 福祉推進委員会は、必要に応じて委員長、副委員長及び委員の一部で構成する課題別会議を開くことができる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、福祉推進委員会の会議に関係職員の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 福祉推進委員会に幹事をもって組織する幹事会を置く。

- 2 幹事会は、福祉推進委員会の所掌事務の具体的事項につき協議し、検討する。
- 3 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。この場合において、室次長又は所次長の職にある者が2人以上いるときは、所属長の指名する者とする。
- 4 幹事会の会議は、福祉部の次長又は室長のうち福祉部長が指名する者（以下「幹事会主宰者」という。）が招集し、これを主宰する。
- 5 幹事会は、必要に応じて幹事の一部で構成する課題別会議を開くことができる。
- 6 幹事会主宰者は、必要があると認めるときは、幹事会の会議に関係職員の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 福祉推進委員会及び幹事会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、福祉推進委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この訓令は、令達の日から施行する。
- 2 東大阪市地域福祉計画推進委員会設置規程（平成元年東大阪市訓令第1号）及び国際障害者年東大阪市長期行動計画推進本部設置規程（昭和58年東大阪市訓令第10号）は、廃止する。

附 則（平成6年3月31日訓令第3号抄）

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年6月17日訓令第10号）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（平成9年3月31日訓令第4号）

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月31日訓令第3号）

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第1条中東大阪市事務専決規程第2条第3号及び第4号の改正規定、同訓令別表第2病院の医局、看護部及び薬局に関する専決事項の改正規定並びに同表病院事務局に関する専決事項の改正規定中第8号及び第10号の改正規定並びに第2条から第5条まで、第7条及び第8条の規定は、平成10年5月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日訓令第4号）

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月31日訓令第10号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年11月14日訓令第14号）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（平成15年3月31日訓令第10号抄）

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日訓令第2号）

- 1 この訓令は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 東大阪市次世代育成支援対策推進委員会設置規程（平成16年東大阪市訓令第6号）は、廃止する。

附 則（平成17年6月1日訓令第23号）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（平成18年3月31日訓令第5号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月29日訓令第14号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年2月8日訓令第3号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月17日訓令第11号）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（平成23年6月9日訓令第7号）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日訓令第7号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年5月1日訓令第9号）

この訓令は、東大阪市病院事業に地方公営企業法の全部を適用するための関係条例の整備に関する条例（平成23年東大阪市条例第20号）の施行の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日訓令第3号）

この訓令は、東大阪市下水道事業に地方公営企業法の全部を適用するための関係条例の整備に関する条例（平成24年東大阪市条例第52号）の施行の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日訓令第2号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日訓令第4号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日訓令第4号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月29日訓令第14号）

この訓令は、地方独立行政法人市立東大阪医療センターの成立の日から施行する。

## 参考資料

附 則（平成29年3月31日訓令第3号）  
この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日訓令第6号）  
この訓令は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第18条中東大阪市車両の管理、運行等に関する規程第7条の改正規定は、令達の日から施行する。

附 則（令和3年3月18日訓令第5号）  
この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

## (2) 策定経過

日程	委員会等名称	報告・議事内容等	
令和5年	2月13日(月) 14:00~16:00	令和4年度 第2回東大阪市社会福祉審議会	○第4次東大阪市障害者プランの策定 ○第7期東大阪市障害福祉計画及び第3期東大阪市障害児福祉計画の策定(周知)
	5月19日(金)	令和5年度 第1回東大阪市社会福祉審議会	○第4次障害者プラン進捗状況について
	5月31日(金) 10:00~12:00	第1回東大阪市障害者計画等策定合同会議	○合同会議の位置付けについて ○委員紹介 ○計画策定スケジュールについて ○東大阪市障害者ニーズ調査案について
	7月7日(金)~ 8月31日(木)	東大阪市障害者ニーズ調査の実施	
	10月23日(月) 10:00~12:00	第2回東大阪市障害者計画策定合同会議	○計画策定スケジュールについて ○東大阪市障害者ニーズ調査結果について ○国・府の基本指針等について ○第7期東大阪市障害福祉計画及び第3期東大阪市障害児福祉計画の骨子案について
	11月2日(木) オンライン開催	第3回東大阪市障害者計画策定合同会議	○東大阪市障害者ニーズ調査結果について ○第7期東大阪市障害福祉計画及び第3期東大阪市障害児福祉計画の策定について
	11月29日(水) 15:00~17:00	第4回東大阪市障害者計画策定合同会議	○第7期東大阪市障害福祉計画及び第3期東大阪市障害児福祉計画の素案について
	12月1日(金) 書面開催	東大阪市福祉推進委員会幹事会	○第7期東大阪市障害福祉計画及び第3期東大阪市障害児福祉計画の素案について
	12月中	東大阪市福祉推進委員会の委員・幹事等による計画素案の点検	○委員・幹事等に第7期東大阪市障害福祉計画及び第3期東大阪市障害児福祉計画を配布
	12月22日(金)	パブリックコメントの募集開始 ○東・中・西の福祉事務所、保健センター、本庁の市政情報相談課、障害者支援室の窓口、市のウェブサイト第7期東大阪市障害福祉計画及び第3期東大阪市障害児福祉計画の素案を公表	
令和6年	1月22日(月)	パブリックコメントの募集終了	
	2月8日(木) 10:00~12:00	第5回東大阪市障害者計画策定合同会議	○第7期東大阪市障害福祉計画及び第3期東大阪市障害児福祉計画の案について
	2月26日(木) 14:00~16:00	第2回東大阪市社会福祉審議会	○第7期東大阪市障害福祉計画及び第3期東大阪市障害児福祉計画の承認

## 2 用語の解説

---

### 【あ行】

#### ●アウトリーチ

「手を差しのべること」の意味です。援助が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない在宅や入院・入所中の要援護者等に対し、行政や医療、支援機関などが訪問し、積極的に働きかけることで、社会生活を支援する活動のことです。訪問支援を指します。

#### ●アセスメント

「人や物の評価や判断、また課税や資産などの評価および査定など」の意味です。障害のある人の生活面や就労面に関する情報アセスメントにより把握し、得られた情報を関係機関で共有・更新することで、障害のある人の就労能力や生活の状況を踏まえた支援を行うために活用されるものです。

#### ●ICT

「Information and Communication Technology」の略で、「情報通信技術」のことをいいます。「情報通信技術」とは、コンピュータやインターネットに関連する情報通信技術のことです。

#### ●委託相談支援センター

障害のある人・保護者等の相談に応じ、必要な情報提供や各種機関の紹介、障害福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助等を総合的に行います。市内のごとの担当制として7カ所設置しています。

#### ●医療的ケア

日常生活に必要とされる医療的な生活援助行為となり、家族や看護師が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為のことです。

#### ●インクルーシブ（インクルージョン）

「包み込む」「包含する」という意味で、障害のある人も他の人と一緒に地域の学校で学び、地域で働く場を確保し、必要なときに必要な援助や支援を受けて生活するために社会資源を充実し、住民ネットワークで障害のある人を地域社会の中で包み込んで、ともに支えていくことをいいます。

**●ウィルチェアスポーツ**

インクルーシブな概念を取入れたスポーツとして車いすスポーツを推進するにあたり、車いすの英語表現 “wheelchair” を用いてウィルチェアスポーツと呼称したものです。

**●NPO**

NPOは「Nonprofit Organization」の略。医療、福祉、環境、文化、まちづくりなど多様な分野において、営利を目的とせず社会的使命を意識して活動するボランティア団体などの社会活動団体をいいます。特定非営利活動促進法（NPO法）の認証を受けた宗教・政治活動以外の公益のために活動する団体を「NPO法人」（特定非営利活動法人）といいます。

**●エンパワーメント**

障害のある人がより内発的な力を持ち、自らの生活を自らコントロールできること、または、自立する力をつけていくことです。

**【か行】****●共同生活援助（グループホーム）**

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

**●基幹相談支援センター**

東大阪市障害児者支援センター「レピラ」に設置し、障害児者の総合的な相談窓口として、地域における相談支援の中核を担い、委託相談支援センターなどの関係機関と連携して、専門的な相談を行います。また、東大阪市自立支援協議会の事務局機能を担いつつ、地域の相談支援体制強化への取り組み、地域移行や地域定着、権利擁護にかかる相談支援等も行います。

**●コーディネーター**

物事を調整し、まとめる役割を果たす人です。

**●校区福祉委員会**

社会福祉協議会の内部組織として、おおむね小学校区に結成された自主的な活動を行う組織で、住民団体、福祉団体、当事者団体、関係団体など地域の各種団体から構成されており、校区内の身近な福祉問題を解決するための活動を行います。

●高次脳機能障害

外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受け、その後後遺症等として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害等を指すもの。

●工賃

障害のある人の日中活動の場では、下請作業や自主製品の販売で収益をあげた場合、その対価を「工賃」として支払うことになっています。

●合理的配慮

障害のある人が他の人の平等を基礎として、すべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいいます。

【さ行】

●障害者虐待防止センター

障害のある人の虐待に関する通報や届出の受理を24時間の通報窓口として実施する機関です。

●障害者週間

障害についての理解を深め、障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的に、毎年12月3日から9日までの一週間が「障害者週間」と定められています。

●障害者就業・生活支援センター

就職を希望している障害のある人や在職中の障害のある人に対して、雇用及び福祉の関係機関との連携のもと、就業面と生活面の一体的な支援や、企業（雇用主）に対する雇用管理や職場環境等の助言や作業遂行上の支援などを行う機関です。

●自立支援協議会

障害者総合支援法律第89条の3第1項に規定する協議会で、関係機関等が地域における障害のある人等への支援体制に関する課題について情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、障害のある人等への支援体制の整備を図ることを目的として設置する機関です。

**●精神障害にも対応した地域包括ケアシステム**

精神障害のある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムのことをいいます。

**●成年後見制度**

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人が、地域で安心して生活できるよう、財産や権利を保護し、支援していく制度です。

**【た行】****●地域共生社会**

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のことです。

**●地域生活支援拠点等**

障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）のことです。

**●地域包括支援センター**

高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者を支える中核的な拠点として介護保険法で定められた包括的支援事業（介護予防マネジメント、権利擁護、総合的な相談・支援、ケアマネージャーへの支援）などを総合的に行う機関で、保健師、主任ケアマネージャー、社会福祉士が専門性を生かして相互連携しながら業務を行います。

**【な行】****●難病**

「原因は不明で治療法未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病」や「経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病」とされています。

【は行】

●発達障害

広汎性発達障害（自閉症、アスペルガー症候群など）、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）を中心とする脳機能障害のことをいいます。

ADHDは「Attention Deficit Hyperactivity Disorder」の略で、「注意欠陥多動性障害」とは、年齢または発達とは釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、日常生活や学業、就労などの社会活動に支障をきたすものです。

LDは「Learning Disorders, Learning Disabilities」の略で、「学習障害」とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態を指すものです。

●東大阪市立障害児者支援センター「レピラ」

東大阪市立障害児者支援センター「レピラ」は、障害児者がひとりの市民として地域で安心して豊かに暮らしていけるために支援をする施設です。ライフステージに沿って子どもから大人まで「児者一貫」の切れ目のない支援を行うために相談、通園、通所、医療などを柱にさまざまな専門に機能を備えています。

また、東大阪市における障害児者福祉の拠点として、幅広く障害福祉関係機関や病院などの地域のネットワークの中核を担います。

●バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去することをいいます。段差等の物理的障壁の除去と、より広く障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味の両方があります。

●ピアカウンセリング・ピアサポート活動

障害のある人が、自らの体験に基づいて、同じ悩みや障害のある仲間の相談に応じ、相談者自身で問題の克服を図ることをいいます。

●法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく制度で、一定数以上の規模の企業等に対して、一定の割合の障害のある人を雇用する義務を課すものです。

## 【ま行】

## ●民生委員・児童委員

地域のボランティアとして、社会福祉の増進のため常に住民の立場に立って相談・援助など住民のくらしを支援する、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。

## 【や行】

## ●ユニバーサルデザイン

バリアフリーと近い概念ですが、バリアフリーが高齢者、障害者、外国人等の活動にバリアとなるものを取り除くことを主眼としているのに対し、ユニバーサルデザインは特定の人の利用に限定しない、最大限すべての人が利用しやすい製品、建築、空間などのデザインのことを表します。

## ●要約筆記

聴覚障害のある人への情報提供手段の一つで、話している内容を要約し、文字として伝えることをいいます。

## 【ら行】

## ●ライフステージ

人間の成長の度合いに応じた人生の段階を指す言葉。人生の段階をどのように区分するかについてはいろいろな考え方があり得ますが、一般的には、乳児期、幼児期、児童期、思春期、成人期、壮年期、老年期といった区分が多く用いられます。

第7期東大阪市障害福祉計画 第3期東大阪市障害児福祉計画

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度

発行 令和6(2024)年3月

東大阪市 福祉部 障害者支援室 障害施策推進課

大阪府東大阪市荒本北一丁目1番1号

TEL 06-4309-3183

FAX 06-4309-3815

e-mail shogaishisaku@city.higashiosaka.lg.jp



東大阪市

